

七尾市立地適正化計画

(素案)

令和8年10月
(パブリックコメント)

七 尾 市

目 次

1章. はじめに	1
1. 策定の背景・目的及び役割	1
2. 策定体制	3
3. 計画期間	3
4. 計画の位置付け	4
5. 計画の構成	5
6. 上位計画	6
 2章. 七尾市の現況と課題	 15
1. 七尾市の現況	15
2. 七尾市における都市構造上の課題	26
 3章. 立地の適正化に関する基本的な方針	 27
1. 目指すべき都市構造（将来都市構造）	27
2. まちづくりの方針（ターゲット）	29
3. 目指すべき都市像	30
 4章. 居住誘導区域	 31
1. 居住誘導区域とは	31
2. 居住誘導区域の設定方針	31
3. 居住誘導区域の設定	45
 5章. 都市機能誘導区域・誘導施設	 50
1. 都市機能誘導区域・誘導施設とは	50
2. 都市機能誘導区域の設定方針	50
3. 誘導施設の設定	52
4. 都市機能誘導区域の設定	57
 6章. 誘導施策	 60
1. 居住誘導区域に係る誘導施策	60
2. 都市機能誘導区域における誘導施策	60
3. 市全体・交通ネットワークに係る誘導施策	61
4. 届出制度	62

7章. 防災指針	64
1. 防災指針とは	64
2. 災害ハザード情報の整理	64
3. 災害リスク分析の方針	64
4. 災害リスク分析	72
5. 防災上の課題	76
6. 防災まちづくりの方針	77
7. 具体的な取り組み	82
8章. 評価指標・目標値	83
1. 評価指標設定の考え方	83
2. 評価指標の設定	83
3. 目標値の設定	85
4. 評価スケジュール	86

1 章. はじめに

1. 策定の背景・目的及び役割

全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地のままで人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能の維持が困難になりかねないことが懸念されています。

こうした背景から、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることを今後のまちづくりにおける大きな課題と捉え、商業施設、医療・福祉施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などにアクセスできるなど、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくりを進めるため、平成 26（2014）年度に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設されました。

さらに、近年、全国各地で頻発・激甚化する水害をはじめとした大規模な自然災害を踏まえ、令和 2（2020）年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針を定めることが必要になりました。

本市においても、人口減少や高齢化が進行し、今後もその傾向が継続していくことが予測されます。さらに、能登地域において、令和 6（2024）年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により、甚大な被害が発生し、本市においても、建物等に多くの被害が生じており、人口減少が加速度的に進むことが懸念されます。このため、地域ごとに異なる被害状況や既存コミュニティの状況、被災以前からの都市課題を踏まえて、復興まちづくりを推進していく必要があります。

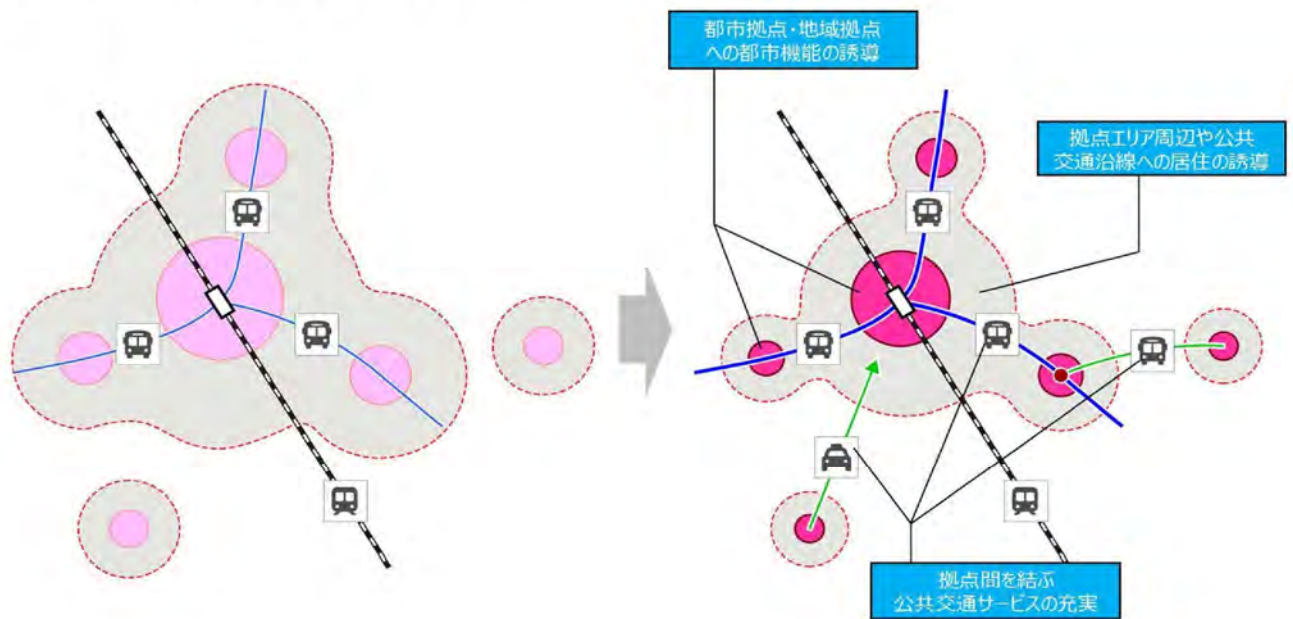
本市では、令和 7（2025）年 2 月に策定した復興まちづくりの方針を示した「七尾市戦略的復興プラン」に基づき、各事業を具体化し、推進していく予定です。令和 7（2025）年度には、復興アクションプランの策定を進め、地域との意見交換を実施しながら、地区別復興構想を策定し、この内容を復興アクションプランに反映しました。

こうした本市における復興まちづくりの動きを推進するため、上記計画の内容を反映した都市計画マスタープランの改訂及び立地適正化計画の策定を行うこととしました。なお、立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、七尾市都市計画マスタープランの一部と見なされるものです。

【立地適正化計画とは】

- ・都市再生特別措置法第 81 条に規定され、「都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取り組みを推進」する計画

■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



出典:立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省 R7 年 4 月改訂)

<立地適正化計画の役割>

①人口減少が進行する中での持続可能な都市づくりの方向性を示す

- ・本市において、今後も継続することが予想される人口減少の状況下でも、持続可能な七尾市版のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を整理し、都市機能や居住の誘導の方向性を明らかにします。

②都市計画マスタープランで定める将来都市構造を実現するための具体施策を位置付けます

- ・本市の都市計画マスタープランで定める将来都市構造実現に向けた都市機能、居住の誘導に係る具体的な施策を位置付けます。

③計画に位置付けた具体施策の実施に向けた調整を行います

- ・立地適正化計画に施策を位置付けることで、国等による様々な支援措置や、都市計画法上の特例を活用することが可能になるため、計画に基づいて施策の実施に向けた調整を国等と行います。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。国のSDGs実施指針では、地方自治体の様々な計画でSDGsの要素を反映することを期待しています。本計画では、特に「11 住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsの推進を図ります。



2. 策定体制

下記の策定体制のとおり、地域・市民や有識者の意見を反映しながら、計画の検討を進めました。

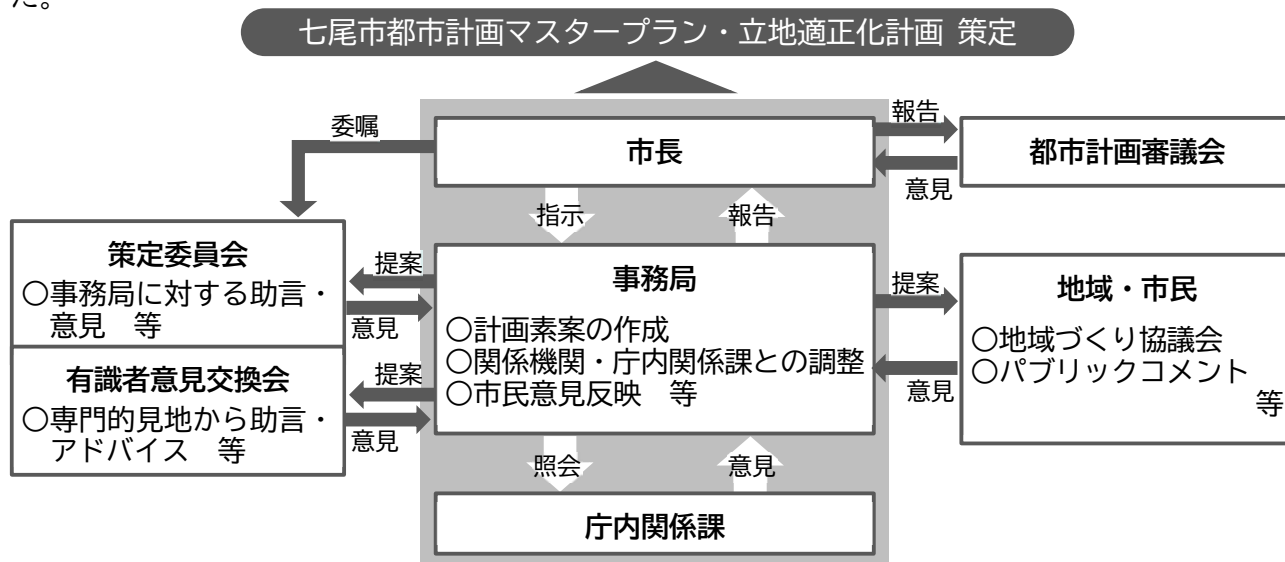


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定体制

3. 計画期間

七尾市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、七尾市都市計画マスタープランと合わせ、令和28(2046)年度を目標年次とします。

4. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、石川県都市計画マスタープランに即するとともに、七尾市都市計画マスタープランとの調和が保たれたものとして作成する必要があります。（都市計画運用指針）

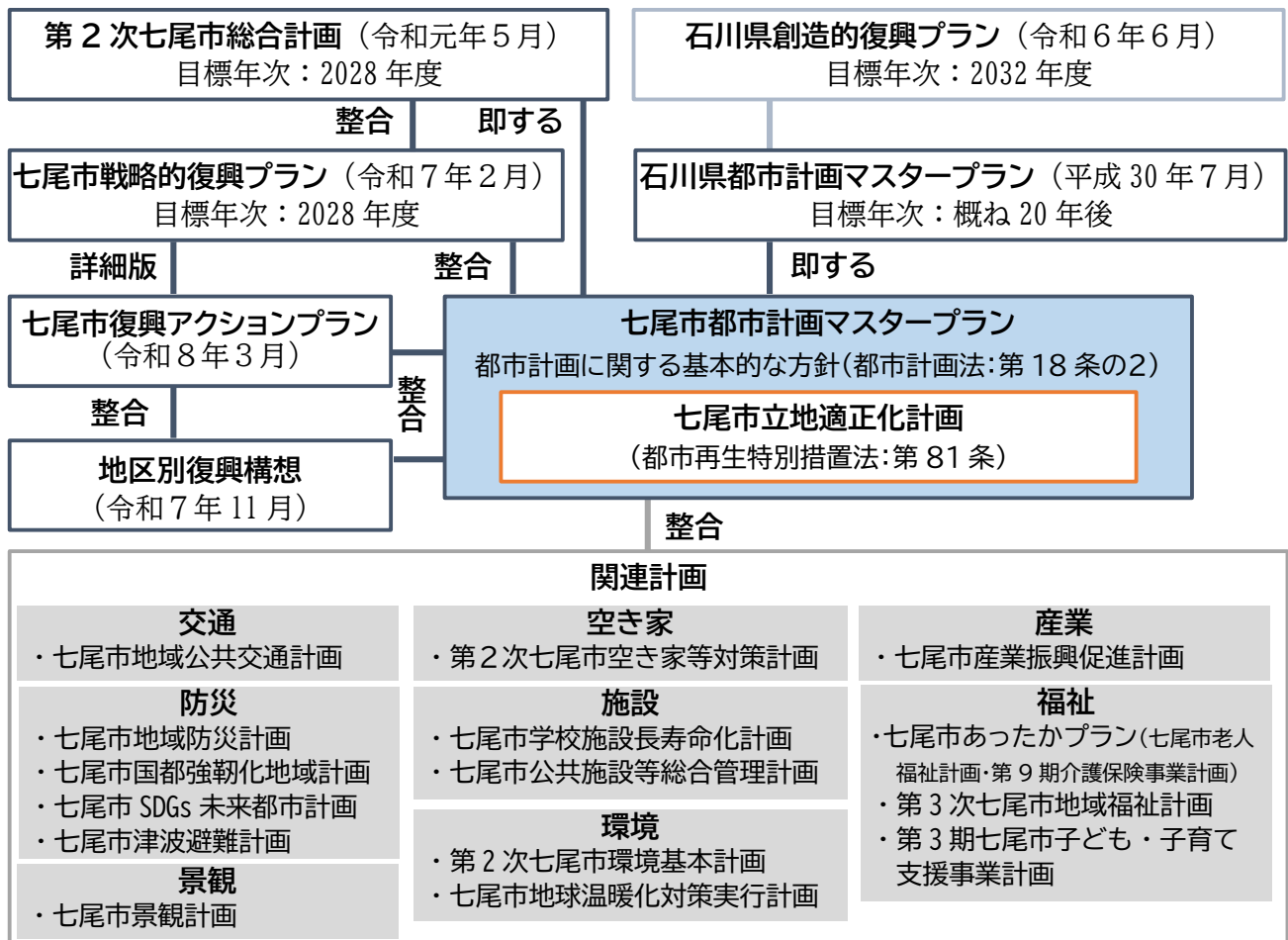
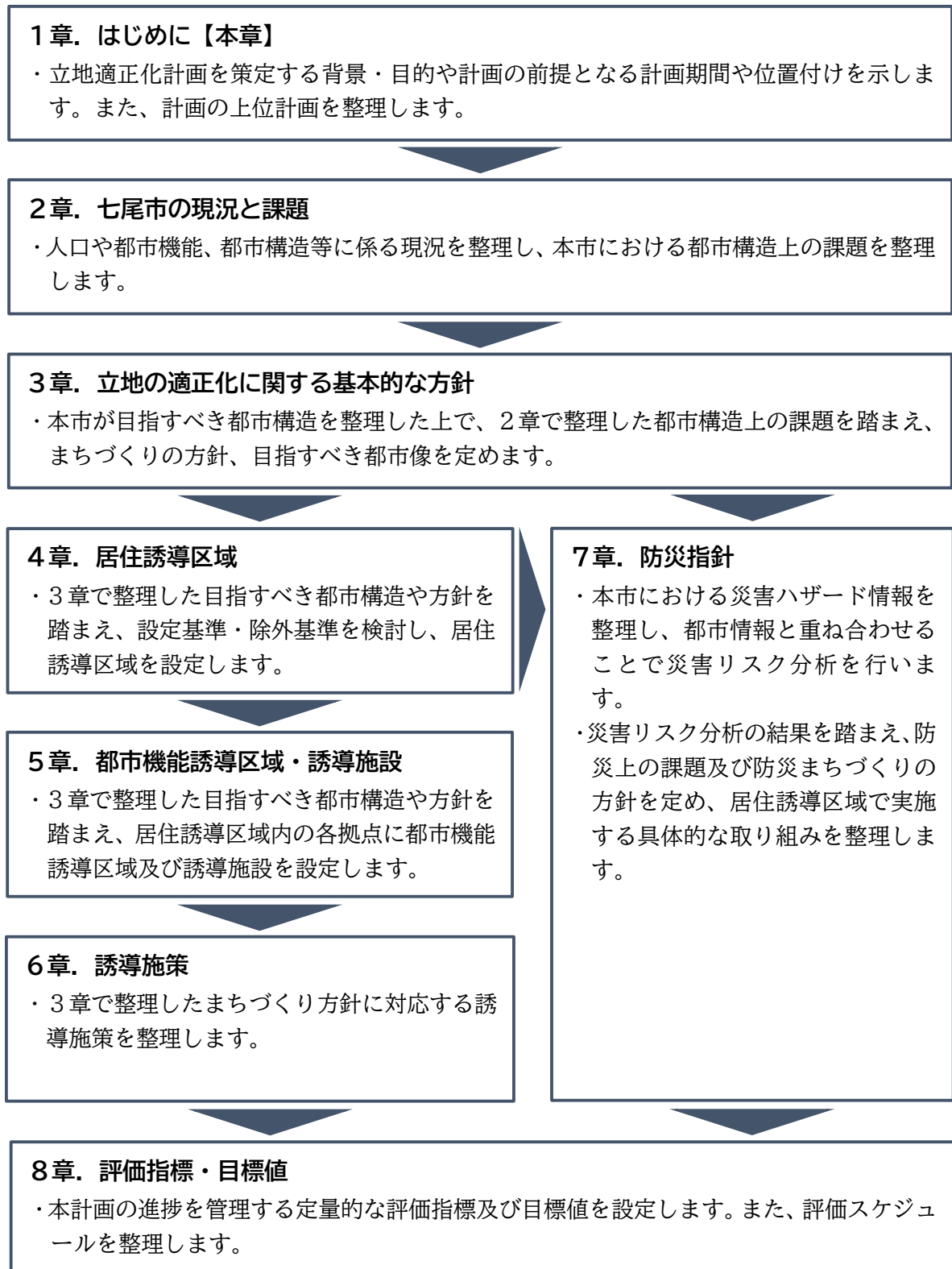


図 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の位置付け

5. 計画の構成

七尾市立地適正化計画は、下図のような構成となっています。



6. 上位計画

①第2次七尾市総合計画（策定：令和元(2019)年5月、計画期間：令和元(2019)年度～10(2028)年度）

基本 構想	【まちづくりの基本理念】 〔市民のねがい ― 七尾市民憲章 ― 〕 古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらく なみおだやかに碧光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手をつなぎ しあわせの和を広げよう 【目指す将来像】 能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお  【まちづくりの基本方針】 <u>I. 地域の宝を活かした市民がいきいきと働けるまち</u> 魅力ある地域資源を最大限に活用して、地域に根ざした商工業や農林水産業の振興を図り、活気あふれるまちを目指します。 <u>II. 住む人、訪れる人の流れをつくり人が集うまち</u> 豊かな自然や歴史・文化などの地域資源やスポーツ施設などの交流拠点を活用し、七尾に多くの人を呼び込むとともに、移住・定住を促進し、住み続けたい、住んでみたいまちを目指します。 <u>III. 次代を担う輝く子どもたちを総ぐるみで育むまち</u> 出産から子育てまでの支援体制や教育環境を充実させ、ふるさと七尾の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていくまちを目指します。 <u>IV. 恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち</u> 世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」に代表される豊かな自然環境と多彩な歴史・文化を次代に継承していくまちを目指します。 <u>V. 福祉・保健・医療がいきとどき安心していきいきと暮らせるまち</u> 高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉を推進し、地域医療体制を充実させるとともに、介護予防や障害者の自立支援、健康づくりを促進することにより、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指します。 <u>VI. 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち</u> 市民の暮らしを支える都市基盤や住環境の整備、防災・防犯体制の強化などにより、安全・快適で暮らしやすいまちを目指します。 <u>VII. 支え合いのネットワークがはりめぐらされたまち</u> 地域づくり協議会が中心となって取り組む支え合い活動を支援するとともに、誰もがまちづくりに参画するまちを目指します。
----------	---

基本
計画

I-1 商工業の振興	(1) 安心して働ける場の創出 (2) 地域に適した企業誘致活動の展開 (3) 地域資源を活かした商工業の振興 (4) 伝統産業の振興と承継 (5) みなとのにぎわい創出 (6) まちなかのにぎわい創出
I-2 農林水産業の振興	(1) 安定した農業経営の確立 (2) 生産基盤の整備と農地の保全 (3) 魅力ある水産業の創出とブランド化 (4) 農林水産業における担い手の確保 (5) 鳥獣被害対策と利活用促進 (6) 豊かな森林資源の保全と活用 (7) 6次産業化の推進
II-1 交流人口の拡大	(1) DMOを中心とした観光地域づくりの推進 (2) 地域の特性を活かした観光の魅力づくりの推進 (3) 広域観光と外国人観光客の誘客促進 (4) スポーツ施設などの活用や体験型旅行による交流人口の拡大
II-2 移住・定住の促進	(1) 移住施策の充実強化 (2) 定住施策の充実強化
III-1 少子化対策の充実	(1) 結婚への希望が持てる環境づくり (2) 妊娠期から乳幼児期までの支援の充実
III-2 子育て環境の充実	(1) 子育て支援体制の充実 (2) 保育環境・保育サービスの充実 (3) 子も親も共に育つ環境づくりの推進
III-3 子ども教育の充実	(1) 子どもの健全育成 (2) 教育環境の充実 (3) 学校教育体制の充実
III-4 生涯学習・生涯スポーツの振興	(1) 生涯学習の推進 (2) 生涯スポーツの振興
IV-1 豊かな自然環境と景観の保全	(1) 自然環境の保全 (2) 良好な景観形成 (3) 景観保全活動の推進 (4) 地球温暖化対策の推進 (5) 循環型社会の形成 (6) 世界農業遺産「能登の里山里海」の推進
IV-2 歴史・文化の継承	(1) 歴史・文化遺産の保全と活用 (2) 魅力ある歴史・文化遺産の情報発信 (3) 伝統的祭り行事の振興と担い手の育成 (4) 優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実
V-1 健康づくりと医療の充実	(1) 生涯を通じた健康づくりの推進 (2) 医療体制の充実 (3) 医療保険制度の安定した運営
V-2 高齢者福祉の充実	(1) 高齢者の自立と社会参加の促進 (2) 認知症施策の推進 (3) 介護支援体制の充実
V-3 障害者福祉の充実	(1) 障害者の自立と社会参加の促進 (2) 生活支援体制の充実
V-4 地域福祉・生活保障の充実	(1) 地域福祉体制の充実 (2) 生活保障の充実
VI-1 災害対策の充実	(1) 災害・減災対策の充実 (2) ライフライン等の確保 (3) 災害未然防止対策の充実
VI-2 消防・救急体制の充実	(1) 消防力の充実 (2) 救急救命体制の充実
VI-3 住環境の整備	(1) 空き家対策の推進 (2) 防犯・交通安全対策の推進 (3) 消費者対策の推進
VI-4 生活環境の充実	(1) うるおいある生活環境の推進 (2) 安全で安定した水道事業の継続 (3) 循環のみち下水道の整備
VI-5 交通体系の充実	(1) 広域的な道路ネットワークの構築 (2) 市内道路ネットワークの構築 (3) 持続可能な公共交通ネットワークの形成
VII-1 共助・協働によるまちづくり	(1) 地域づくり協議会を中心とした地域コミュニティの活性化 (2) 積極的な情報公開と市民参画の推進 (3) 様々なメディアを活用した広報広聴活動の充実 (4) 人権尊重と男女共同参画の推進

②七尾市戦略的復興プラン（策定：令和7（2025）年2月、計画期間：令和6（2024）年度～10（2028）年度）

はじめに	【復興のまちづくりの将来像】 すべての暮らしと営みに幸せを みんなの笑顔が輝くまち 【プランの位置付け】 ・第2次七尾市総合計画に掲げる将来像「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」の実現に向けて、各種計画に基づく事業と連携する計画								
復興の 基本理 念・方針	【復興に向けた基本理念】 ・「市民のねがい ～七尾市民憲章～」を復興の基本理念とし、復興の基本方針を定め一日も早い本市の復旧・復興を目指します。 【復興に向けた基本方針】 <u>I. ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり</u> 社会インフラの強靱化と、人と人とのつながりの強化により、災害に強い地域社会をつくれます。 <u>II. 地域資源を活かしたなりわいの再建と創造</u> 地域資源を活かした生業の再建・創出と、人材の確保などにより経済活動の活性化を図ります。 <u>III. ヒト・モノ・カネの流れの回復と創出</u> 能登へのヒト・モノ・カネと情報の流れを回復させるとともに新たな交流も生み出します。 <u>IV. まちの持続を支える次代を担うひとづくり</u> 将来にわたって「まち」を持続させていくため、次代を担う子どもたちを安心・安全に育むことができるまちをつくれます。 【土地利用の考え方】 ●中心市街地及び和倉エリアは、地域の中心拠点として地域経済の維持に必要な公共インフラ・施設などの強靱化を図り、重要な都市機能の強化を進めます。 ●各地区において震災前以上に安心して暮らせるよう、各地域づくり協議会を核としたコミュニティの再生や居住環境の再建に取り組みます。 ●産業の復興や中心市街地の利便性を高めるため、地域の中心拠点や生活拠点の広域的な連携を促進します。 ●各集落において復旧を進め、現地再建を支援していくとともに、各地域で話し合いを通じて、災害リスクや孤立可能性の高いエリアなどから拠点への移転を支援（必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討）します。 <table><thead><tr><th>凡例</th><th>基本方針</th></tr></thead><tbody><tr><td>重点エリア</td><td>地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点</td></tr><tr><td>地域交流エリア</td><td>防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点</td></tr><tr><td>能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化</td><td></td></tr></tbody></table>	凡例	基本方針	重点エリア	地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点	地域交流エリア	防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点	能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化	
凡例	基本方針								
重点エリア	地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点								
地域交流エリア	防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点								
能登自動車道、のと里山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化									

重点プロジェクト	1 被災者一人ひとりに寄り添った生活再建プロジェクト 2 地域コミュニティ再生プロジェクト 3 震災の経験を生かしたインフラ強靱化プロジェクト 4 なりわい再建プロジェクト 5 和倉温泉創造的復興プロジェクト 6 スポーツ・歴史文化で賑わい創出プロジェクト 7 未来を担うひとづくりプロジェクト
分野別創造的復興施策	 ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり 1. くらしとコミュニティの再建 ① 被災者の生活再建 ② コミュニティの再生 ③ 市民生活に必要な公共インフラなどの早期復旧と強靱化 2. 生活環境の再生と充実 ① 防災・減災対策の推進 ② 総合的な災害対応力の強化 ③ 震災後のニーズを踏まえた公共交通網の構築 3. 持続可能なまちづくり ① 地域づくり協議会を中心とした絆づくりと共助への取り組み ② 豊かな自然環境の保全と持続可能な取り組み ③ 行政サービスのデジタル化と誰一人取り残されないための取り組み ④ 地域共生社会の推進  地域資源を活かしたなりわいの再建と創造 1. 農林水産業の再生・振興 ① 農林水産施設の復旧 ② 農林水産業の再建 ③ 安定した経営の確立 2. 地域産業の再生・振興 ① 地域産業の事業再建支援 ② まちなかの賑わい回復 ③ 地域資源を活かした商工業の振興 3. 新たな産業の創出 ① 安心して働ける場の創出 ② 産業人材の育成と確保  ヒト・モノ・カネの流れの回復と創出 1. 交流人口の拡大 ① 観光地域づくりの推進 ② 和倉温泉を核とした観光振興 ③ スポーツや歴史・文化を活用した交流の推進 ④ 国際交流の推進とインバウンド観光の推進 2. 関係人口の創出と拡大 ① 認知度の向上と関係性の創出 ② 関係人口の拡大 3. 定住人口の確保 ① 移住定住の促進 ② 二地域居住の促進  まちの持続を支える次代を担うひとづくり 1. 少子化対策の充実 ① 出会い・結婚の支援 ② 出産・子育てに係る負担の軽減 ③ 女性活躍の推進 2. 子育て環境の充実 ① 保育サービスの充実 ② 子育て環境の充実 3. 学校教育の充実 ① 子ども教育の充実 ② 学びの環境の再建 ③ 魅力ある学びの場づくり

③石川県都市計画マスタープラン（策定：平成 30(2018)年 7 月、計画期間：概ね 20 年）

目 的 と 役割	・「石川県の都市計画に関する基本的な方針」は、県全体における都市計画の基本的な考え方を、「広域都市圏マスタープラン」は、今後の広域的な都市づくりの考え方を、「都市計画区域マスタープラン」は、それぞれの都市における主要な都市計画の考え方を示したもので、この3つを併せて「石川県都市計画マスタープラン」とし、おおむね 20 年後を目標とした都市づくりの指針とする
石 川 県 の 都 市 計 画 に 関 す る 基 本 的 な 方 針	【都市計画の目標】 基本理念 “個性、交流、安心を実現する地域主体の持続可能なまちづくり” 都市計画の目標 目標 1：持続可能でにぎわいある集約型のまちづくり 目標 2：安全・安心で快適に暮らせるまちづくり 目標 3：活力ある地域拠点の充実と交流のまちづくり 目標 4：個性ある景観と豊かで多様な自然を活かしたまちづくり 目標 5：地域主体のまちづくり 【目標の実現に向けたまちづくりの 10 の方策】 1 地域の特性に応じた集約型のまちづくり 2 人と環境にやさしい総合的な交通体系の構築 3 災害に強くしなやかなまちづくりの推進 4 移住・定住の促進に向けた快適な居住環境の充実 5 地域の強みを活かした拠点の強化 6 産業や交流を支える広域ネットワークの形成 7 個性と魅力ある景観の保全・創出 8 豊かで多様な自然環境との共生・保全 9 官民連携など多様な主体の連携 10 地域主体の活動を支える仕組みの充実 【広域都市計画の方針】 土地利用の方針 ・各地域の広域拠点をはじめ、地域連携の拠点となる地域拠点やその他の生活拠点、産業拠点へのさらなる都市機能や居住機能の集約を進めるとともに、空き家や空きビルなどの既存ストックの有効活用や拠点の機能強化を図る。 都市施設の方針 ・広域結節拠点の小松空港・のと里山空港及び金沢港・七尾港などの空港・港湾や北陸新幹線などの鉄道、「ダブルラダー輝きの美知(みち)」構想に基づく幹線道路ネットワークの整備・充実に取り組む。 市街地開発事業などの方針 ・広域拠点都市などにおけるまちなかの再生・活性化、既成市街地などにおける居住環境の改善及び未整備都市施設の整備促進を計画的に行う。 自然的環境の整備又は保全の方針 ・白山ろくや能登の里山里海などに代表される多様な自然を保全・活用する。河川・海岸などの水辺空間を保全・再生・創出し、ネットワーク化を図る。 景観形成の方針 ・歴史的街並みや自然景観などの地域特性を活かした魅力ある景観形成を図るため、計画的な建築物などの規制・誘導を推進する。



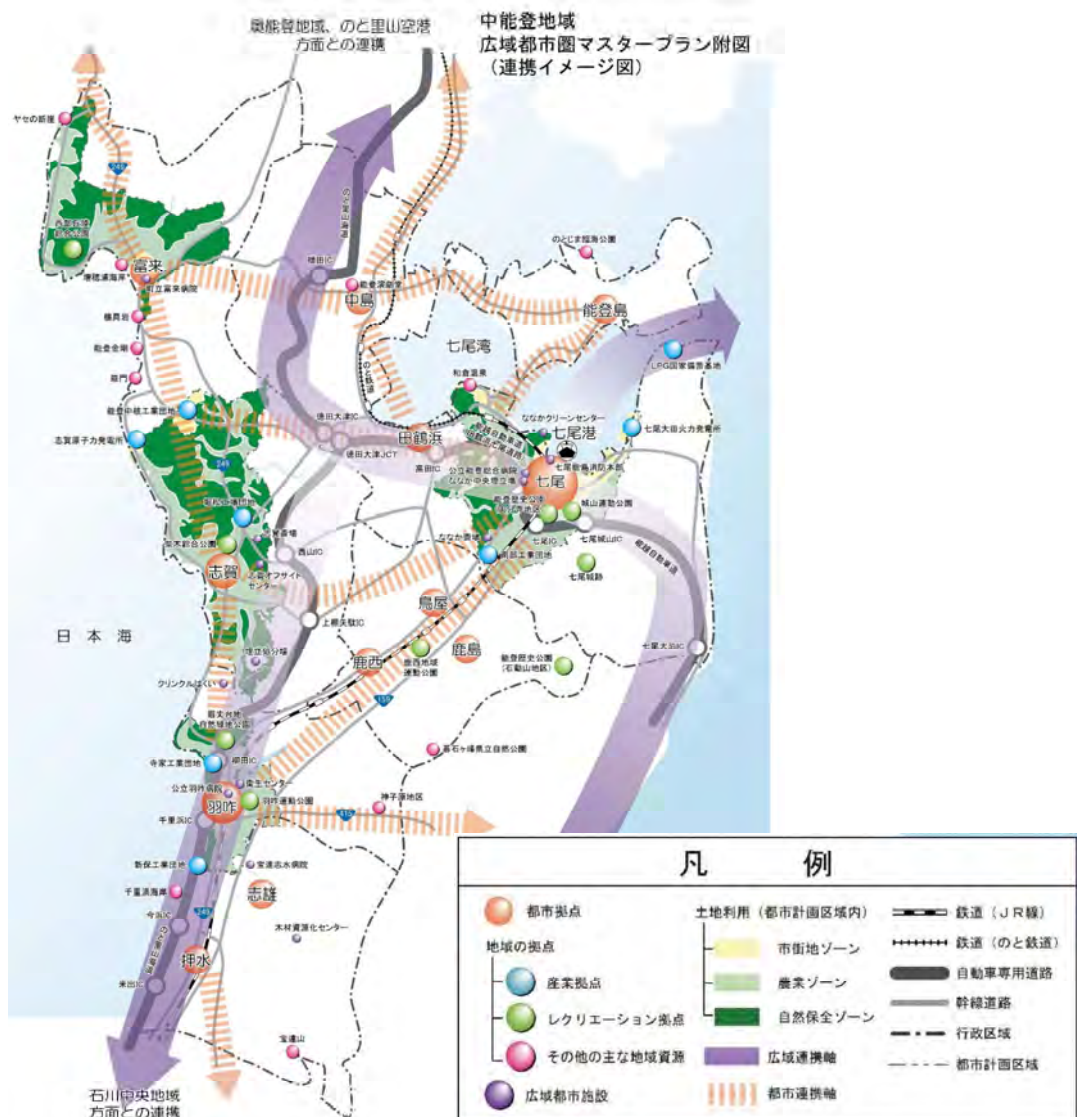
・中能登地域は七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町の2市3町で構成され、このうち3市町で都市計画区域が指定

【地域づくりの基本理念】

- (1)成熟社会に対応した魅力ある移住・定住環境づくり
- (2)産業拠点の充実による魅力ある就労環境づくり
- (3)里山里海の豊かな資源を活かした交流環境づくり
- (4)交流と連携を強めるネットワークづくり
- (5)地域主体の個性的なまちづくり

【地域構造の基本方針】

- ・七尾駅周辺から七尾港周辺を商業・業務及び産業集積拠点に位置づけ、多様な都市機能の集積により、能登地域の中核都市にふさわしい拠点の形成を図る。
- ・和倉温泉一帯は、広域観光交流の拠点として整備・育成を図る。
- ・のと里山海道、能越自動車道（田鶴浜七尾道路、七尾氷見道路）等の利用により、三大都市圏及び富山県、石川中央地域、奥能登地域等との広域的な連携を強化する。
- ・七尾港は、能登地域の物流拠点としての機能充実を進めるとともに、客船の入港への強化や交流機能の充実を図る。



【都市計画の目標】

都市づくりの基本理念

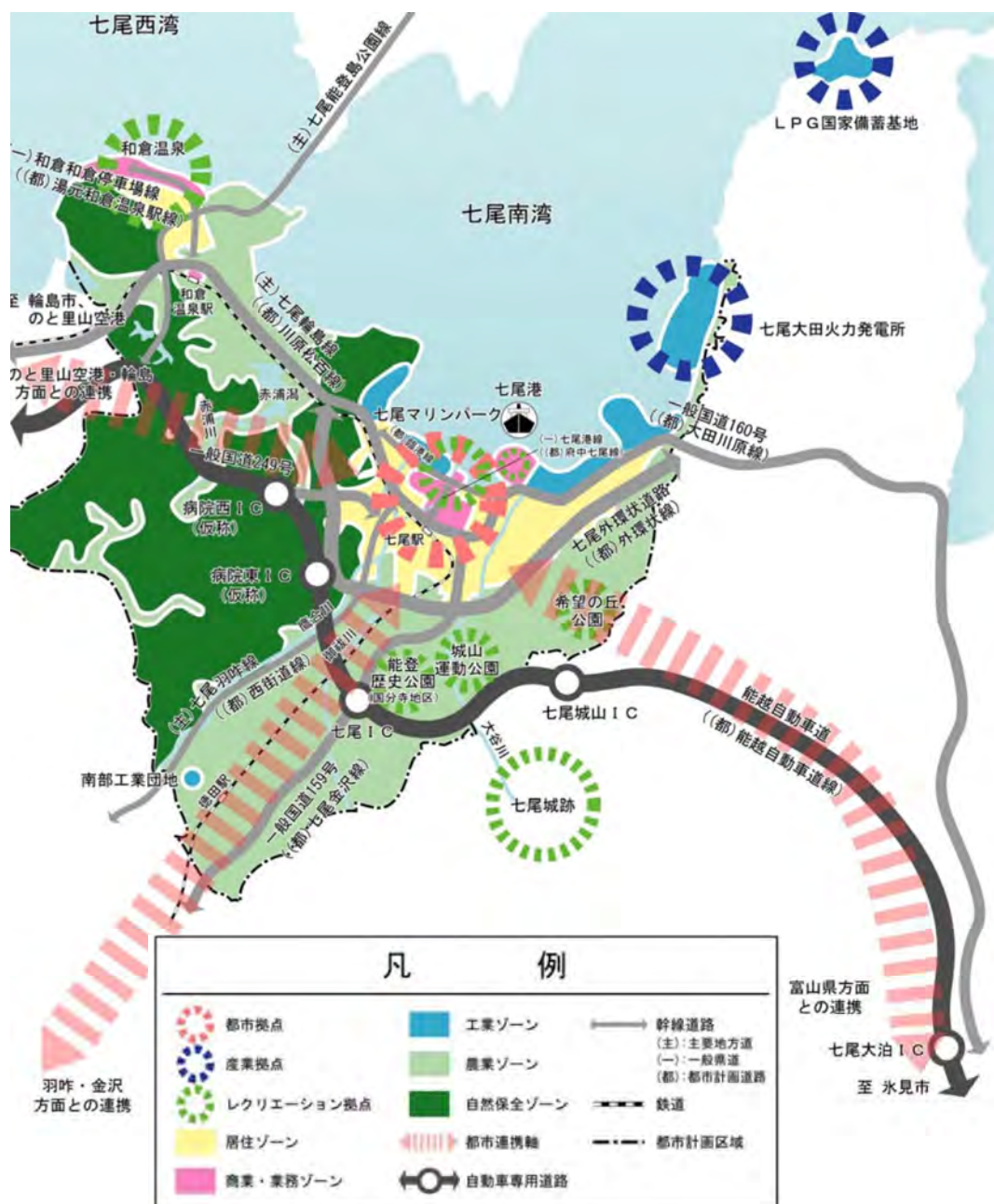
- ① 既存ストックを活かした集約型のまちづくり
- ② 誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり
- ③ 地域の宝を活かした観光交流型のまちづくり
- ④ 交流・連携軸の強化による地域の強みを活かし弱みを補うまちづくり
- ⑤ 地域主体の誇りと愛着を育むまちづくり

地域毎の市街地像

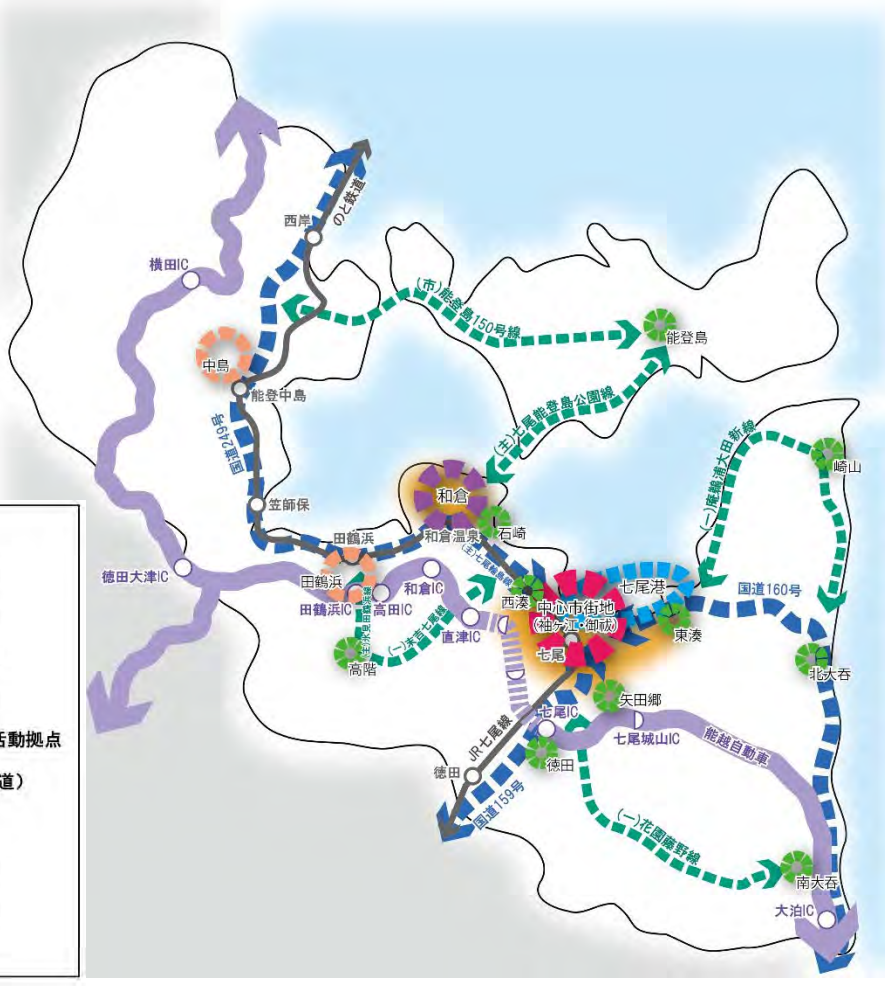
- ・七尾駅周辺部に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点とのと里山空港・輪島方面、羽咋・金沢方面、富山県方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

【区域区分の決定の有無】

- ・市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。



④七尾市都市計画マスタープラン（改訂中、計画期間：令和9（2027）年度～28（2046）年度）

将来 目標	目標1：能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり 目標2：七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり 目標3：多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり 目標4：能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり 目標5：震災の経験から生まれた市民のつながりを大切にする定住できる安全安心なまちづくり
将来都市構造	基本方針 <能登地域における中心的役割を果たす都市の形成> ・七尾駅周辺や和倉温泉周辺は、能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客などの重点的な役割を担う都市の形成 <市内15地区を基本単位とした生活拠点形成と地区間連携> ・地域コミュニティの核となる拠点を形成するとともに、市街地へのアクセスや地区間連携を強化するため、都市計画道路の整備や公共交通の維持・充実 <コンパクトな市街地形成と自然環境の保全の両立> ・既成市街地や集落地の中で都市機能や居住の集積を図ることでコンパクトな市街地を形成 ・既存ストックの有効活用により市民が快適に暮らせる自然と調和した魅力あるコンパクトなまちづくり 将来都市構造図 

将来都市構造	拠点：都市機能が集積し、生活や観光、就業・就学など様々な活動の中心となる場所  中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）：七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点に位置付け、市内外の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い七尾市における中心市街地の形成を図ります。  広域交流拠点（和倉）：多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点に位置付け、温泉街を訪れる観光客や市民が癒され、楽しむことができる七尾市における観光交流の拠点形成を図ります。また、多くの利用者が訪れるポテンシャルを活かして、市民の生活利便性に資する都市機能の集積を図るとともに、地域住民にとって生活利便性が高い環境形成を図ります。  生活交流拠点（田鶴浜、中島）：一定以上の規模の集落地を形成するとともに、生活利便施設が立地する田鶴浜地区及び中島地区を生活交流拠点に位置付け、地区内及び周辺の市民の日常生活の核となる拠点形成を図ります。  地域まちづくり活動拠点：各地区におけるコミュニティセンターを地域まちづくり活動拠点に位置付け、各地区のまちづくり活動を支える場としてのコミュニティセンターの機能の維持・充実を図ります。  産業・物流拠点（七尾港）：重要港湾である七尾港及びその周辺を産業・物流拠点に位置付け、港湾としての機能強化や働く場として産業用地の形成を進めるとともに、市内外から多くの人々が港の有する自然環境や食を楽しめる機能の充実により、七尾市を代表する産業・物流拠点の形成を図ります。 軸：市内外の都市間や地域間を連携する主要道路や公共交通路線  公共交通軸（鉄道）：金沢方面から和倉温泉駅までの JR 七尾線及び和倉温泉から穴水方面に伸びるのと鉄道を金沢から能登半島を広域的に連携する公共交通軸に位置付け、交通結節機能の強化や公共交通の利用促進等による公共交通軸の維持を図ります。  広域交流軸：能越自動車道及びのと里山海道を広域交流軸に位置付け、能越自動車道の未整備区間の整備等による広域交通体系の強化を図ります。  都市間交流軸：中心都市拠点に位置付けられた中心市街地や広域交流拠点に位置付けられた和倉温泉街周辺と他都市や市内の各拠点を連携する国道 159 号、国道 160 号、国道 249 号を都市間交流軸に位置付け、市内外の交流促進を図ります。  地域間交流軸：都市間交流軸を補完し、地域生活拠点と各種拠点を連携する県道等を地域間交流軸に位置付け、各地域生活拠点のアクセス確保を図ります。 ゾーン：住宅や生活利便施設等が立地する広がりのある区域  市街地ゾーン：用途地域が指定された七尾駅周辺～七尾港、和倉温泉街～和倉温泉駅周辺をはじめとする人口や生活利便施設が集積する既存の市街地を市街地ゾーンに位置付け、建物用途の適切な誘導等による良好な市街地環境の形成を図ります。
都市づくりの基本方針	土地利用 ・能登半島地震からの復興を推進する土地利用 ・都市活力の拡散を防ぎ、市街地を最大限に活かす土地利用 ・能登の中心としての都市機能の増進を図る土地利用 ・暮らしやすさを実現する生活目線の土地利用 ・子育て世代に魅力的な土地利用 ・地域の個性を際立たせる繊細な土地利用 ・定住や移住を促進する土地利用 交通体系 ・地域間交流、広域交流を支えるネットワークの充実 ・既存のネットワーク及び道路空間の有効活用 ・生活に密着した安全・安心な道路空間の確保 ・沿道景観や地域の特徴を活かした道路づくり

2章. 七尾市の現況と課題

1. 七尾市の現況

本市における都市構造上の課題を整理するにあたり、本市の現況を以下に整理します。

①人口

<人口推移>

- ・本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和6年能登半島地震後の人口(令和6(2024)年10月)は前年の令和5(2023)年と比較して、約1,700人減少しており、例年(概ね950人減)よりも大幅な減少となっています。
- ・年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する傾向が長期的に続いており、少子高齢化が進んでいます。

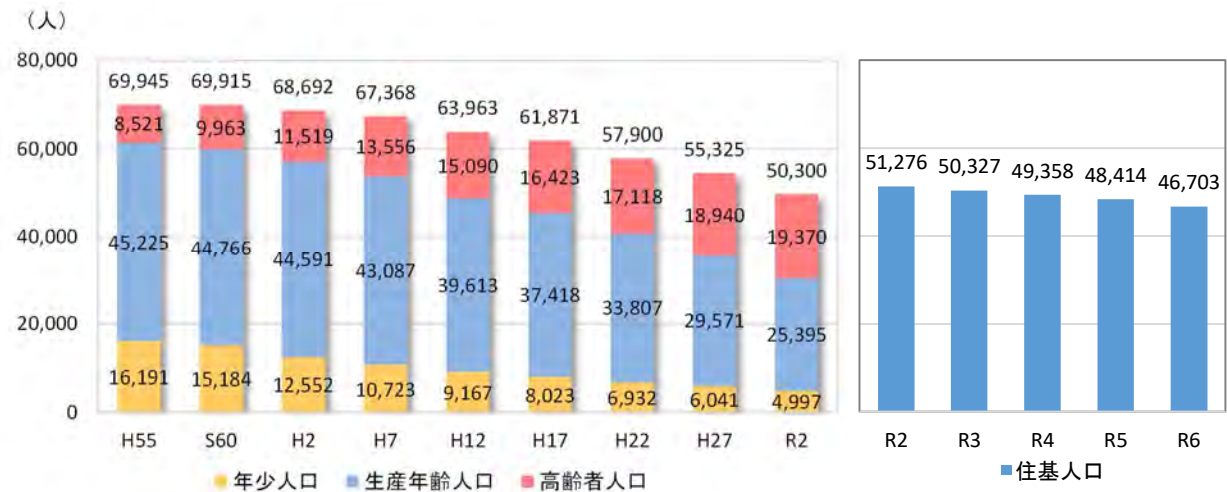


図 人口推移(市全体)【資料:左図は各年国勢調査、右図は住民基本台帳(各年10月)】

<将来推計>

- ・国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、令和2(2020)年以降、減少が継続していくことが想定されています。概ね20年後の令和27(2045)年には、令和2(2020)年から約2万人減少し、約3万人まで減少することが予測されています。
- ・総人口と同様に年少人口及び生産年齢人口は一貫して減少する一方、75歳以上の後期高齢者は2035年までは増加で推移することが見込まれます。
- ・一方、七尾市戦略的復興プランにおいて、概ね20年後の令和27(2045)年の目標値は33,657人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と比較すると、約3,000人の差が生じています。

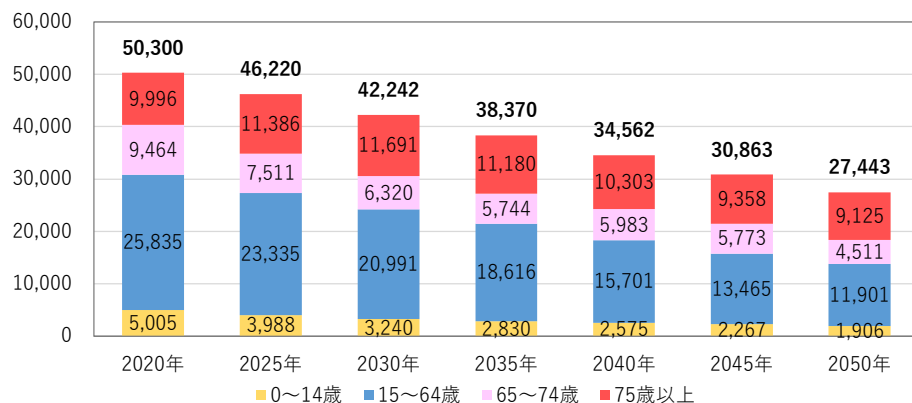


図 将来推計人口(市全体)【資料:令和5(2023)年推計 国立社会保障・人口問題研究所】

<人口動態>

- ・本市の自然動態は、出生数を死亡数が上回る自然減で継続的に推移しています。
- ・社会動態は、転入を転出が上回る社会減で継続的に推移しています。

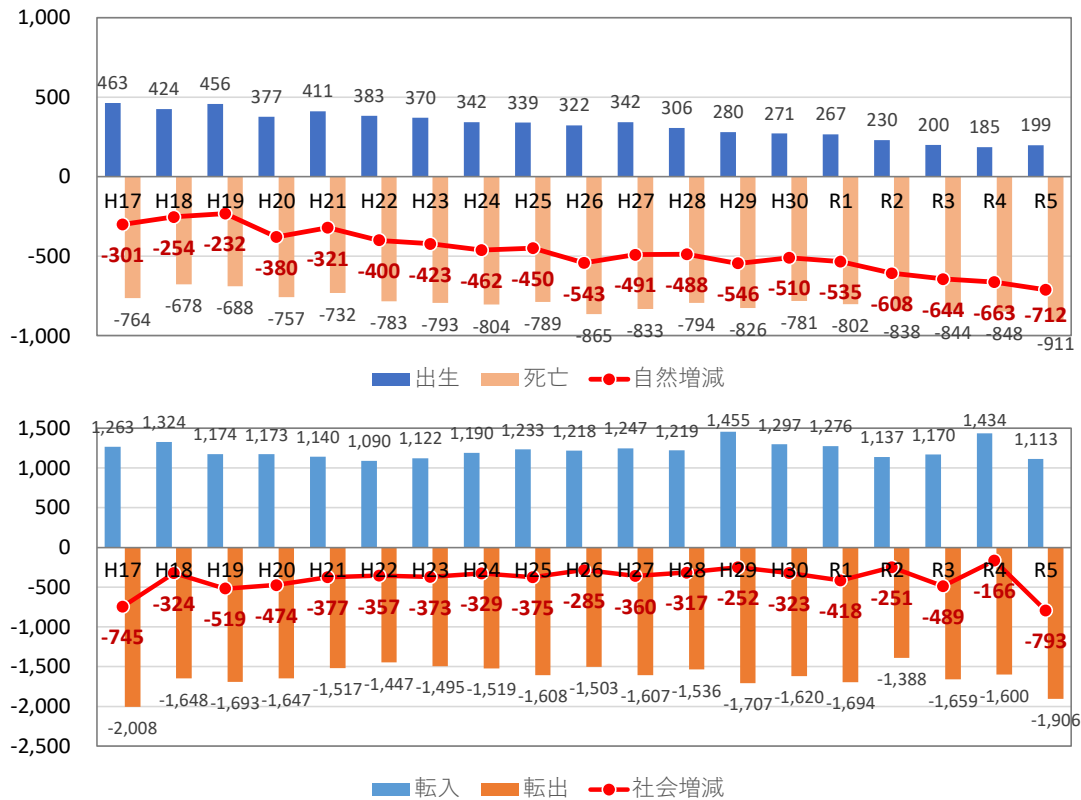


図 自然増減・社会増減の推移【資料:住民基本台帳】

<人口分布>

- ・七尾市における人口分布は、都市計画区域内の七尾駅・七尾港周辺や和倉温泉街周辺で人口集積が見られます。また、都市計画区域外においても田鶴浜駅周辺や中島地区で一定の人口集積が見られます。

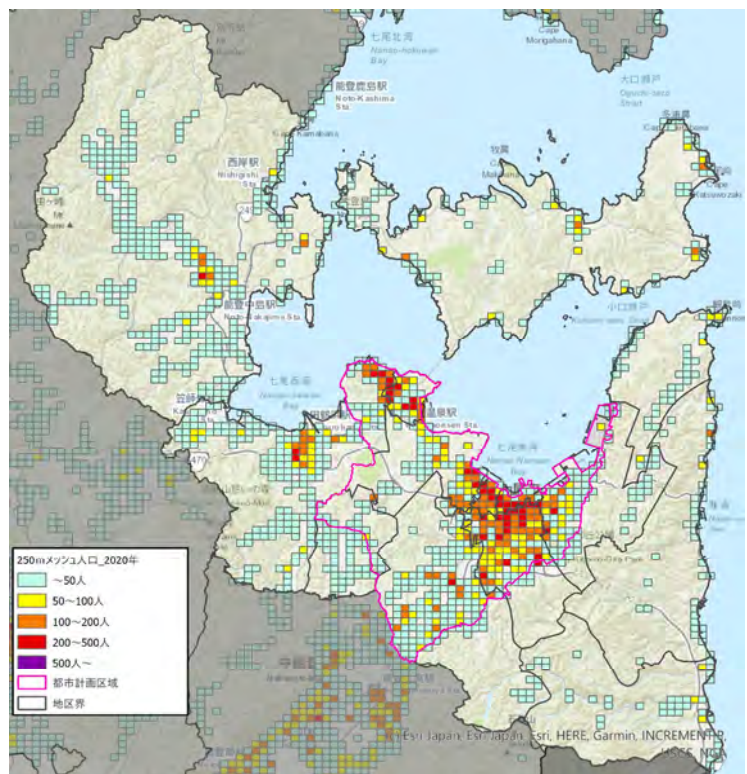


図 人口分布(令和2(2020)年)【資料:国勢調査、国土数値情報】

②市街地の状況

<市街地形成の経緯>

- ・昭和 14 年に七尾町に東湊、矢田郷、徳田、西湊、石崎の 1 町 5 カ村と和倉、奥原の 2 字を加えて七尾市が誕生し、その後、昭和 29(1954)年には北大呑、南大呑、崎山、高階の各村、平成 16(2004)年には田鶴浜、中島町、能登島町の 3 町と合併し、現在の七尾市が形成しています。
- ・本市では、合併経緯等を踏まえた市内 15 地区にコミュニティセンターを配置し、各地区の地域運営組織である「地域づくり協議会」が、指定管理者としてコミュニティセンターを管理・運営しており、地域まちづくりの拠点となっています。各地区独自の歴史や地域資源を有している地域特性を踏まえながら、地域主体のまちづくりが行われています。

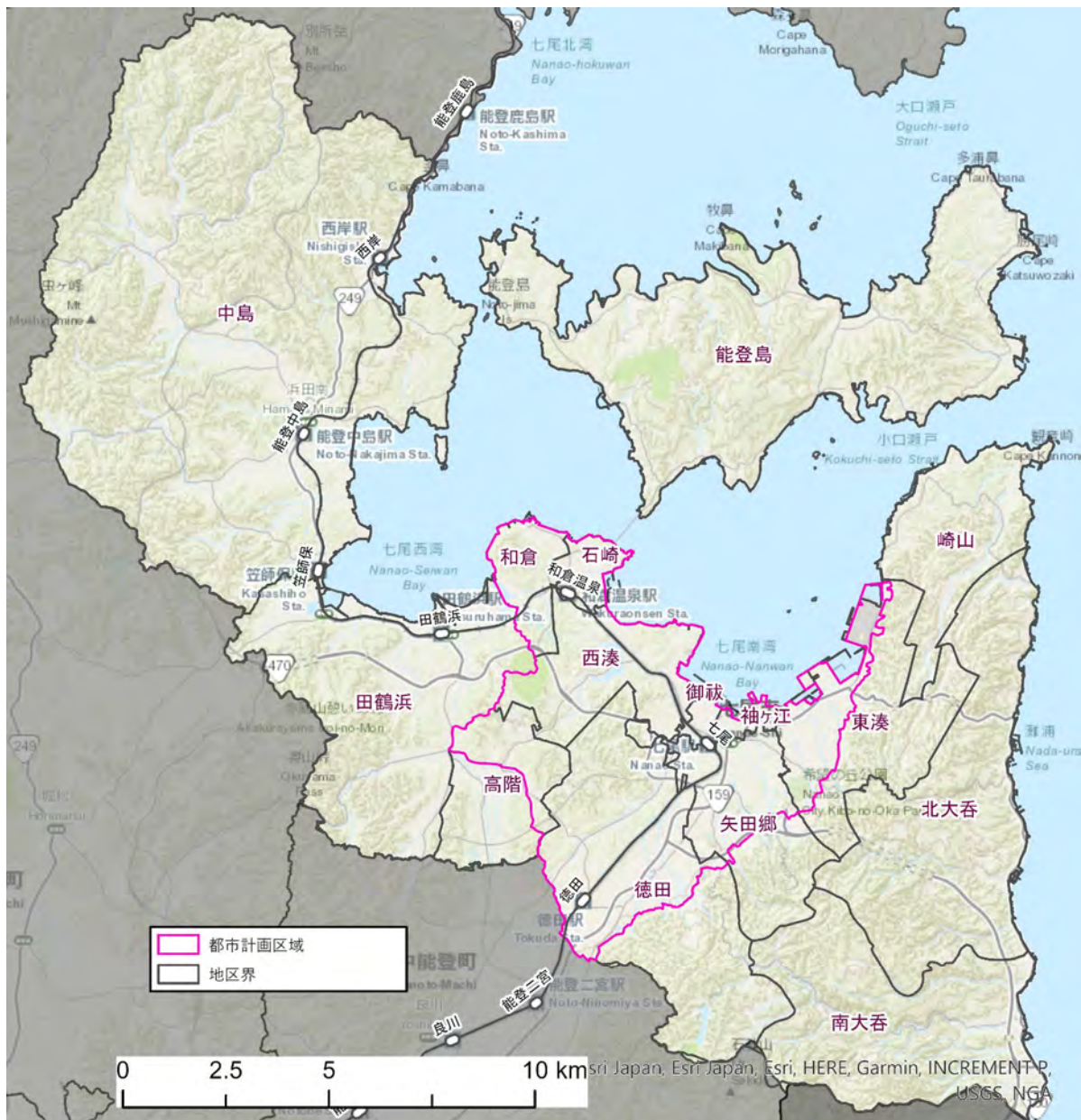


図 地区区分【資料：国土交通省都市計画決定 GIS、七尾市資料】

<都市計画区域等の指定状況>

- ・本市においては、市中央部に都市計画区域が指定されています。
- ・都市計画区域内では市街化区域は定められていませんが、七尾駅や七尾港周辺、和倉温泉街周辺の市街地に用途地域を指定しています。

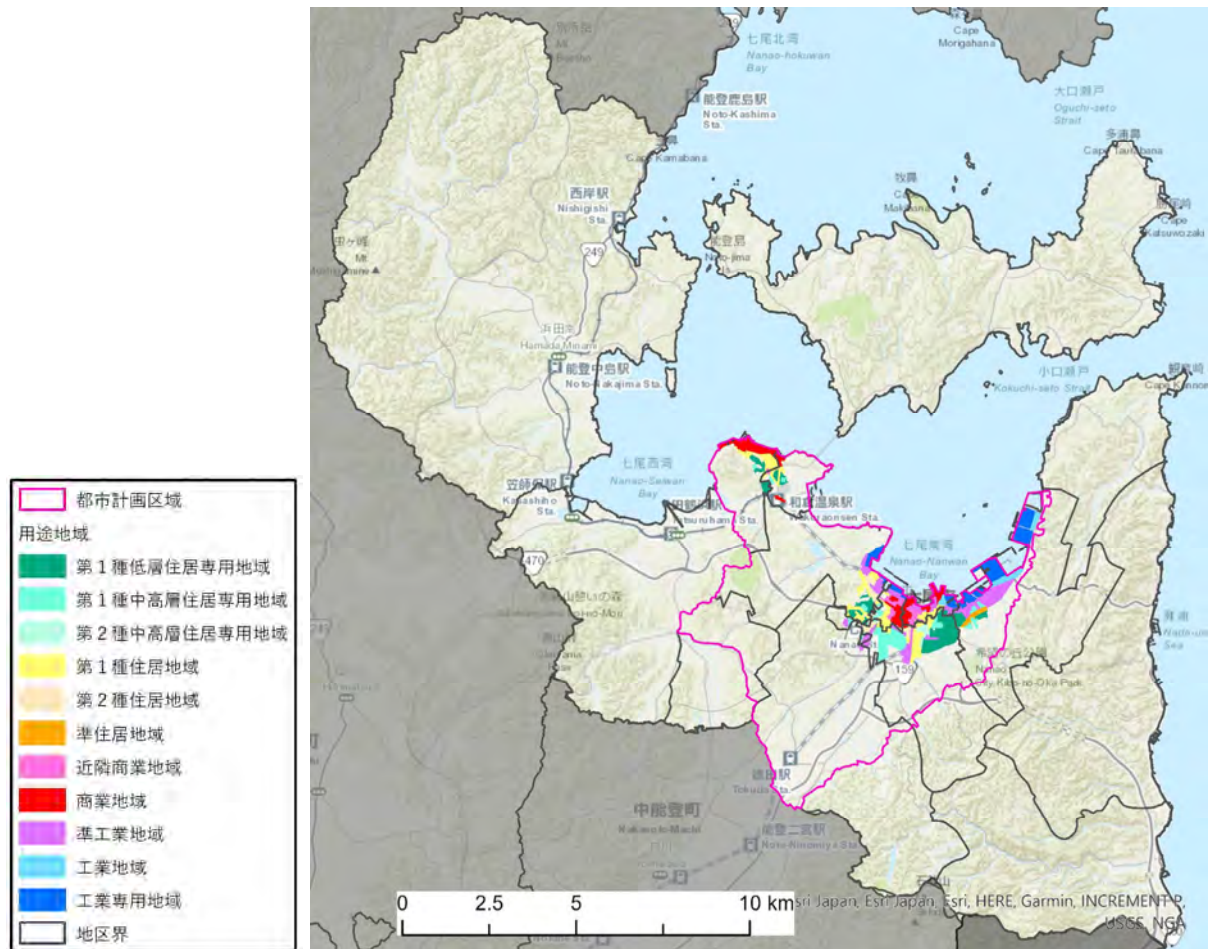


図 都市計画区域・用途地域の指定状況【資料：国土交通省都市計画決定 GIS】

<市街地（被災）の状況>

- ・能登半島地震で被害が生じた建物については、公費解体の申請が行われており、令和 7 (2025) 年 1 月 27 日時点で半壊以上の被害が生じた建物の中、全建物で約 45% (4,250 棟)、住家で約 33% (1,585 棟) が公費解体の申請が行われ、今後、空き地が多く発生することが懸念されます。

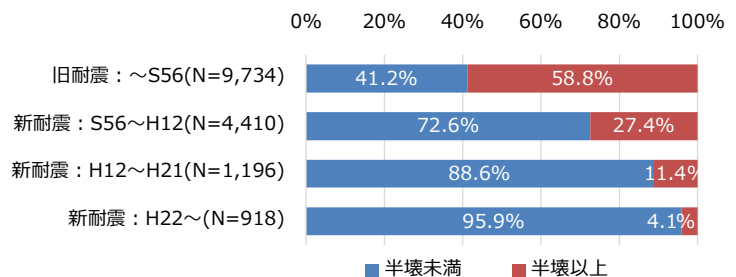


図 築年別被害割合(全建物)【資料：R6 被災現況調査(国交省)】

- ・本市の用途地域内において、旧耐震基準に基づき建築された昭和 56(1981)年以前の木造・土蔵造の建物が多く分布しています。能登半島地震では、市全体において昭和 56(1981)年以前の木造・土蔵造で半壊以上の被害が生じた建物が多い傾向にあり、地震による倒壊等の被害が懸念されます。
- ・用途地域が指定され市街地形成が進む七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉街においても、古い木造住宅を中心に被害が発生し、公費解体に伴い空き地が増加しています。

③土地利用の状況

<土地利用現況>

- ・都市計画区域内は、七尾駅及び和倉温泉街周辺に用途地域が指定され、七尾駅周辺では商業・業務系の土地利用、それを取り囲むように住居系の土地利用が進んでいます。
- ・和倉温泉街では、宿泊施設を中心とした商業系の土地利用が進み、その内陸側の和倉温泉駅周辺にかけて住居系の土地利用が進んでいます。

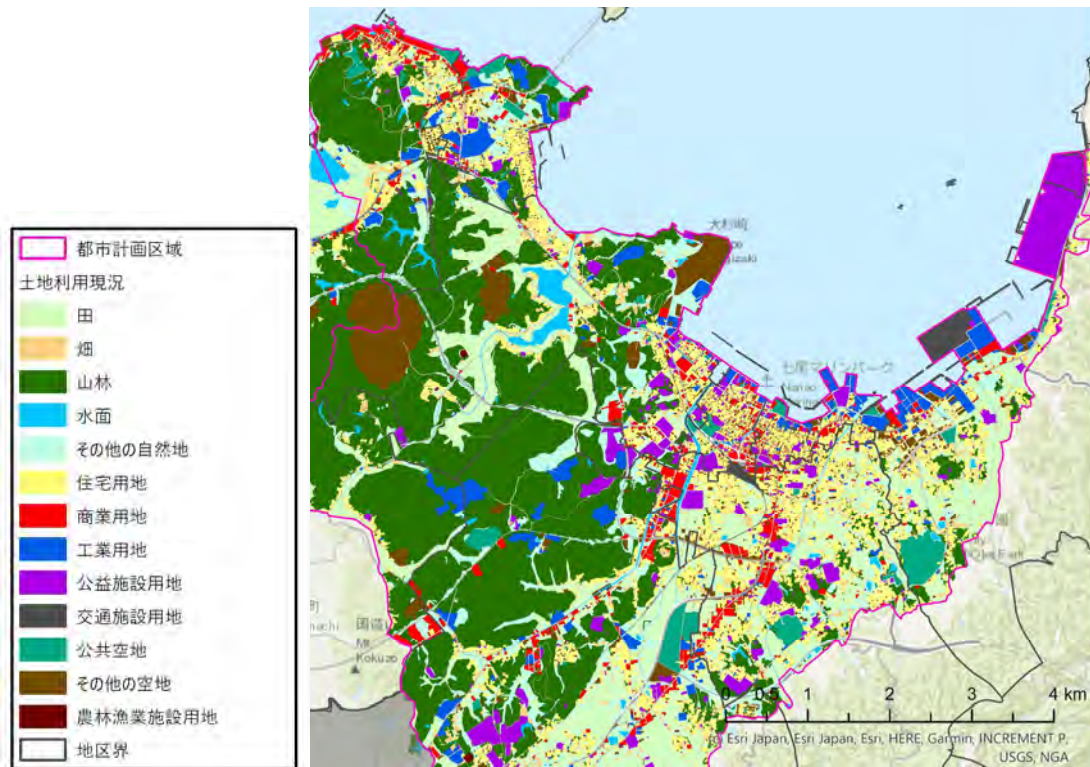


図 土地利用現況及び用途地域【資料:令和7(2025)年度都市計画基礎調査】

- ・七尾駅周辺には、七尾駅前の市街地再開発事業により整備された商業地と、小丸山城の城下町として整備された歴史を有し、商店街として小規模な商店が多く立地する歴史的な市街地があります。古くからの市街地では、指定された商業地域における土地利用をみると住宅用地が目立ち、用途地域の指定意図に対して商業集積が進んでいない状況が伺えます。

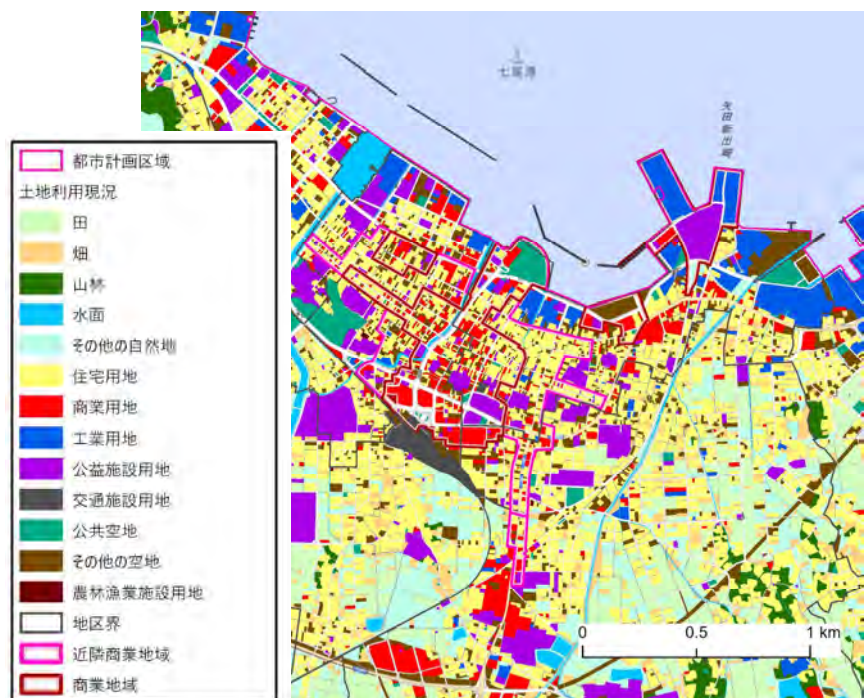


図 七尾駅周辺における土地利用現況(商業系用途地域)
【資料:令和7(2025)年度都市計画基礎調査・国土交通省都市計画決定 GIS】

④都市機能の分布状況

- ・行政機能は、七尾市役所本庁が七尾駅周辺に立地しています。
- ・介護福祉機能は、介護サービス事業所が都市計画区域内の市街地を中心に市全域に分布している一方、崎山地区や北大呑地区では分布がみられません。

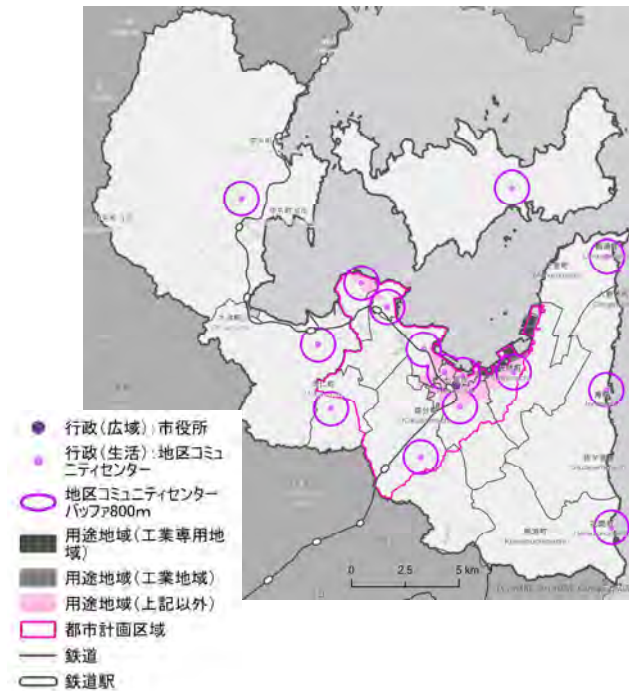


図 行政機能の分布【資料:七尾市 HP・国土数値情報】

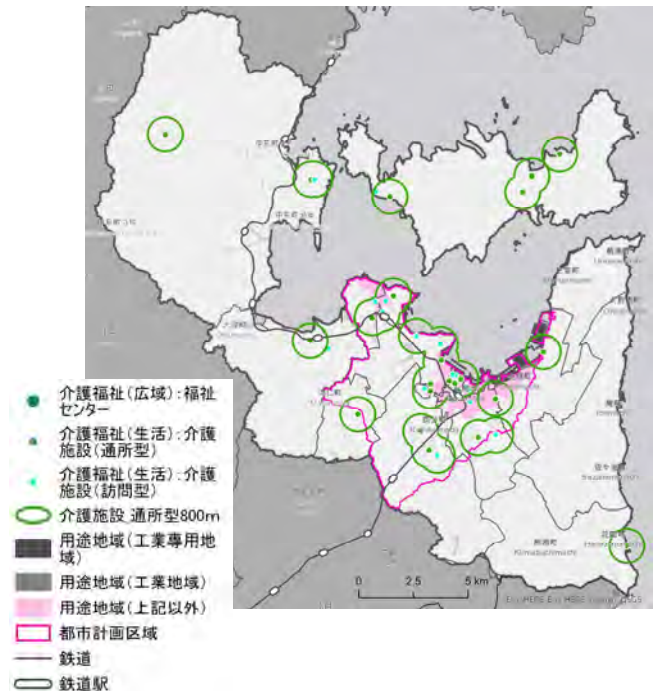


図 介護福祉機能の分布【資料:七尾市 HP・国土数値情報】

- ・子育て機能は、認定こども園が都市計画区域内の市街地を中心に分布しています。放課後児童クラブが北大呑地区、南大呑地区を除く地域で設置されています。
- ・商業機能は、スーパー・コンビニエンスストアが都市計画区域内の市街地を中心に分布しています。

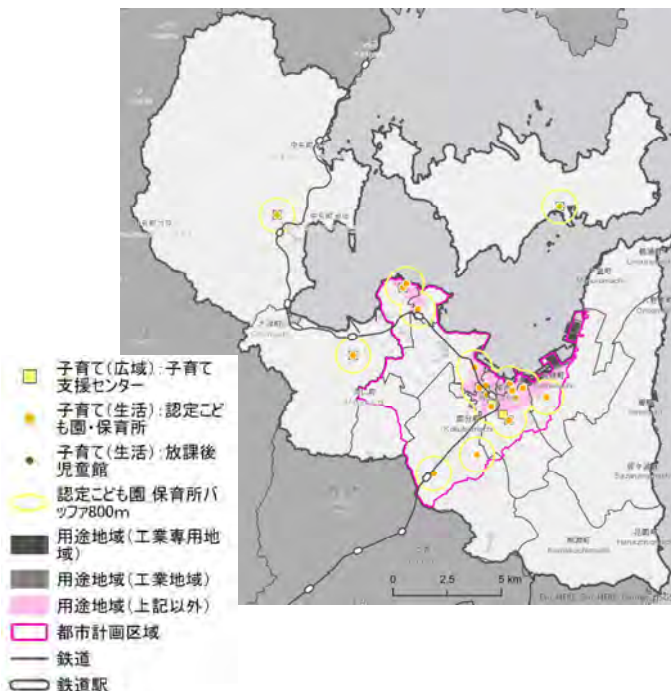


図 子育て機能の分布【資料:七尾市 HP・国土数値情報】

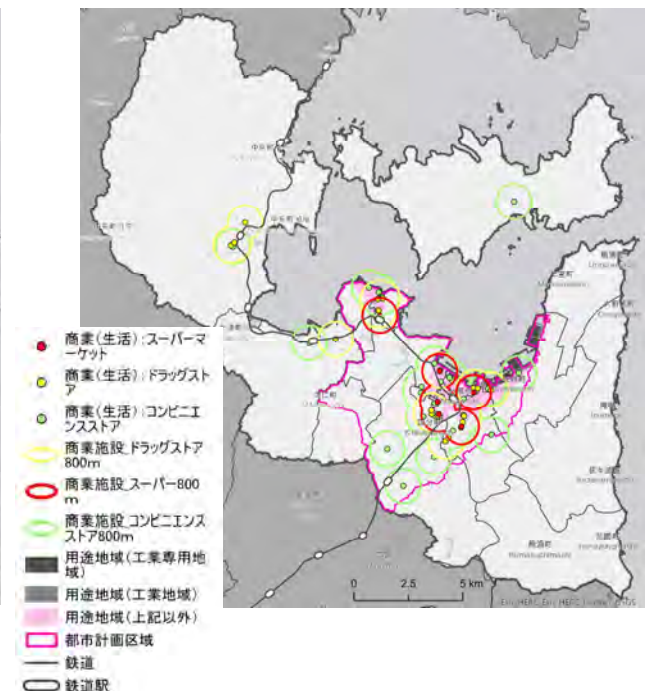


図 商業機能の分布【資料:七尾市資料】

- ・医療機能は、病院が都市計画区域の市街地に分布しています。診療所は、市全域に分布していますが、田鶴浜地区、崎山地区、北大呑地区、南大呑地区にはみられません。
- ・金融機能は、銀行、信用金庫が都市計画区域内の市街地を中心に分布しています。

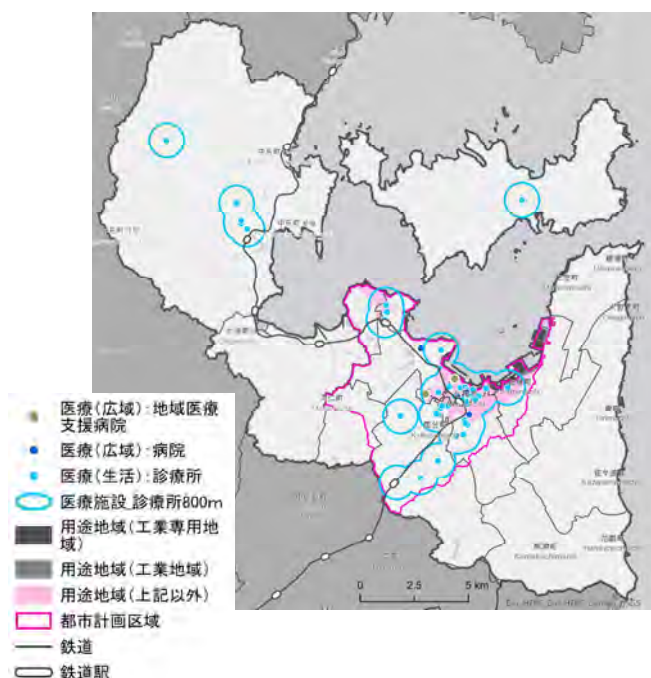


図 医療機能の分布【資料:七尾市 HP・国土数値情報】

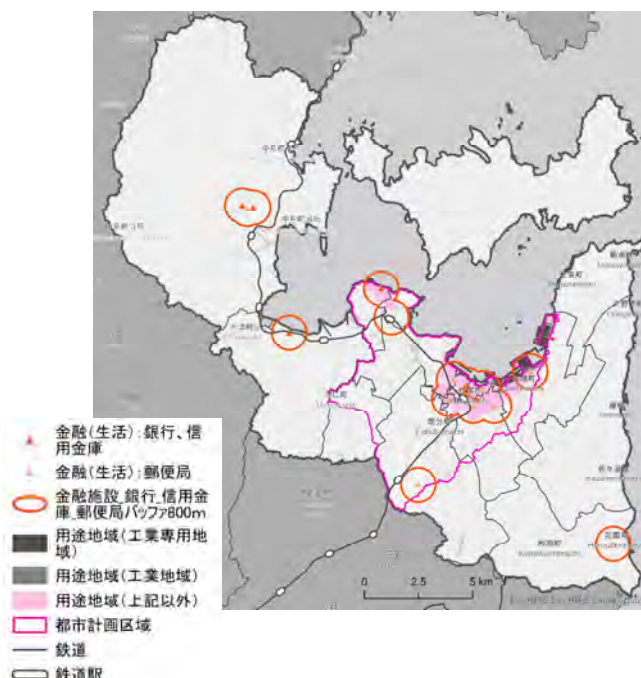


図 金融福祉機能の分布【資料:七尾市資料・国土数値情報】

- ・教育機能は、高校、専門学校が都市計画区域内に立地しています。文化機能は、歴史・祭に関する博物館・資料館等が立地しています。

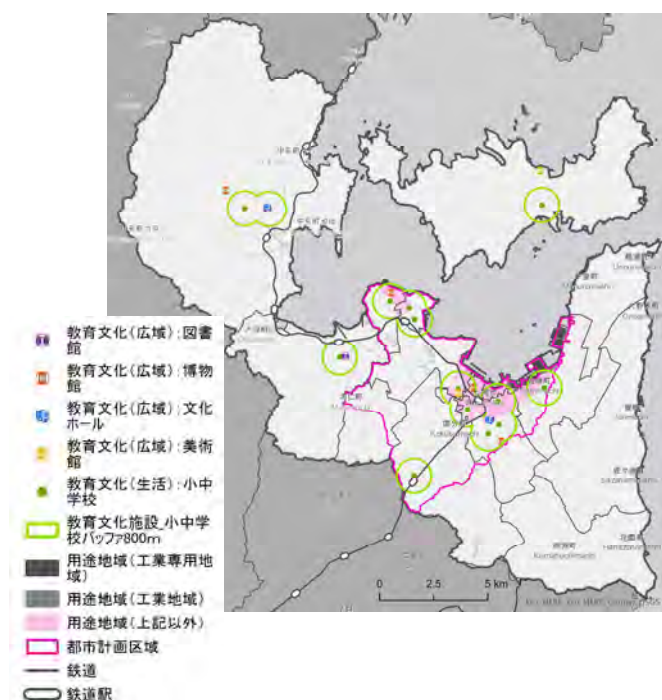


図 教育文化機能の分布【資料:七尾市 HP・国土数値情報】

⑤公共交通

<公共交通体系>

- ・本市には JR 七尾線、能登鉄道七尾線が通り 6 駅が位置するとともに、七尾駅等を結節点とした路線バス・コミュニティバスによる公共交通網を形成しています。



図 バス路線図(路線バス、コミュニティバス)
【資料:七尾市地域公共交通計画(R5.3)】

<公共交通利用者数>

- ・北鉄能登バスの利用者数は、平成 30 年度の 630,171 人をピークに緩やかに減少したが令和 3 年度に増加し、令和 3 年度は 599,091 人となっています。
- ・コミュニティバスの利用者は、平成 30 年度の 114,358 人をピークに減少しており、令和 3 年度は 86,606 人となっています。



図 北鉄能登バスの乗降者数推移【資料:七尾市地域公共交通計画(R5.3)】

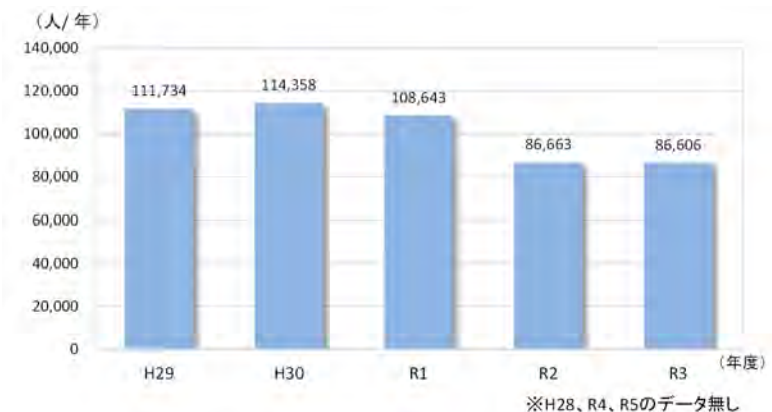


図 バス乗降者数(コミュニティバス)の推移【資料:七尾市地域公共交通計画(R5.3)】

⑥道路

- ・本市には能越自動車道、国道 249 号、159 号、160 号、県道 1 号七尾輪島線、県道 47 号七尾能登島公園線等が整備されており、湾を囲むように広がる市街地同様、道路網も内湾沿いや山間部を通っています。
- ・七尾市街地の外郭を形成する七尾外環状道路が、七尾都市圏の交通の円滑化、広域交流の拡大及び物流支援を図る重要な幹線道路として整備が進められています。

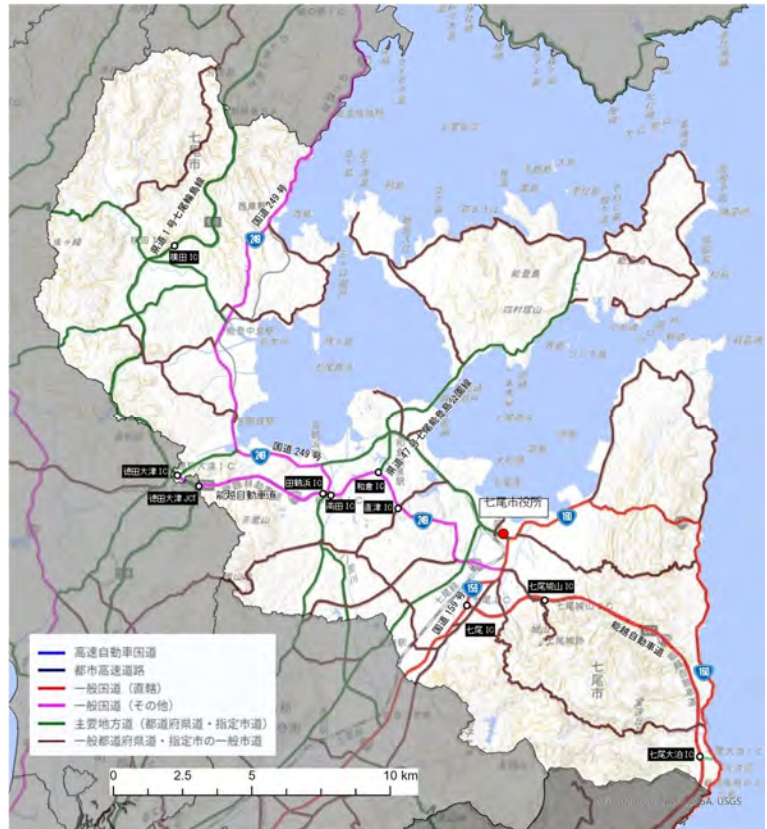


図 道路網【資料:令和3(2021)年度 一般交通量調査結果(国土交通省)から作図】

⑦災害ハザード

- ・洪水は、市域の広い範囲で浸水が想定されています。2 階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0 m 以上の浸水が想定される市街地やまとまりのある集落地は一部で見られます。
- ・津波により、七尾港周辺の市街地や海岸周辺の集落地で浸水することが想定され、崎山や能登島の集落地では、木造建築物の大半が全壊するとされる浸水深 2.0m を超える箇所もみられます。

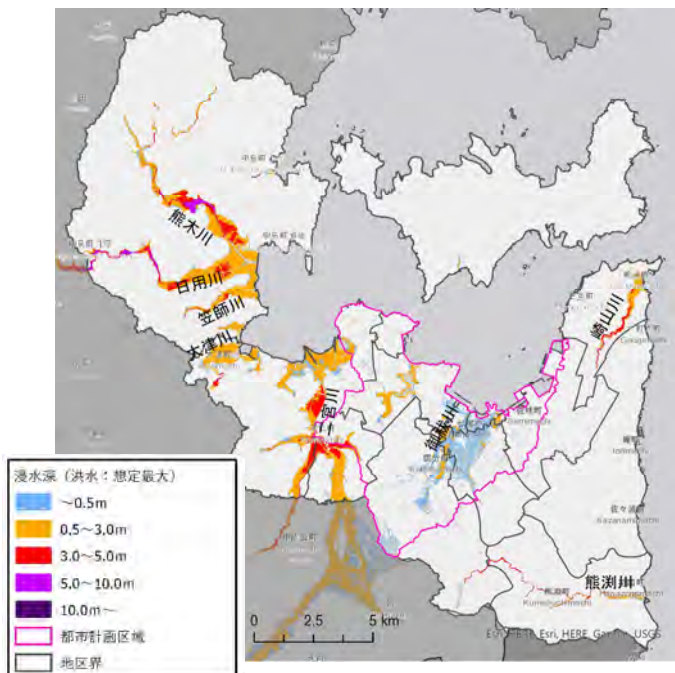


図 洪水浸水想定区域(想定最大規模)
【資料:石川県資料】

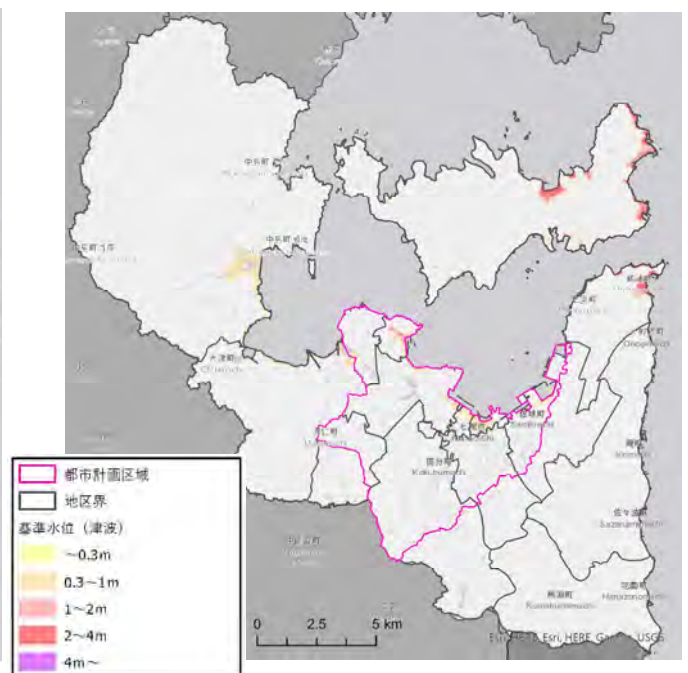


図 津波浸水想定区域【資料:石川県資料】

- ・内水は、七尾港沿岸部の市街地や和倉温泉駅北側地域で浸水が想定されています。床下浸水相当とされる浸水深 0.5m がほとんどを占めるものの、一部で床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の箇所がみられます。
- ・市全域で土砂災害の危険性が高いエリアがみられます。

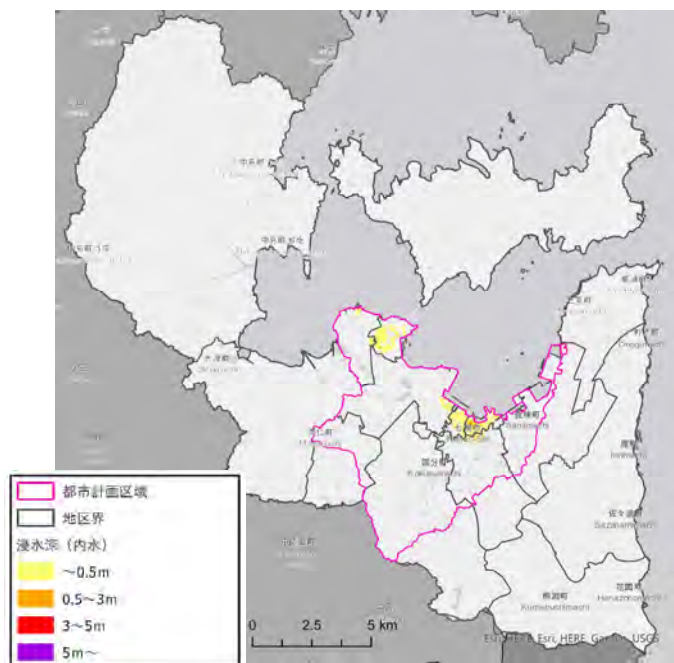


図 内水浸水想定区域(想定最大規模)
【資料:七尾市資料】

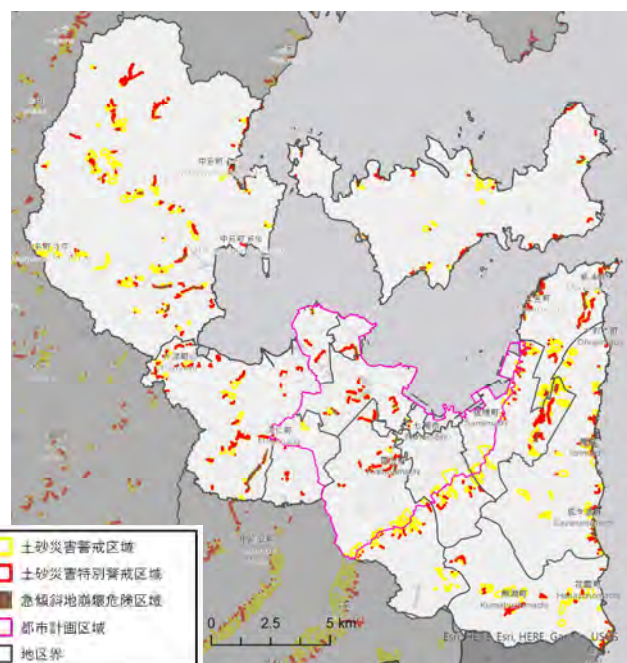


図 土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域
【資料:石川県資料】

⑦財政

<歳出>

- ・本市の歳出では、扶助費が平成 24(2012)年度の約 44 億円から令和 2 年度に約 53 億円に増加しています。今後も扶助費は、高齢化により医療・介護などの福祉サービス費用が増加することで増大することが懸念されます。

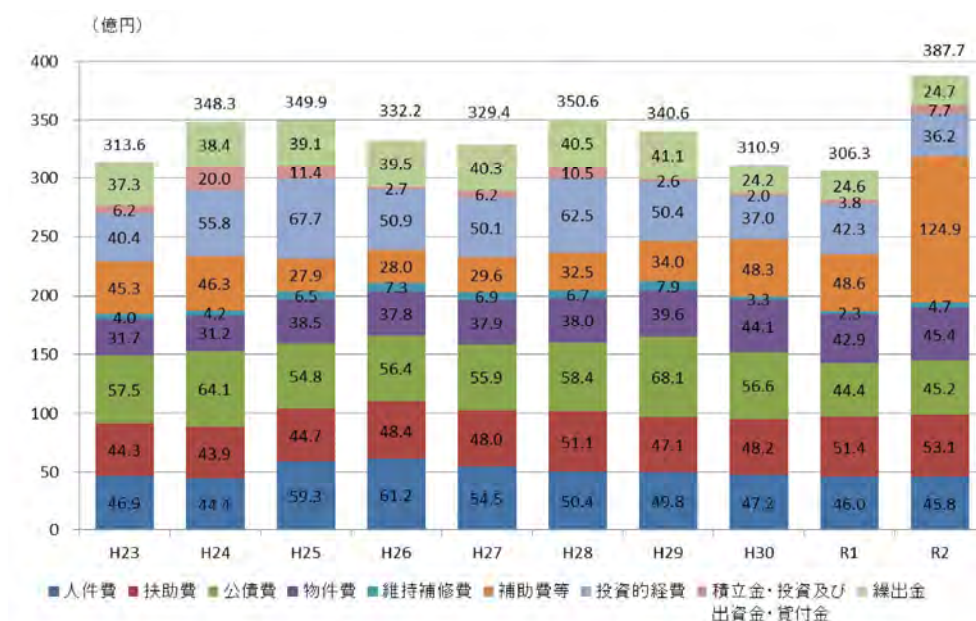
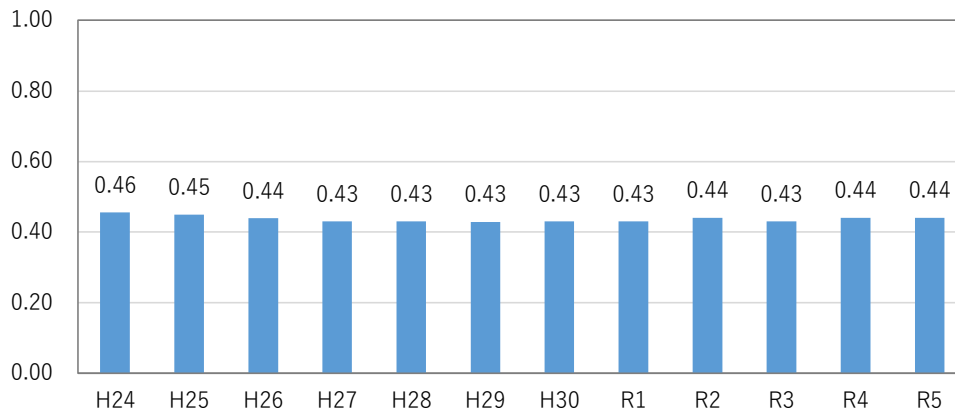


図 歳出決算額の推移【資料:七尾市公共施設等総合管理計画(令和 4(2022)年 3 月改訂)】

<財政力指数>

- ・財政力指数は過去10年で大きな変動はみられないですが、1を大きく下回っています。
- ・今後も厳しい財政状況が続くことが想定され、持続可能なコンパクトな都市構造を構築する等、効率的な都市計画の運用が求められます。



財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

図 財政力指数の推移【資料：七尾市決算カード】

<地価>

- ・地価公示による市内5地点（用途地域内）の地価をみると、全ての地点で減少傾向にあります。特に近年の減少傾向が顕著となっています。

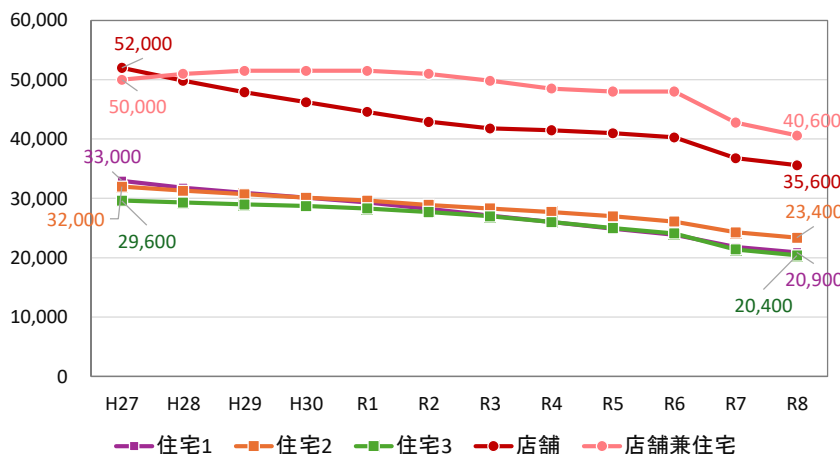


図 地価の推移【資料：地価公示(国土数値情報)】

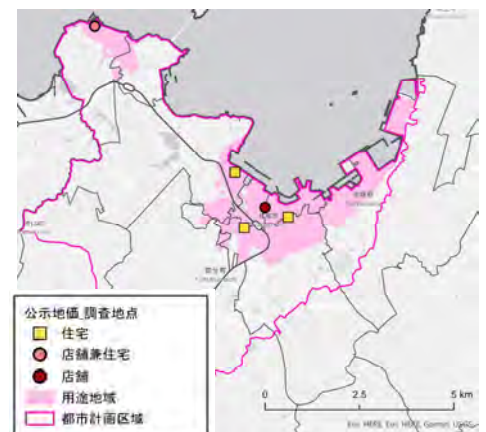


図 地価公示の調査地点
【資料：地価公示(国土数値情報)】

2. 七尾市における都市構造上の課題

本市の現況を踏まえつつ、「七尾市戦略的復興プラン」で掲げる復興に向けた基本方針や「七尾市都市計画マスタープラン」の将来都市構造の実現に向けて、都市構造上の課題を整理します。

復興に向けた基本方針		都市構造上の課題	
Ⅰハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり		①能登半島地震の経験を踏まえた防災・減災対策	能登半島地震では、旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の木造建築物で多くの被害が生じており、用途地域が指定された市街地では、依然として昭和 56 年以前の木造建築物が多く、防災・減災対策が必要です。また、本市では地震以外にも、洪水、津波、土砂災害等の災害が想定されており、事前の防災・減災対策が合わせて必要です。
		②震災を機に加速化することが懸念される人口減少の抑制	能登半島地震の発生後、大幅な人口減少がみられ、これまでの続いてきた人口減少が加速化されることが懸念されます。七尾市内に今後も住みたいと思っている市民のニーズに対応しながら人口減少を抑制することが必要です。
		③公費解体等により進行する市街地のスポンジ化の抑制	震災により被害が生じた建物の公費解体が順次進められ、今後、空き地が市街地等で増加することが想定され、市街地や地域が衰退していくことが懸念されることから、空き地、空き家の活用によるスポンジ化の抑制が必要です。
		④合併経緯や歴史等の地域特性に対応した地域まちづくりの継続	本市は昭和初期からの市町村合併を経て現在に至っており、各地区で独自の歴史や地域資源を有している地域特性を踏まえながら、コミュニティセンターを核とした地域主体のまちづくりを継続していくことが必要です。
		⑤人口動向を踏まえた施設立地の維持充実及び地域間連携による利便性確保	本市における都市機能は都市計画区域内の市街地を中心に立地する傾向がみられ、少子高齢化が進む中、車を運転できない高齢者が増えていくことから、人口動向に対応した各種施設の立地の維持・充実が必要です。また、こうした日常生活で利用する施設の利便性確保のため、七尾駅周辺を中心市街地等へアクセスできる公共交通の維持や再編などによる地域間連携が必要です。
		⑥国県道を中心とした広域ネットワークの強化	七尾市内には、能越自動車道や国道、県道により市内外を連携する広域ネットワークが形成されています。一方、道路が土砂災害の危険性が高い地域を通る区間もみられ、災害時などにおいて孤立する地域を生じさせないためのネットワークの強化が必要です。
		⑦七尾駅周辺の中心市街地や和倉温泉の復興・活性化	七尾駅周辺は本市の中心市街地であり、商業・業務系の土地利用が進んでいますが、小規模な空き地が地区全体に分布しています。また、七尾駅周辺の御祓地区では、震災で半壊以上の被害が生じた建物（住家）の割合が高い傾向にあり、市街地の再建・復興を進めることが必要です。和倉温泉街は、能登半島有数の観光地であり、宿泊施設を中心とした商業系の土地利用が進んでいますが、震災で大きな被害が生じており、観光地としての再建・復興を進めることが必要です。
Ⅱ地域資源を活かしたなりわいの再建と創造		⑧歴史的資源を有する中心市街地におけるにぎわい創出	小丸山城の城下町として整備された歴史を有し、商店街として小規模な商店が多く立地する歴史的な市街地では、商業地域が指定されているものの、商業集積が進んでいない状況です。こうした本市の中心市街地では、七尾駅前の商業地と連携しつつ、受け継がれてきた文化財などの歴史資源等を活用しながら、商業施設等の立地による賑わいの創出が必要です。
		⑨効率的な都市運営及び企業立地の推進	本市の財政力指数は大きく変化していないものの、歳出をみると扶助費が増加傾向にあり、今後も高齢化に伴い増加することが想定され、厳しい財政状況が続いていくことが予想されます。このような中では、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりによる施設維持等にかかる支出縮減を図っていくことや、道路、上下水道等の既存ストックが活用可能な地域への企業立地を推進することによる税収確保を図っていくことが必要です。
Ⅲヒト・モノ・カネの流れの回復と創出		⑩将来目標人口の達成に向けた定住促進	七尾市戦略的復興プランにおいて定められた目標人口と国立社会保障・人口問題研究所の将来人口を比較すると、目標人口を達成するためには、令和 27(2045)年で約 3,000 人の定住促進が必要な状況です。
Ⅳまちの持続を支える次代を担うひとづくり		⑪七尾の担い手を育成する子育て環境や教育環境の維持・充実	本市では、出生数を死亡数が上回る自然減が継続的に推移しており、将来も年少人口が減少していくことが想定され、将来の本市を支える担い手不足が懸念され、子育て環境や教育環境の維持・充実を図ることが必要です。

3章. 立地の適正化に関する基本的な方針

1. 目指すべき都市構造（将来都市構造）

七尾市都市計画マスタープランで定められた将来都市構造図をもとに、本計画で目指すべき都市構造の位置づけを整理します。

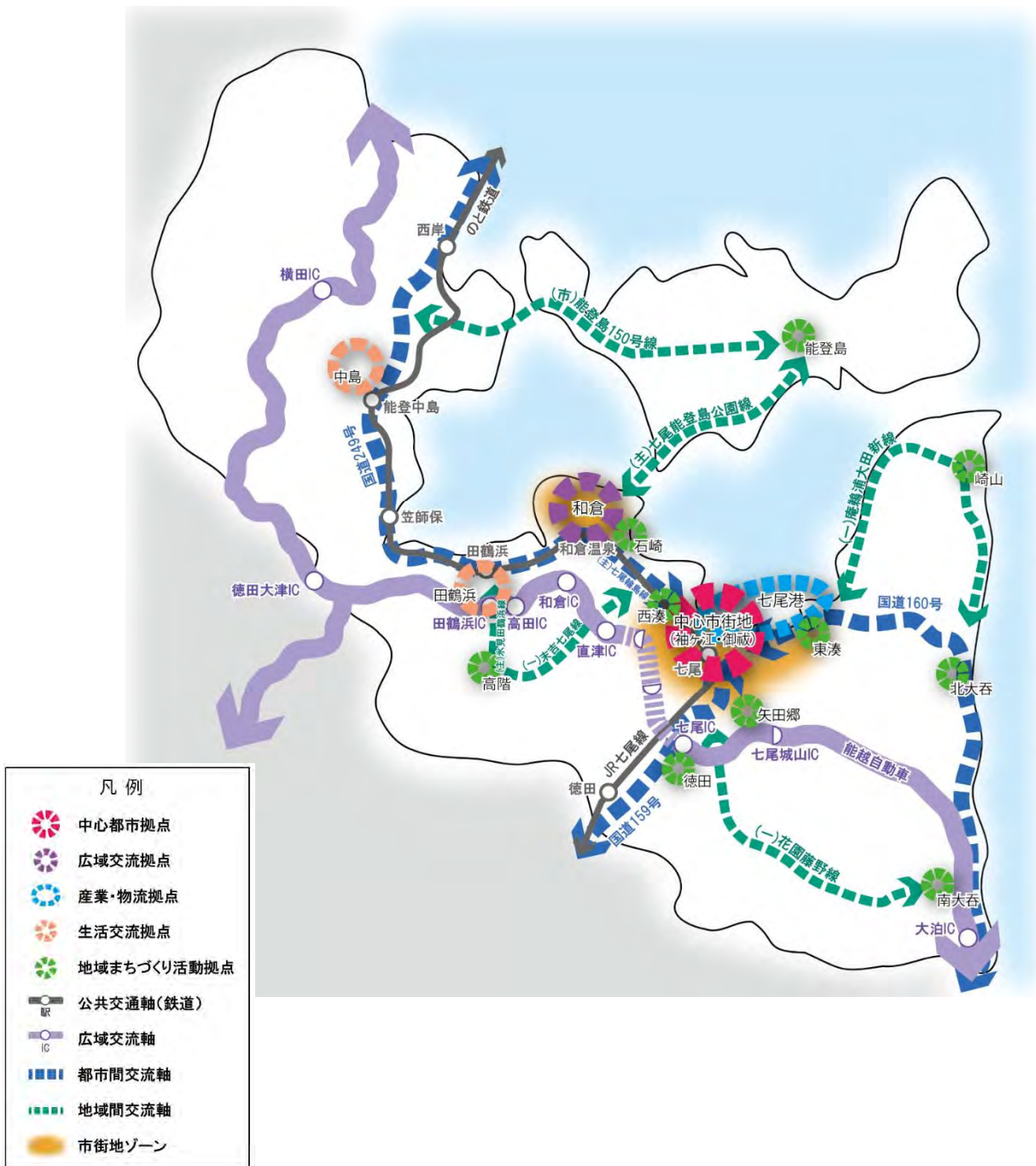


図 将来都市構造図【資料:七尾市都市計画マスタープラン(令和9(2027)年 月)】

将来都市構造図に位置付けられた中心都市拠点、広域交流拠点に市内全域から市民が利用する都市機能を集積して拠点形成を図り、各拠点及びその周辺の利便性が確保されることにより市街地ゾーンの人口密度を充実します。市街地ゾーンの人口密度を確保することで、拠点内の都市機能の利用者が確保でき、拠点形成を支えることが期待されます。

さらに、こうした都市計画区域内の拠点及び市街地ゾーンの充実、公共交通等のネットワーク形成によって、都市計画区域内外の地域住民への都市機能サービスの提供を今後も持続していくことにつながります。

以上のような考え方により、持続可能な都市構造の構築を目指します。

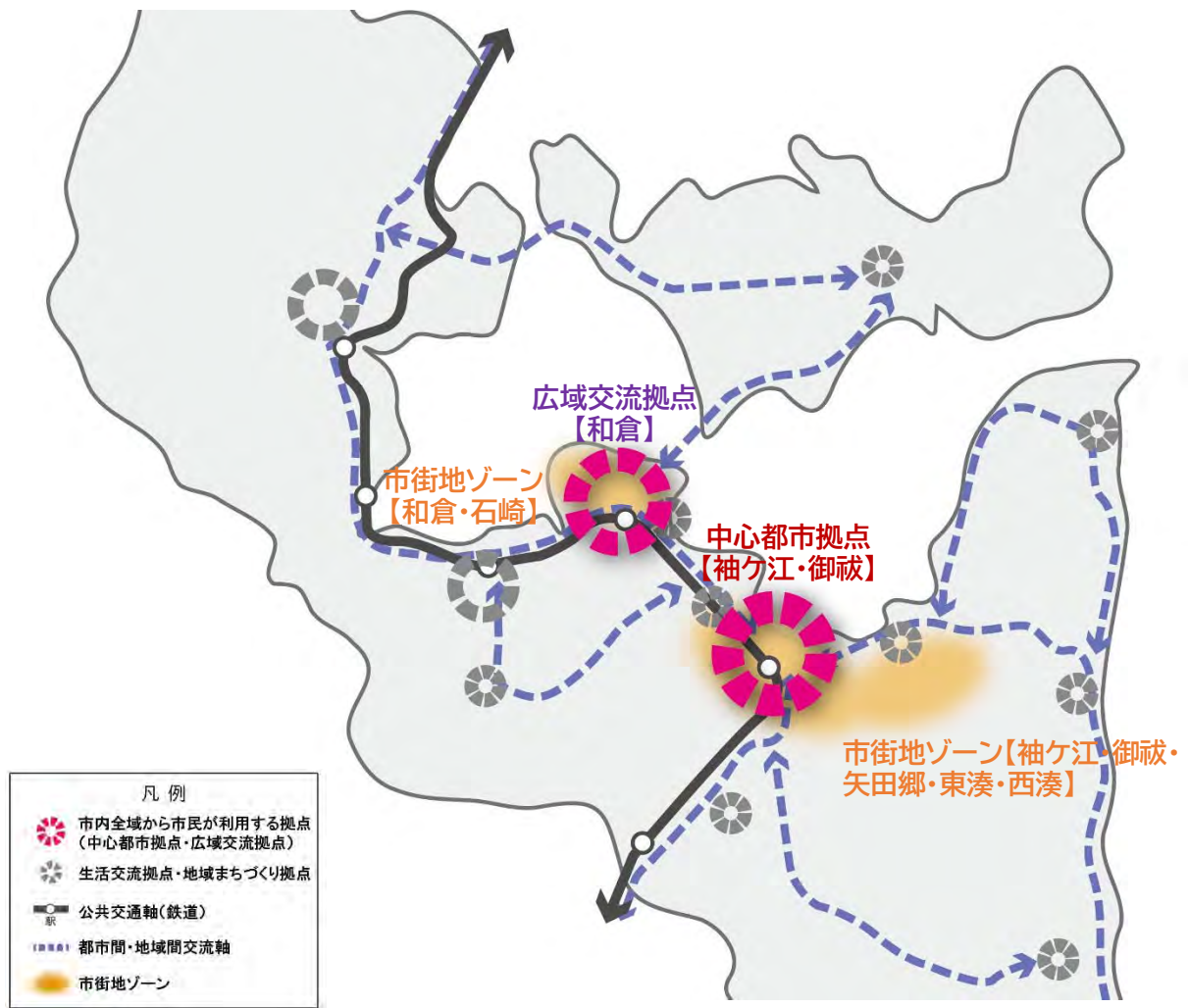


図 目指すべき都市構造のイメージ

2. まちづくりの方針（ターゲット）

都市計画マスタープランの将来目標及び将来都市構造を踏まえながら、本市の都市構造上の課題に対応するまちづくりの方針を以下のように設定します。

【将来目標(七尾市都市計画マスタープラン)】

【都市構造関連】

目標1:能登の未来を牽引する七尾駅・和倉温泉駅を中心としたコンパクトなまちづくり

【土地利用関連】

目標2:七尾市の魅力を継承し、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり

【交通関連】

目標3:多様な移動手段で利便性を向上し、交流の輪が広がるまちづくり

【環境関連】

目標4:能登の里山里海を保全しつつ、自然・歴史・文化にふれあえる環境に配慮したまちづくり

【防災関連】

目標5:震災の経験から生まれた市民のつながりを大切にする定住できる安全安心なまちづくり

まちづくり方針①: 次の居住地として選ばれるまちづくり

中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）に位置付けられたエリア周辺における魅力・利便性の向上を図ることにより、子育て世代や高齢者をはじめとする市内外の人たちのライフステージの変化（転居等）のタイミングで居住地として選ばれるまちづくりを進めます。

対応する都市構造上の課題: ②, ③, ⑦, ⑧, ⑩, ⑪

まちづくり方針②: 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり

市街地ゾーンに位置付けられた人口や生活利便施設が集積する既存の市街地では、これまで整備してきた既存ストック（空き地・空き家、道路、下水道等）を活用しながら、日常生活の利便性の充実に図り、良好な住環境を形成することにより、人口減少下において市街地の拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めます。

都市計画区域外をはじめとする農村・漁村が分布する地域においては、地域住民主体のまちづくりを支援し、各地区の中心的な集落への集住によりコミュニティを維持する等、持続可能な地域の形成を促進します。

対応する都市構造上の課題: ②, ④, ⑤, ⑨, ⑪

まちづくり方針③: 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり

都市機能の集積を図る中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）と市内各地区をつなぐ公共交通や徒歩・自転車等を含む多様な交通手段のネットワークを形成することにより、だれもが都市機能のサービスを享受できるまちづくりを進めます。

また、中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）と広域交流拠点（和倉）は、それぞれ機能を補完する関係であり、各拠点間を連携する移動手段が充実したまちづくりを進めます。

対応する都市構造上の課題: ④, ⑤, ⑥

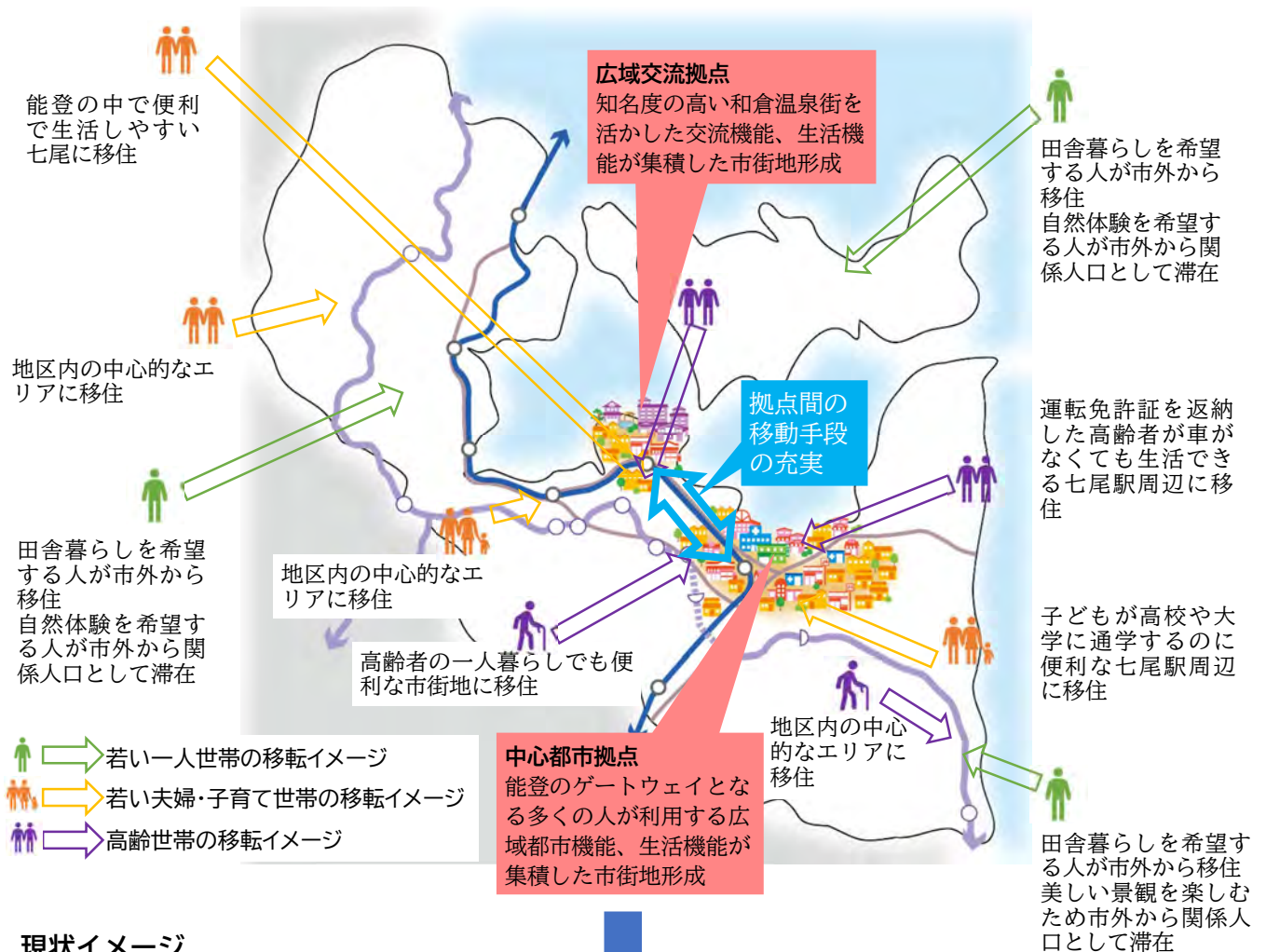
まちづくり方針④: 定住できる安全・安心なまちづくり

将来にわたって定住することができるよう、相対的に災害リスクが低い傾向にある都市計画区域の市街地ゾーンへの居住の緩やかな誘導を図ります。また、河川整備等のハード対策と合わせて、震災の経験を生かした避難訓練や、祭などの地域活動を通して防災時に機能するコミュニティ形成等、緊急避難体制の強化等に向けたソフト対策を積極的に展開することにより、定住できる安全・安心なまちづくりを進めます。

対応する都市構造上の課題: ①, ⑩

3. 目指すべき都市像

まちづくりの方針を踏まえて、都市機能、居住誘導及び公共交通ネットワークに関する目指すべき都市像を以下のように設定します。なお、ここでの誘導は、現在の居住者に無理に引っ越しを促すものではなく、引っ越しを検討するタイミングで、居住地として選んでもらう施策を展開することで長期的かつゆるやかに誘導を図るものです。



現状イメージ



都市機能と居住の適切な誘導

将来イメージ（何もしない場合）



市街地が無秩序に拡大し低密度化し、お店の撤退等により生活利便性が市全体で低下

目指す将来イメージ



都市機能と居住の適切な誘導により、市街地の密度を確保することで都市機能の立地を維持・充実し生活利便性が高いコンパクトな市街地を形成

4章. 居住誘導区域

1. 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。【立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）】

国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれるとされています。

① 生活便利性が確保される区域

○都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

② 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の地域

○医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内

○国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

※民間施設を含む都市機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となりますが、人口減少が進んでいる地域においては、実情に応じて実現可能な人口密度を設定する必要があります。

③ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

○土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

2. 居住誘導区域の設定方針

① 居住誘導区域を設定する箇所

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、居住誘導区域は、都市計画区域内に設定します。

国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、将来都市構造図に位置付けた市街地ゾーンを基本に居住誘導区域を設定することとします。

②居住誘導区域の設定基準

国土交通省が示す居住誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえて、設定基準を定めます。また、法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域及び都市計画運用指針に示されている居住誘導区域に含まないこととすべき区域等を踏まえて、除外基準を定めます。

【設定基準】

本市における人口集積の状況や都市基盤整備の経緯などを踏まえて、以下のような3つの設定基準のいずれかに該当する区域を居住誘導区域に含めることとします。

<設定基準①：鉄道駅徒歩圏（七尾駅及び和倉温泉駅から 800mの範囲）かつ用途地域が指定された区域>

- ・鉄道駅周辺は、通勤・通学に便利であり、鉄道駅の利用圏域は今後も生活利便性を確保し、居住の誘導を促進していくことが必要です。
- ・鉄道駅の利用圏のうち、これまで形成してきた市街地（用途地域）を対象とすることとし、七尾駅及び和倉温泉駅から 800mの範囲かつ用途地域が指定された区域を設定基準に定めます。

※国土交通省の「都市構造評価に関するハンドブック（平成 26(2014)年）」において、一般的な徒歩圏は 800mとされており、本計画においても 800mを徒歩圏として設定しました。

<設定基準②：都市基盤整備が実施されている区域（市街地開発事業施行区域・公共下水道事業認可区域）>

- ・良好な都市基盤の整備が実施されている区域は、生活環境が整っているため人口減少の中でも、居住誘導を図るにあたり適していると考えられることから、市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業）が施行された区域及び公共下水道事業認可区域（七尾処理区・和倉処理区）を設定基準に定めます。

<設定基準③：人口が集積し生活利便性が高い区域（人口密度 20 人/ha 以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複）>

- ・人口減少の中でも人口密度を維持し、将来にわたって生活機能を持続することが必要であることから、現時点で一定の人口集積がみられるとともに、複数の種類の生活機能の徒歩圏及びバス停徒歩圏に含まれる区域を今後も持続させていくため居住誘導区域に含めます。
- ・本市の市街地の現状を踏まえて、人口密度 20 人/ha 以上かつ生活機能徒歩圏が5種以上重複する区域を設定基準に定めます。

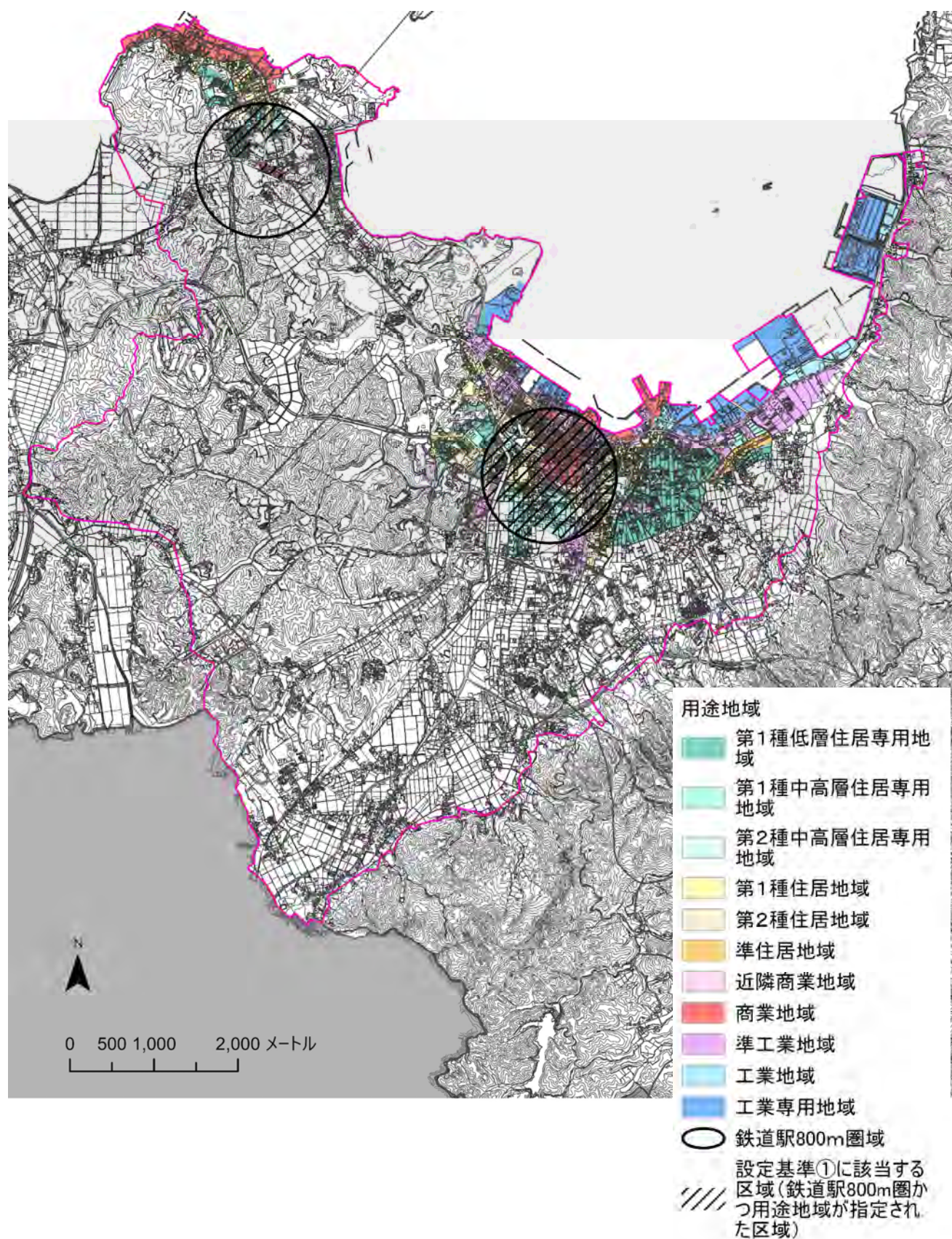
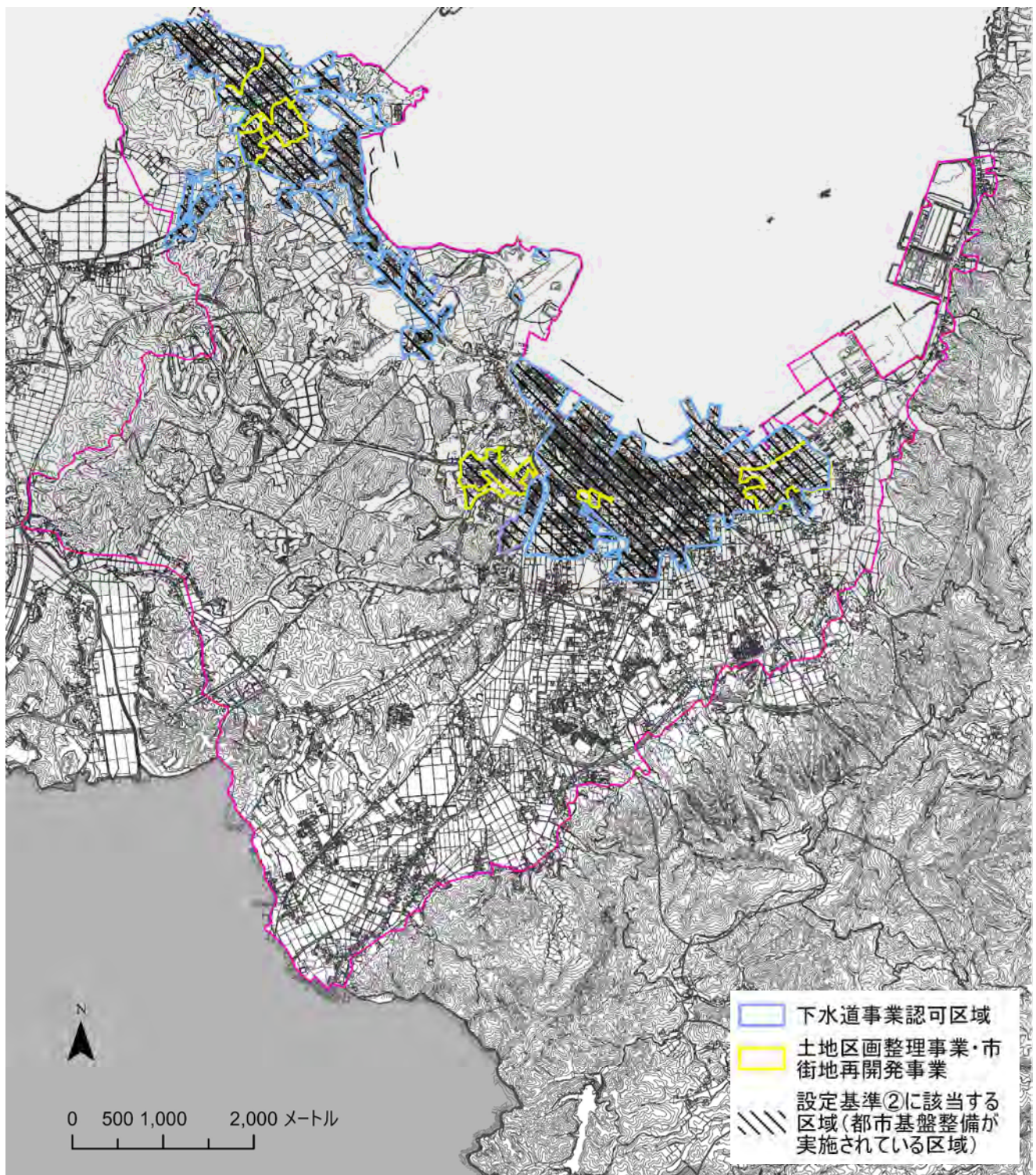
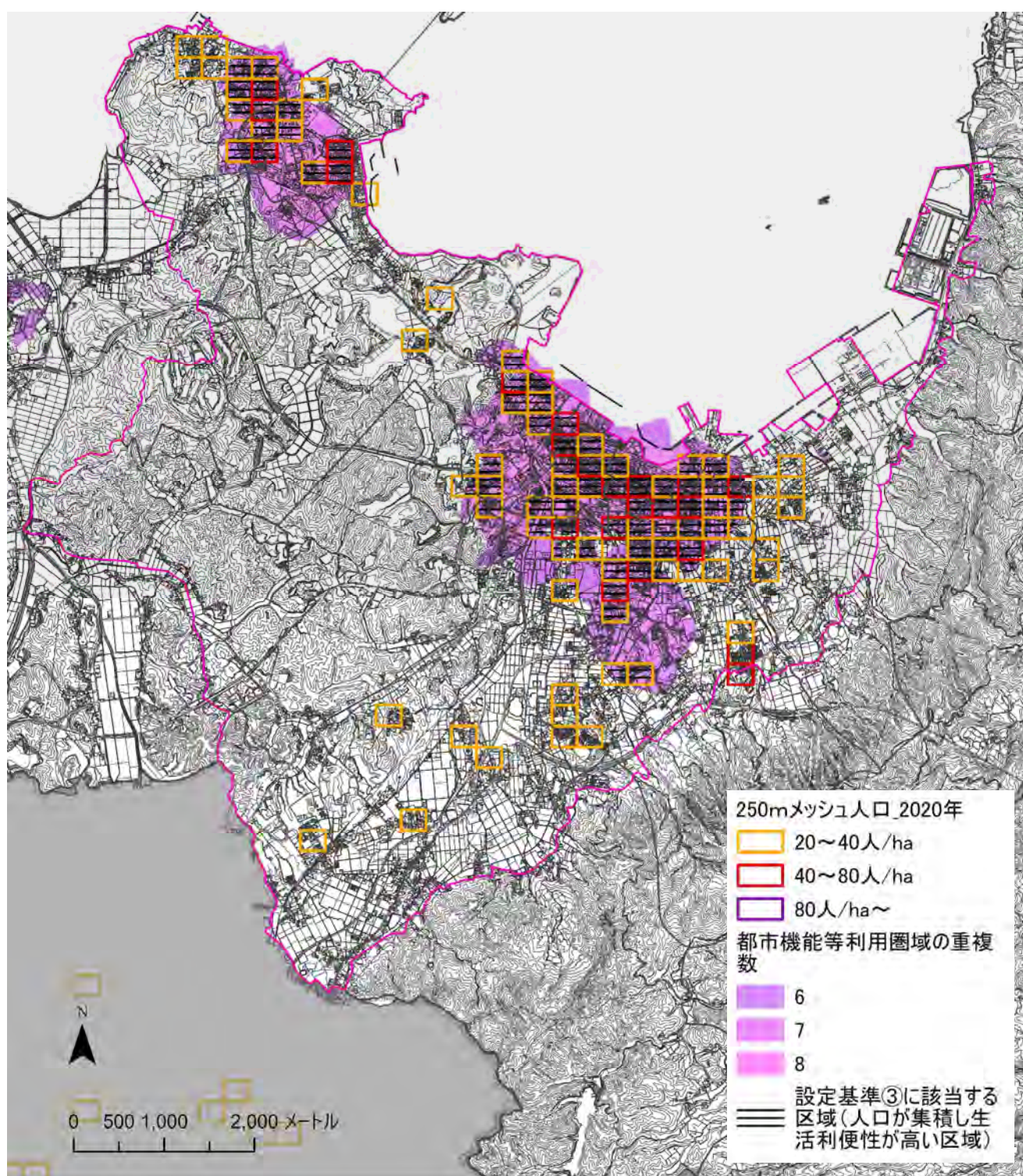


図 鉄道駅徒歩圏かつ用途地域が指定された区域(設定基準①)



資料：七尾市資料

図 都市基盤整備が実施されている区域(設定基準②)



資料：国土数値情報（250mメッシュ人口）

図 人口が集積し生活利便性が高い区域(設定基準③)

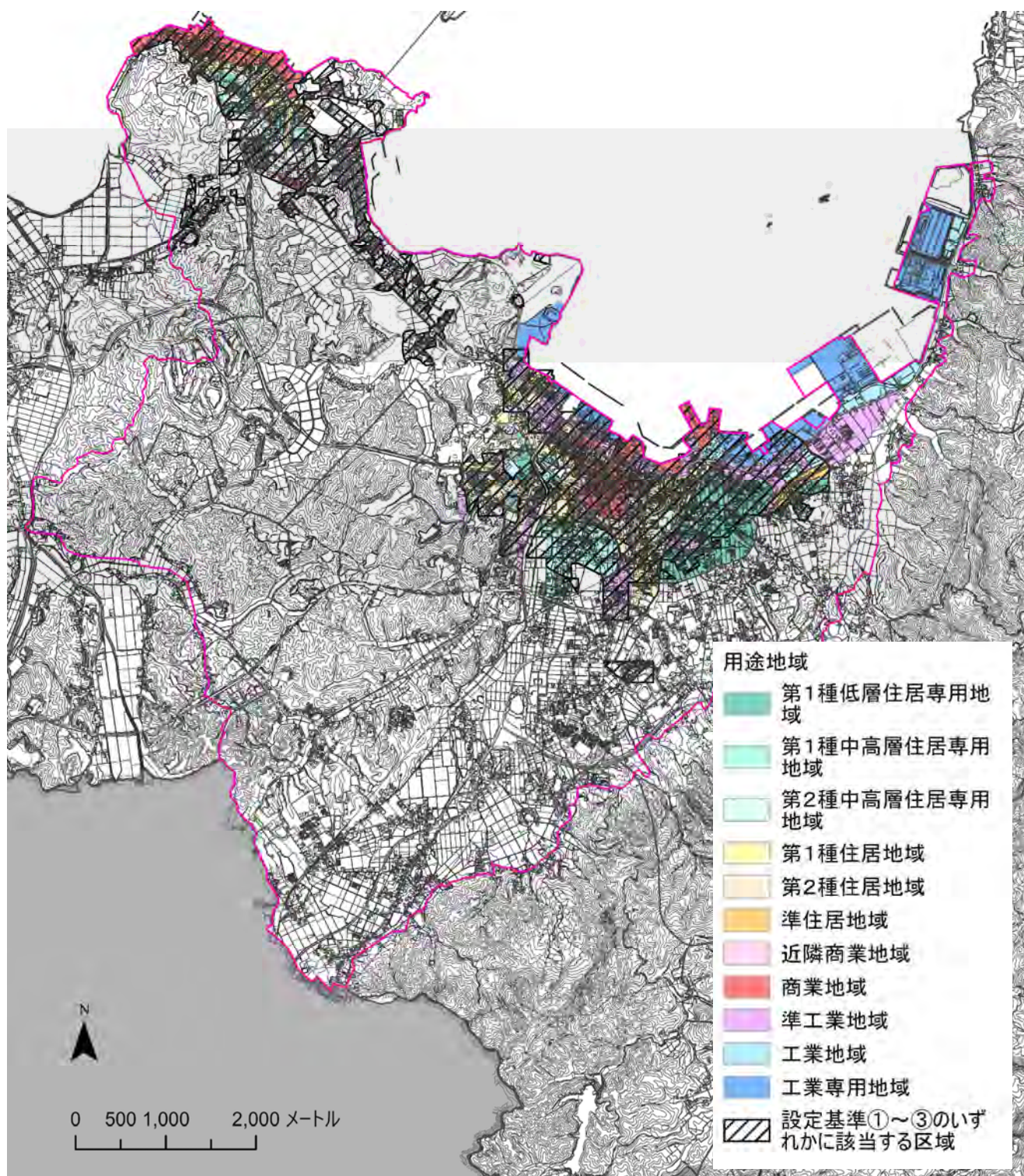


図 設定基準に該当する区域(設定基準①～③のいずれかに該当)

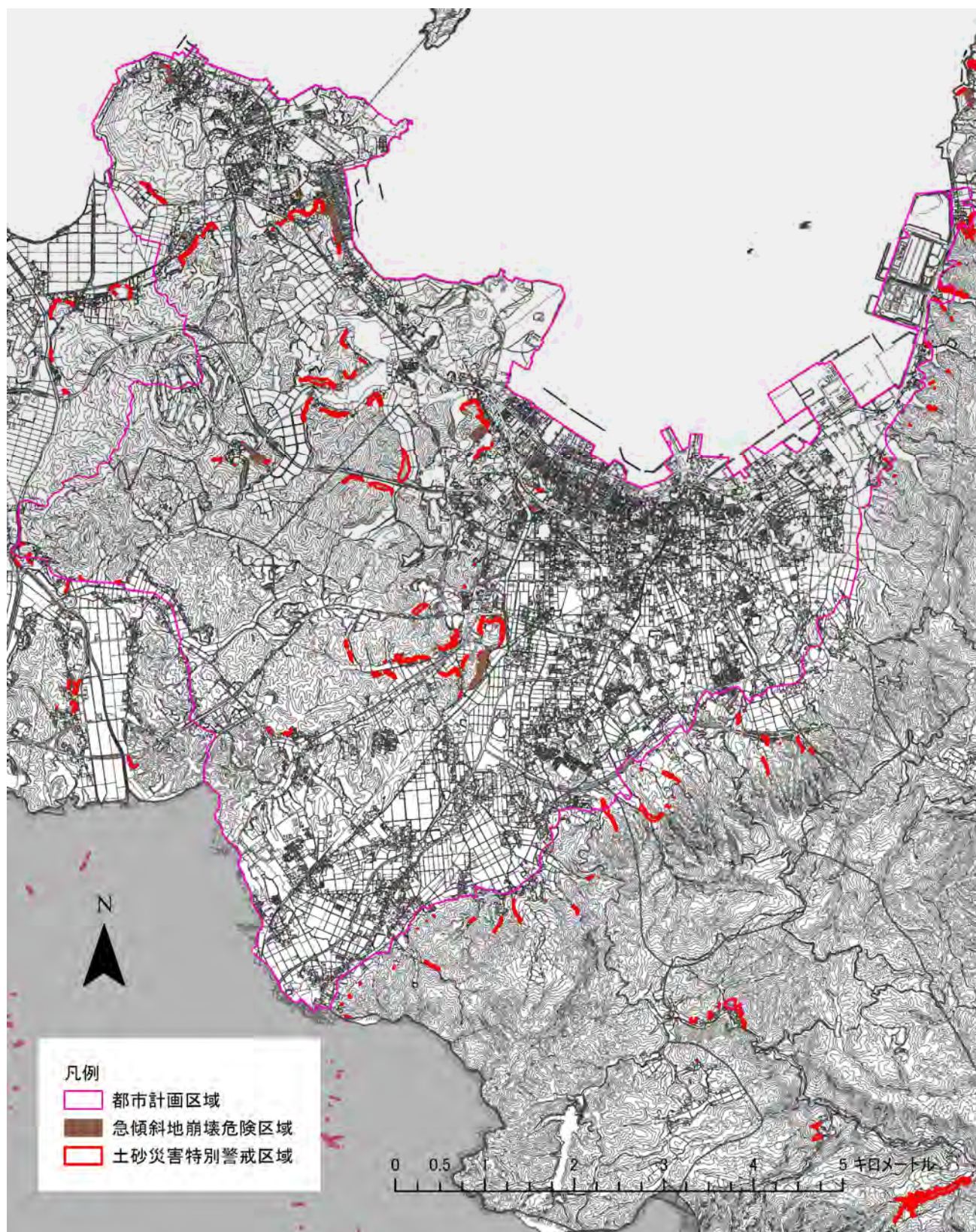
【除外基準】

法令に規定されている居住誘導区域に含めてはならない区域は下表のとおりです。本市の都市計画域内に該当があるのは、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域です。

表 居住誘導区域に含めてはならない区域

根 拠	区 域
都市再生特別措置法 第81条第19項	● 市街化調整区域 ● 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域
都市再生特別措置法 施行令第30条	● 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域、農地法第5条第2項第1号に掲げる農地や採草放牧地の区域 ● 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域 ● 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域 ● 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第25条第1項に規定する特別地区 ● 森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区 ● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する<u>急傾斜地崩壊危険区域</u> ● 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する<u>土砂災害特別警戒区域</u> ● 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

※赤下線は七尾市都市計画域内に該当があるもの



資料：石川県資料

図 居住誘導区域に含めてはならない区域(七尾市都市計画区域内に該当があるもの)

都市計画運用指針に示されている原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域は下表のとおりです。本市の都市計画域内に該当があるのは、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域となりますが、いずれも災害リスク、避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合には、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域とされています。

表 原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域

根 拠	区 域
都市計画運用指針	● 原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域 →津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域 →災害危険区域(建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く) ● 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域 →土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する<u>土砂災害警戒区域</u> →津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する<u>津波災害警戒区域</u> →水防法第14条第1項に規定する<u>洪水浸水想定区域</u> →土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

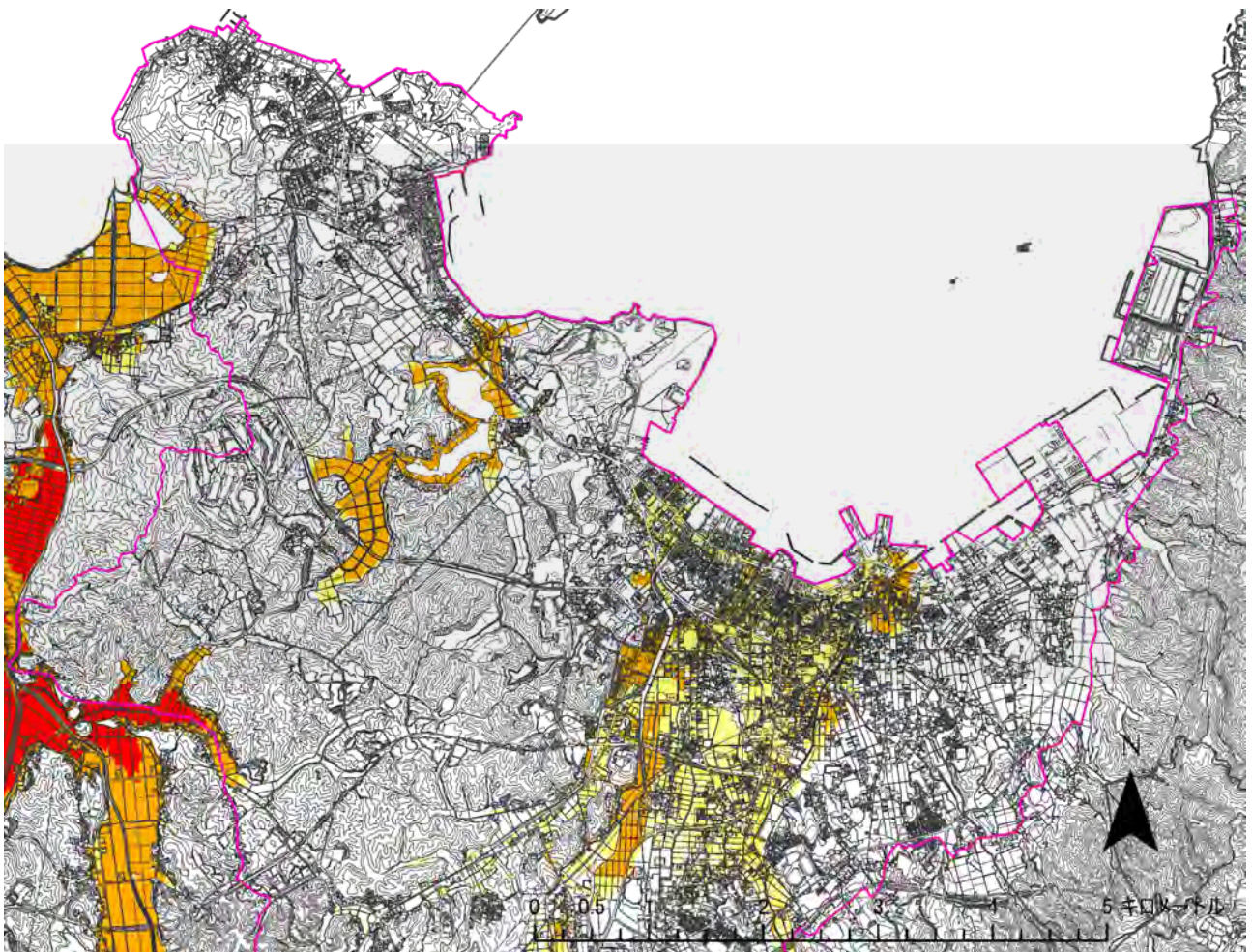
※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

洪水（想定最大規模）については、七尾駅周辺等の広い範囲で浸水が想定されていますが、2階建ての建物での垂直避難が可能となる浸水深3.0m未満となっています。また、津波（最大クラス）については、七尾港周辺等の七尾湾沿岸で浸水が想定されていますが、建物のほとんどが全壊するとされる浸水深2.0m以上の津波は想定されていません。こうした水害が想定されているエリアは歴史的な成り立ちを歩んできた場所やまちづくりにおいて重要な場所を含んでいます。このため、こうしたエリアにおいては、適切な避難誘導に向けた情報発信や警戒避難体制の整備などを総合的に勘案し、居住誘導区域に含めることとします。

土砂災害については、洪水・津波等の水害と比較して、災害時の影響範囲が限られる一方、発災時には人的被害等が発生するおそれがあります。土砂災害警戒区域は、居住誘導区域に含めてはならないとされる土砂災害特別警戒区域と一体的に設定されることがほとんどであるため、あわせて居住誘導区域から除外します。

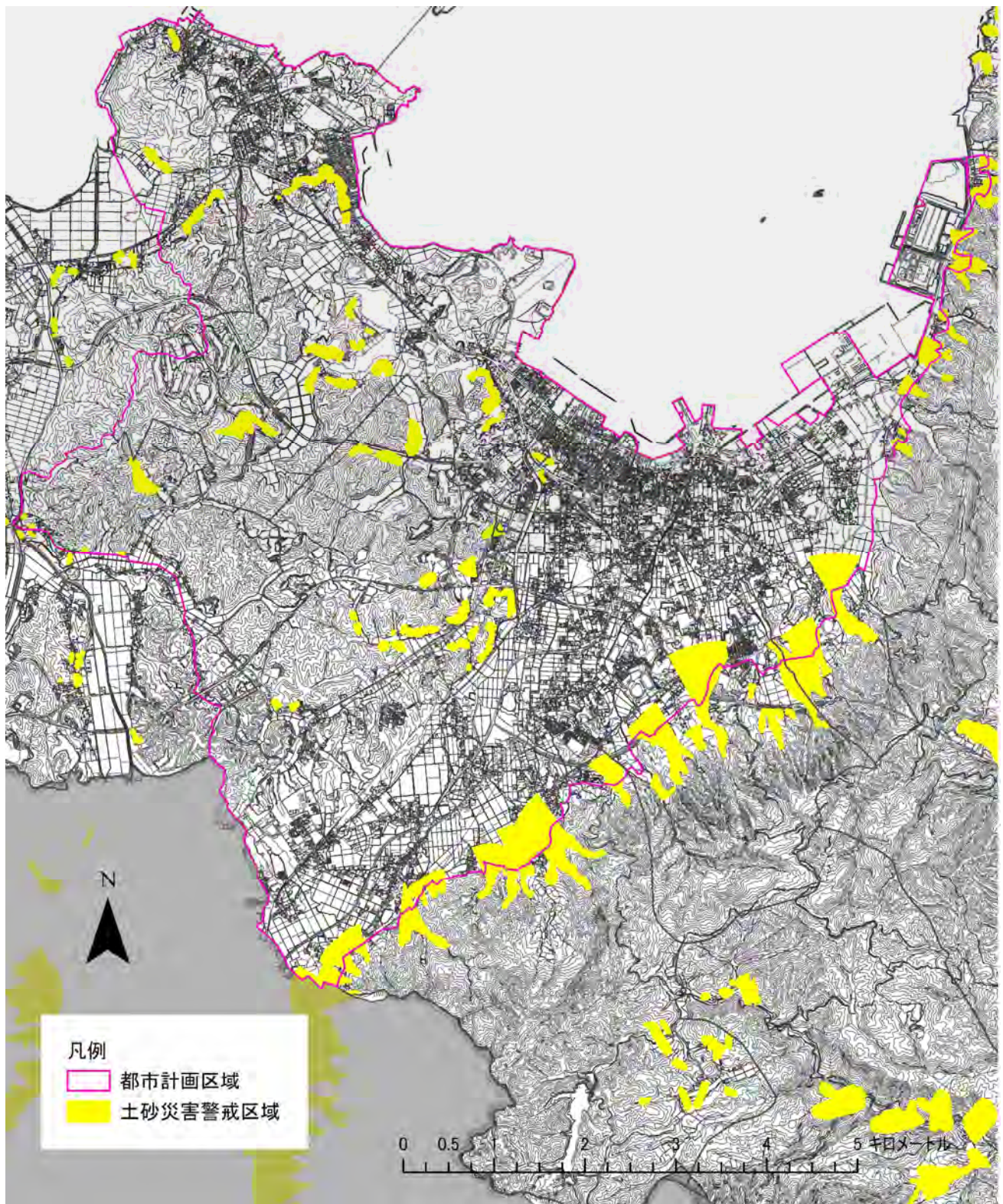


資料：石川県資料



資料：石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ

図 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域【上段：津波災害警戒区域(最大クラス)、
下段：洪水浸水想定区域(想定最大規模)】(七尾市都市計画区域内に該当があるもの)



資料：石川県資料

図 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域【土砂災害警戒区域】
(七尾市都市計画区域内に該当があるもの)

上記のほか、都市計画運用指針には、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」区域が示されています。本市の都市計画域内に該当があるのは、工業専用地域です。工業専用地域は七尾港に指定され、住宅地を形成するエリアとして想定しないことから、居住誘導区域に含めないこととします。

- ア 法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第13号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
- イ 法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域
- ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
- エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

※赤下線は七尾市都市計画区域内に該当があるもの

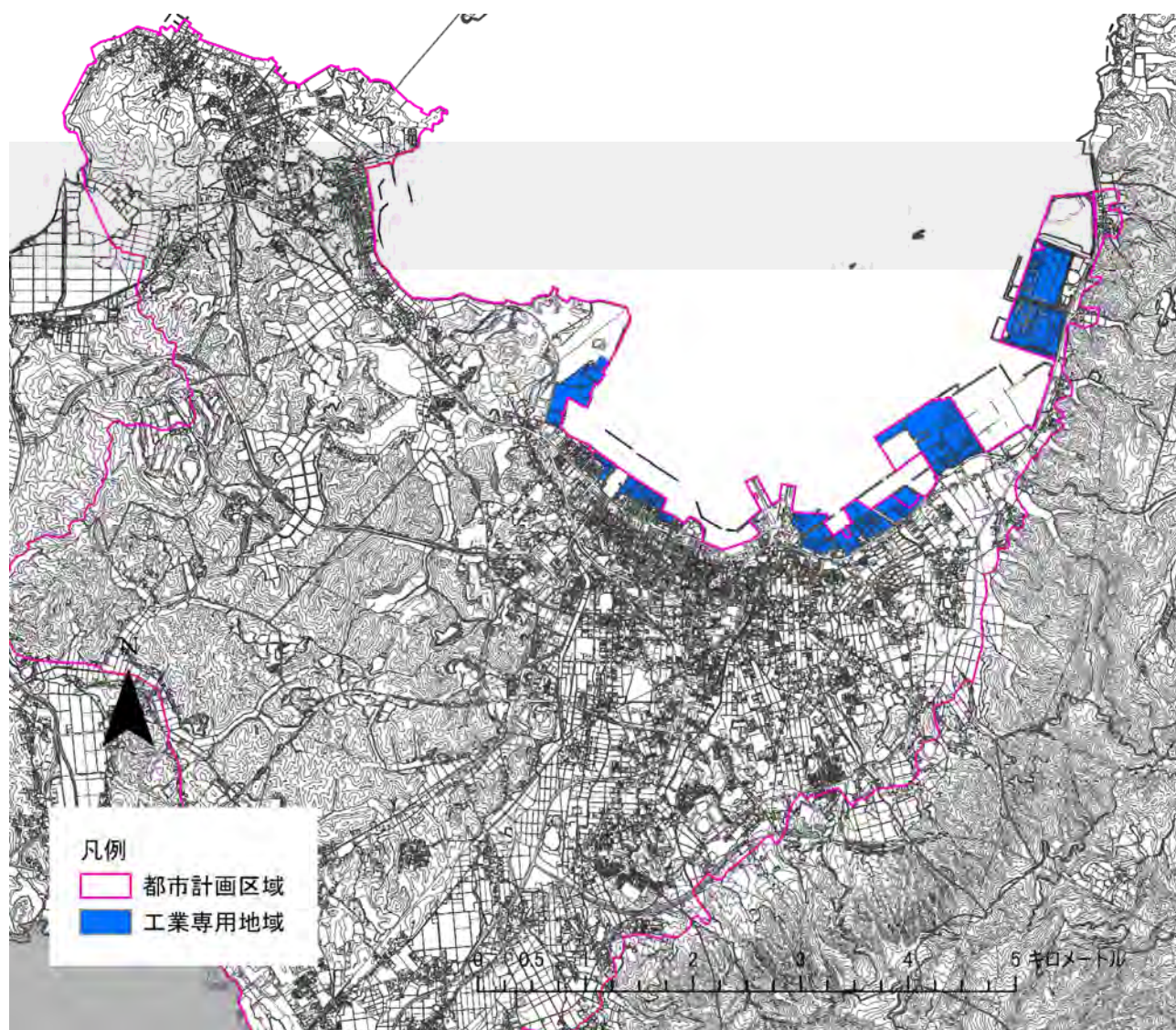
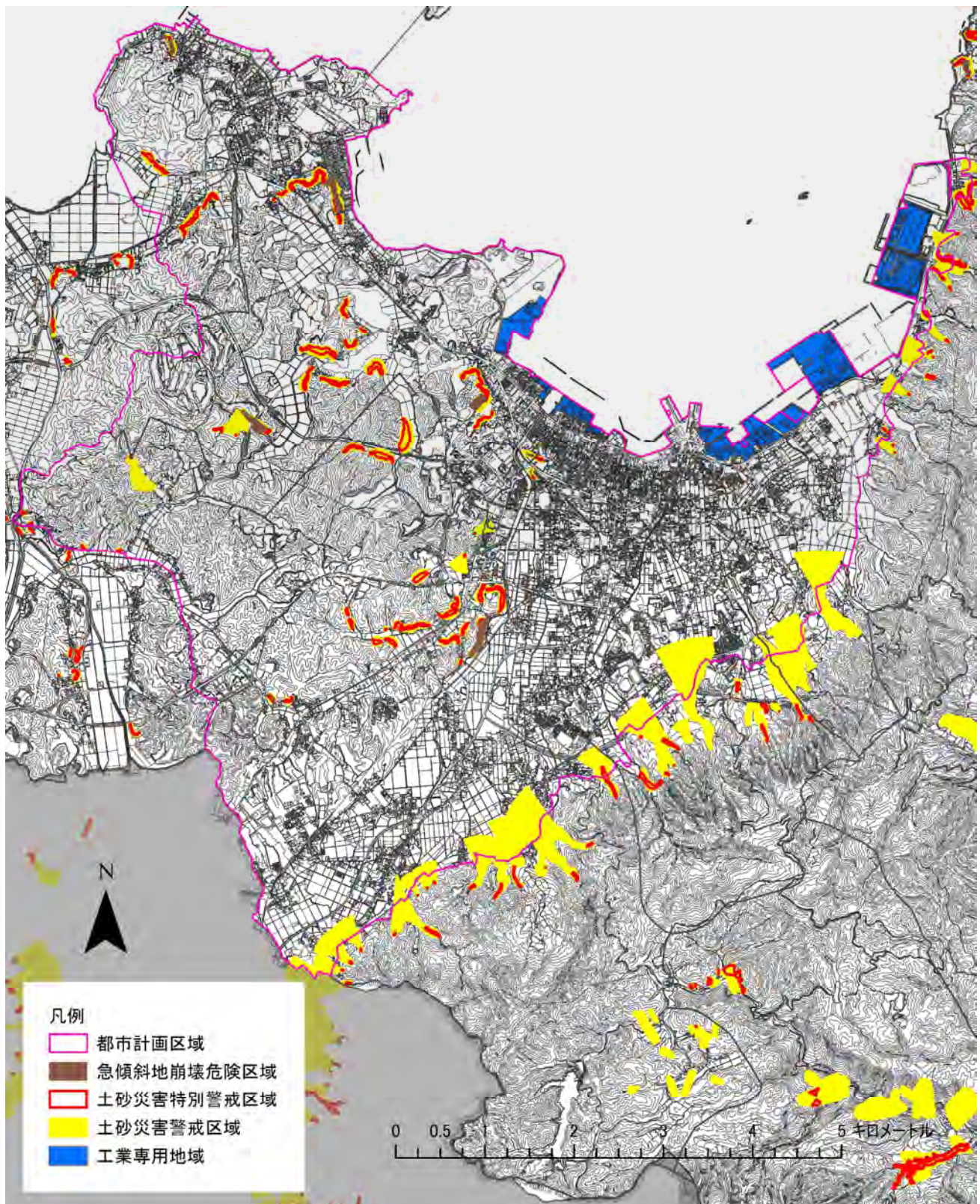


図 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域

以上より、除外基準を以下のように設定します。

表 除外基準(まとめ)

	区分	根拠法令等	法令・都市計画運用指針 の考え方	除外基準
水害	洪水浸水想定区域	水防法	災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき（都市計画運用指針）	居住誘導区域に 含める
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律		
土砂災害	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	居住誘導区域に含めない区域とする（都市再生特別措置法施行令第30条）	居住誘導区域に 含めない
	土砂災害特別警戒区域			
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
その他	工業専用地域	都市計画法	を居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい（都市計画運用指針）	居住誘導区域に 含めない



資料：石川県資料

図 居住誘導区域に含まない区域(除外基準)

3. 居住誘導区域の設定

下記のフローにより、居住誘導区域の設定基準に該当する区域から除外基準に該当する区域を除外して居住誘導区域を設定します。区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。

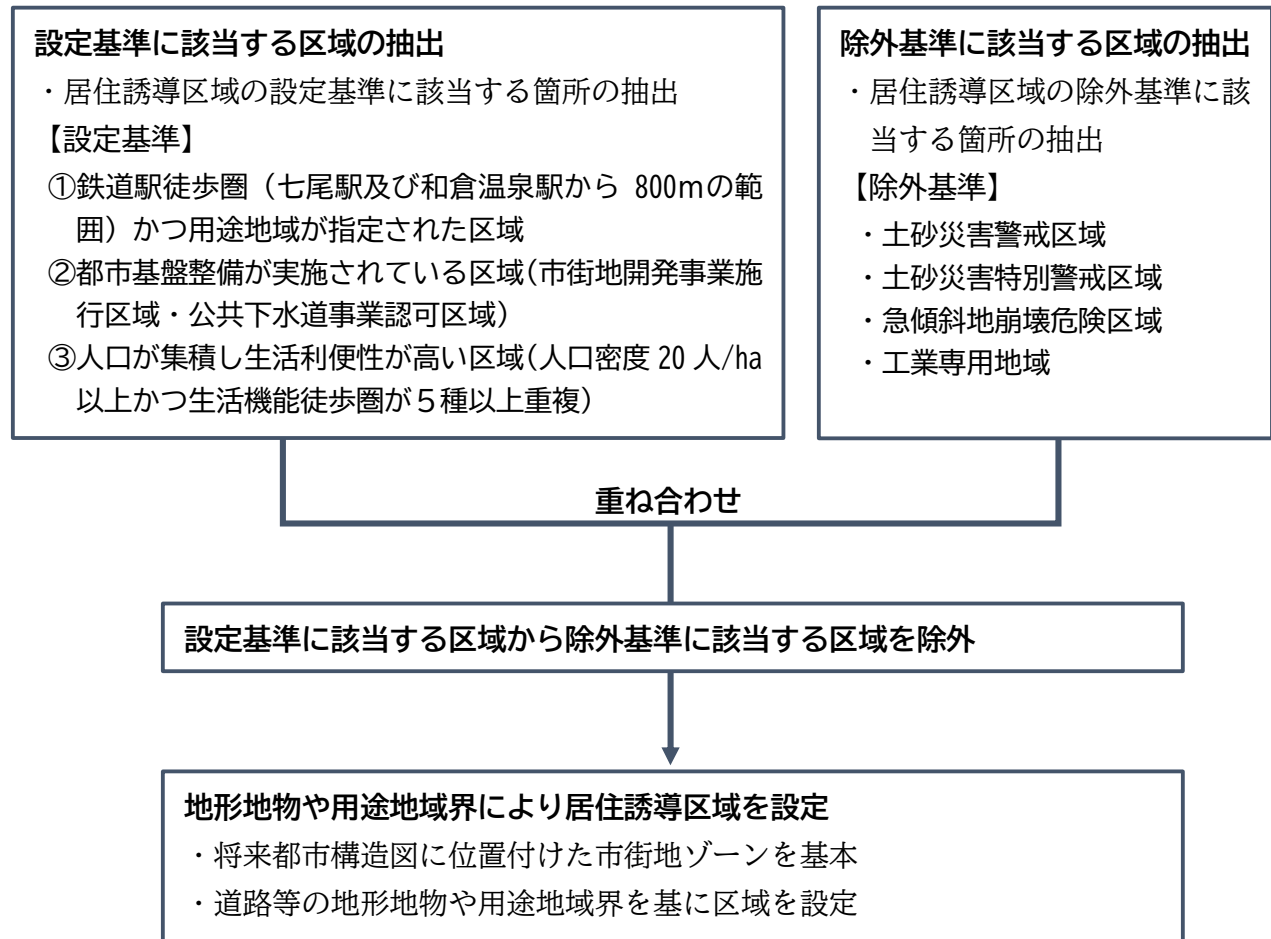


図 居住誘導区域の設定フロー

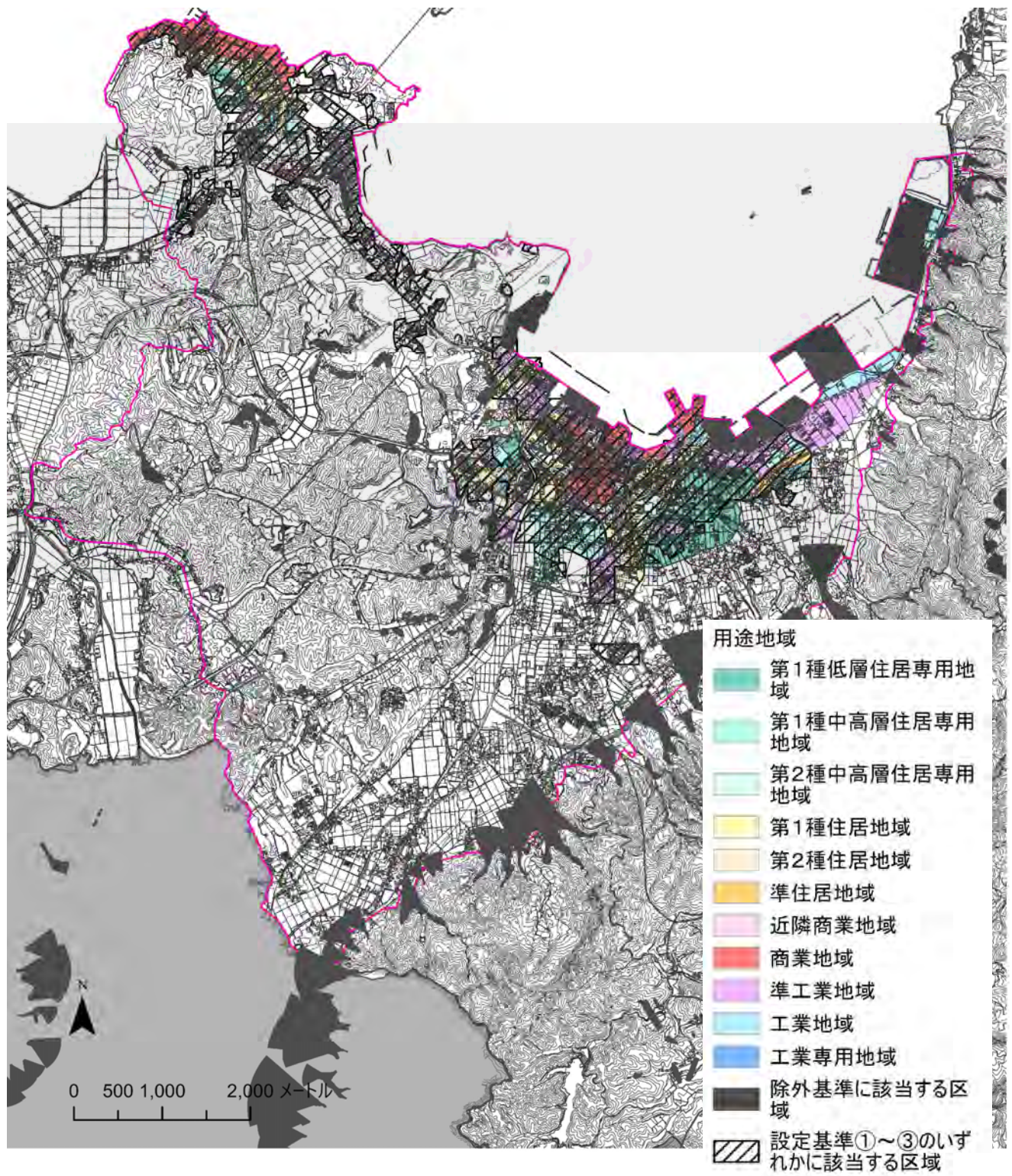


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ

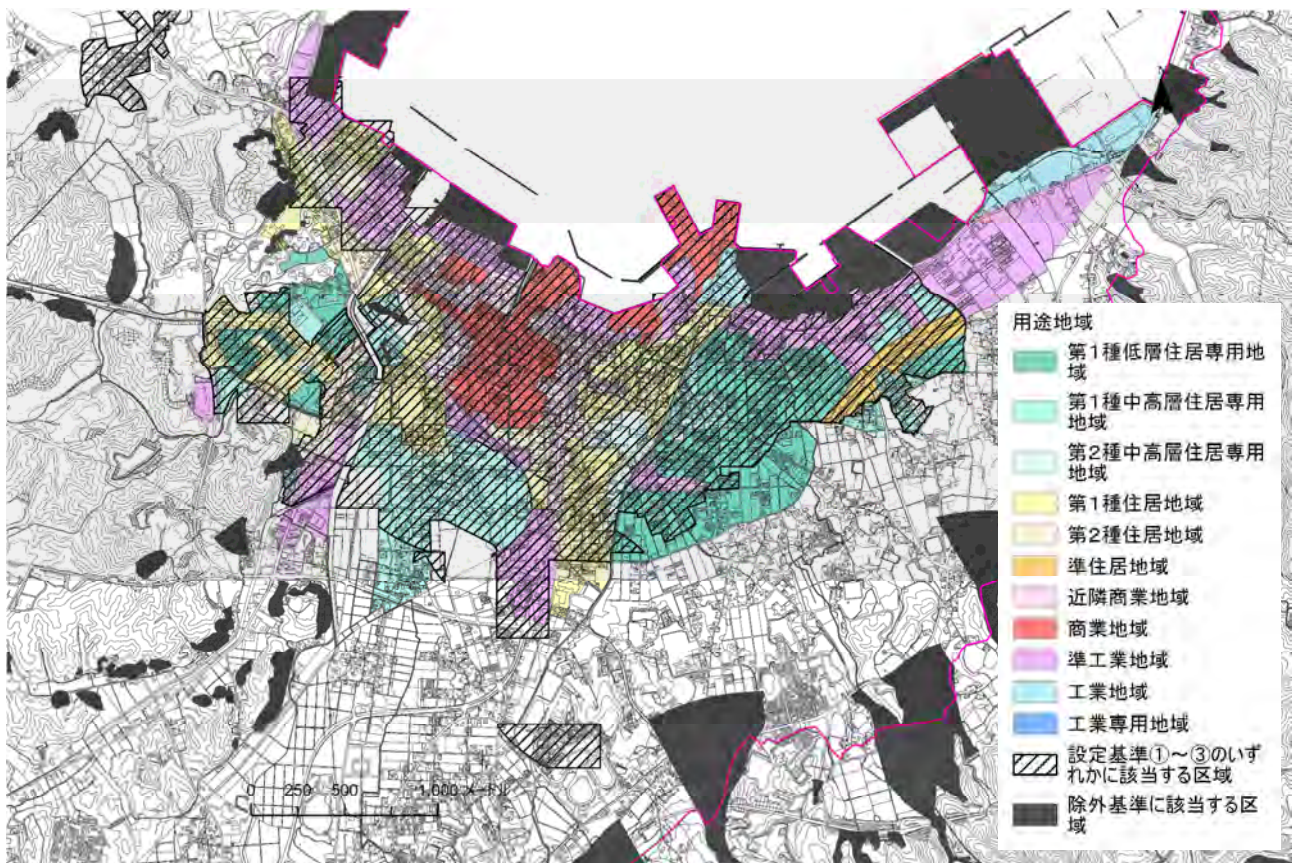


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ(七尾)

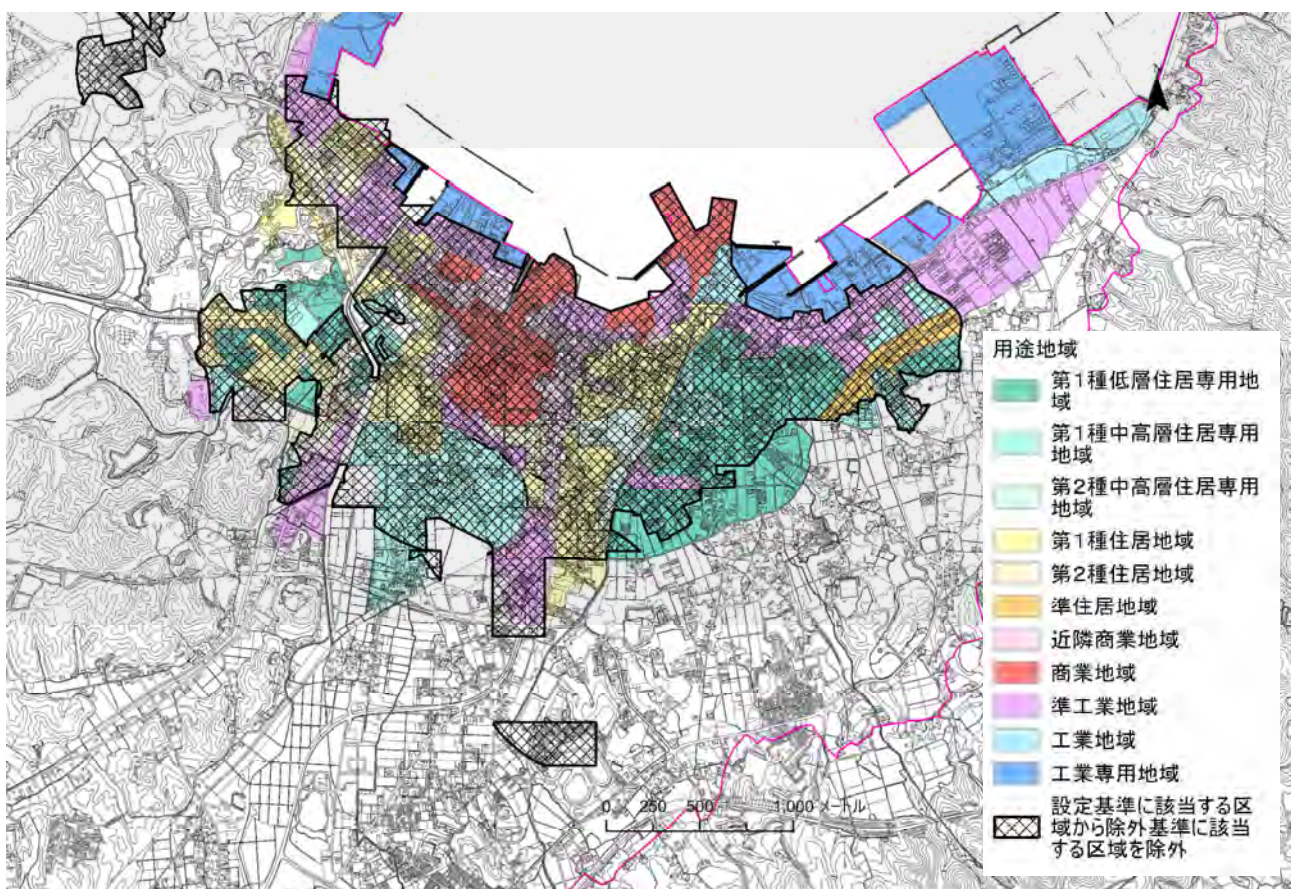


図 設定基準に該当する区域から除外基準に該当する区域を除外した区域(七尾)

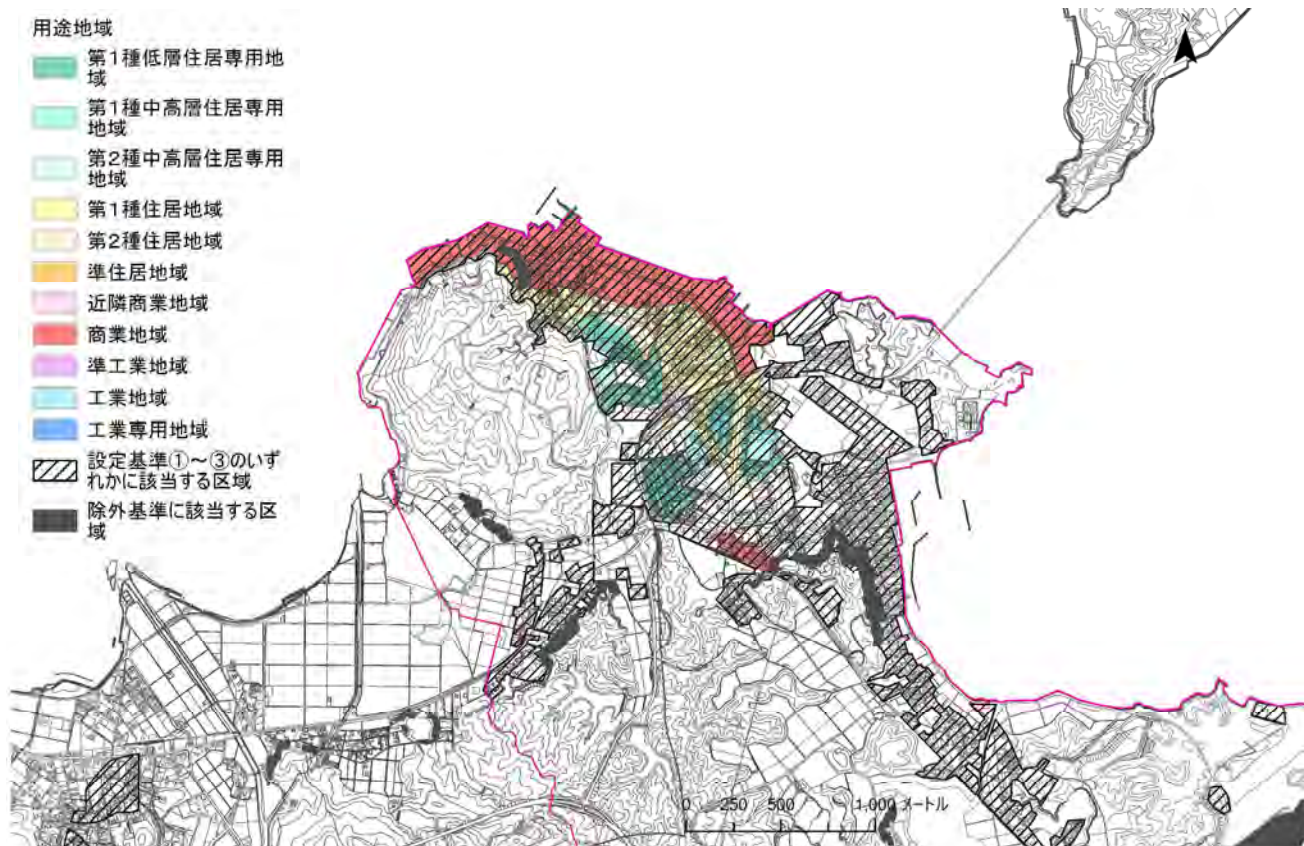


図 設定基準と除外基準の重ね合わせ(和倉)

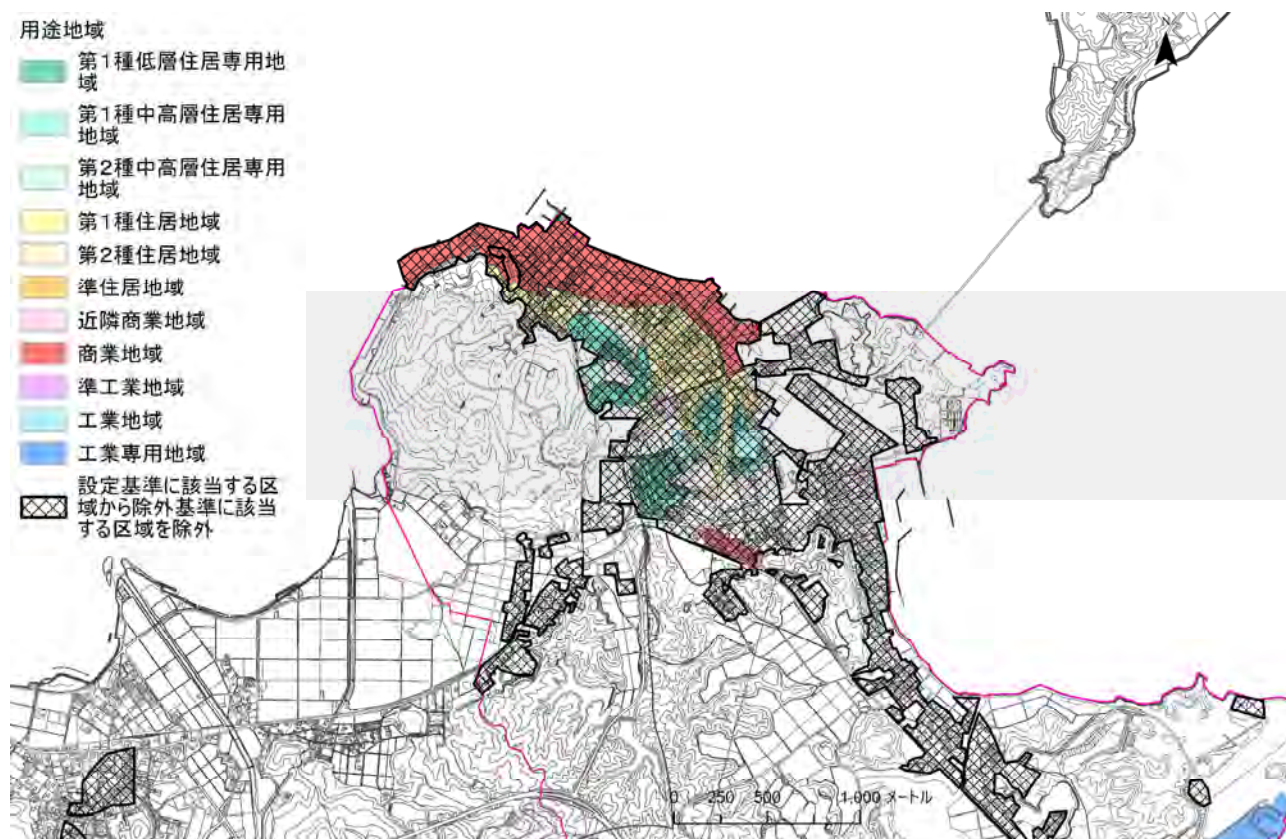


図 設定基準に該当する区域から除外基準に該当する区域を除外した区域(和倉)

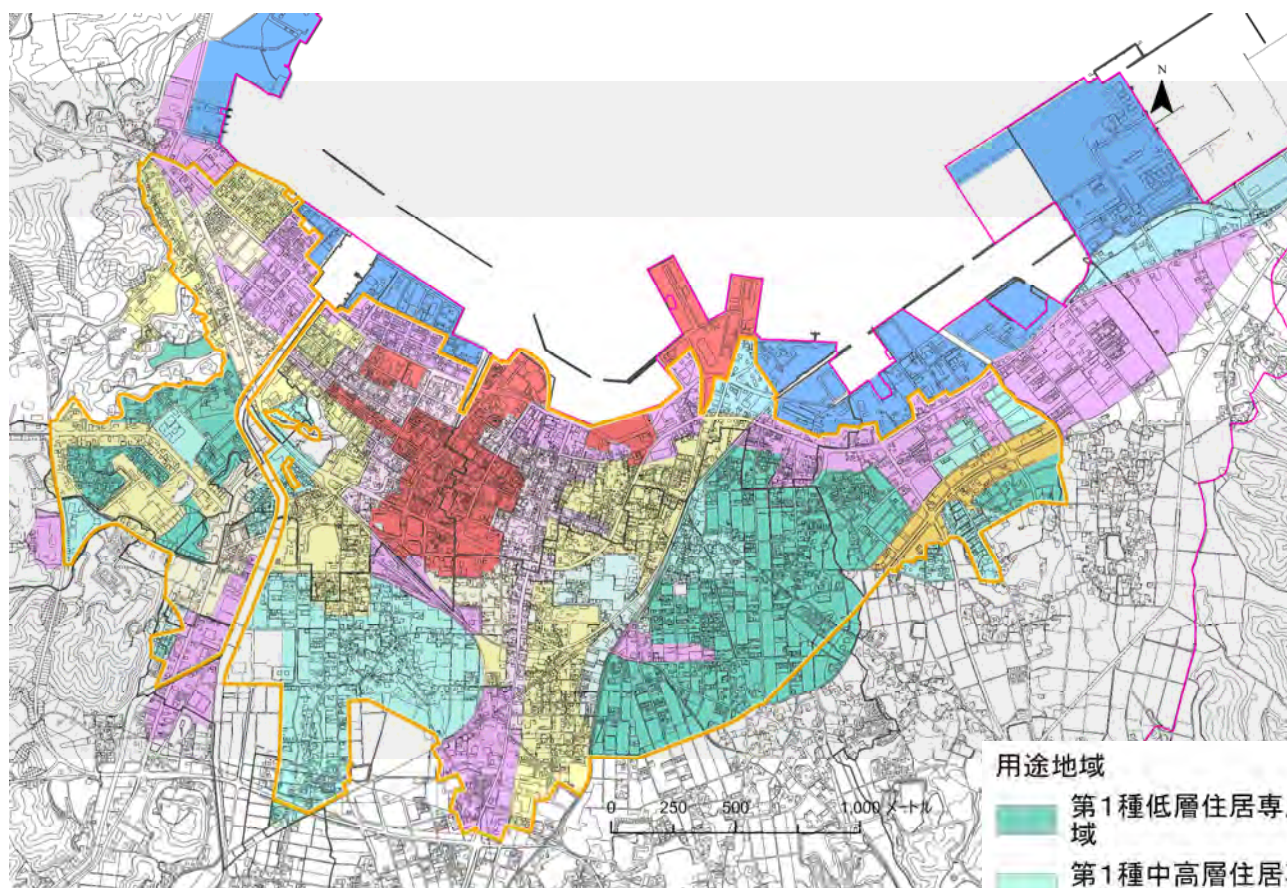


図 居住誘導区域(七尾)

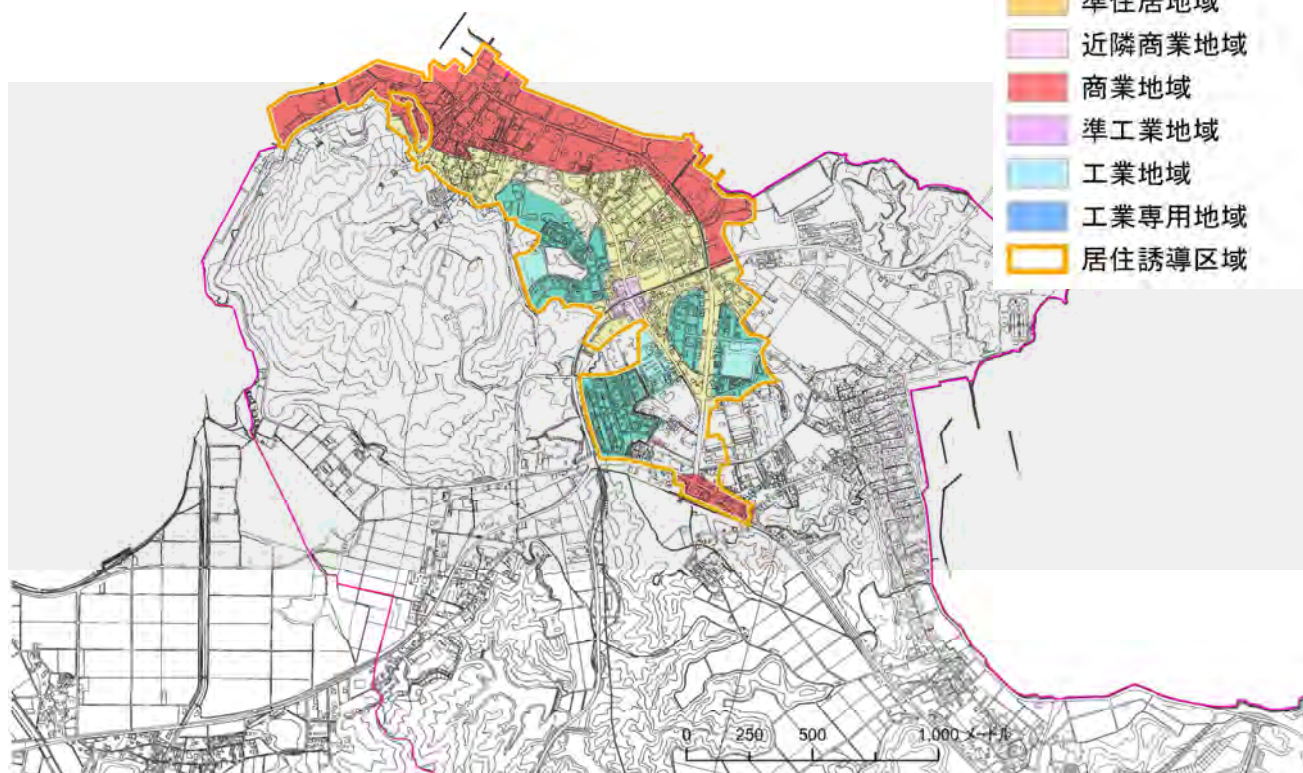


図 居住誘導区域(和倉)

5章. 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域・誘導施設とは

<都市機能誘導区域>

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。【立地適正化計画の作成・運用に係るQ&A（令和6年4月1日改訂）】

国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、以下のような条件を満たす区域での設定が望ましいとされています。

- 各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

なお、都市機能誘導区域は、居住誘導区域に重複して設定されるものとされています。

<誘導施設>

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療、福祉、商業、行政、教育、文化施設など、都市の利便性や魅力を高めるための施設）を設定するものです。国土交通省の「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月版）」では、7種の機能（行政、介護福祉、子育て、商業、医療、金融、教育・文化）ごとに例示されています。

2. 都市機能誘導区域の設定方針

①都市機能誘導区域を設定する箇所

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とした計画です。したがって、都市機能誘導区域は、居住誘導区域と同様に都市計画区域内に設定します。

国土交通省が示す都市機能誘導区域の設定が望ましいとされる条件を踏まえるとともに、まちづくりの方針（ターゲット）、目指すべき都市像より、市全域からの利用を想定する都市機能の集積を図る中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）を基本に都市機能誘導区域を設定することとします。

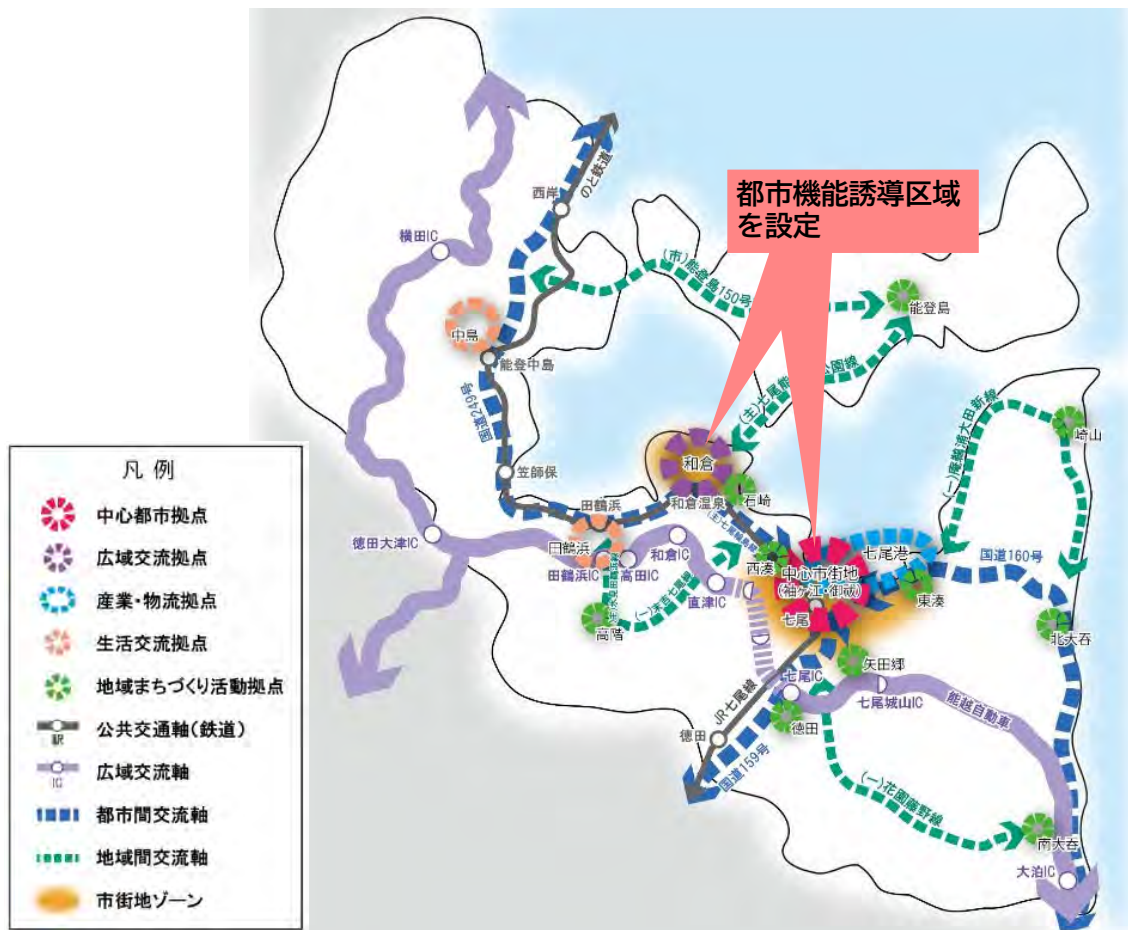


図 都市機能誘導区域を設定する箇所(将来都市構造図)

②都市機能誘導区域の設定基準

設定基準を以下のように定めます。なお、以下の基準のいずれかに該当する箇所を都市機能誘導区域への設定を検討します。

【設定基準】

<設定基準①：鉄道駅 800m圏内の商業施設・誘導施設が立地している、又は立地可能な商業系用途地域>

- ・公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺において都市機能誘導区域を設定し、都市機能の維持・充実を図り、都市中心拠点及び広域交流拠点形成を図ります。
- ・鉄道駅徒歩圏（800m圏）で商業施設や誘導施設が現に立地している箇所や立地が可能な用途地域（商業地域、近隣商業地域）を設定します。

<設定基準②：中心市街地及び和倉温泉街周辺の商業地域・近隣商業地域>

- ・中心市街地や和倉温泉街において都市機能誘導区域を設定し、これまで形成してきた商業地を中心とした市街地形成を図ります。
- ・七尾駅周辺の中心市街地及び和倉温泉街に指定した商業地域・近隣商業地域を設定します。

<設定基準③：鉄道駅と中心市街地・温泉街の商業地を結ぶ主要道路沿道>

- ・鉄道駅と中心市街地・和倉温泉街を結ぶ主要道路沿道を都市機能誘導区域に設定し、鉄道駅周辺と市街地が一体となった市街地形成を図ります。
- ・七尾駅と中心市街地を結ぶ(都)府中七尾駅線、和倉温泉駅と和倉温泉街を結ぶ県道和倉停車場線沿道を設定します。

3. 誘導施設の設定

①誘導施設の設定方針

都市機能誘導区域を設定する中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）及び広域交流拠点（和倉）の将来都市構造における位置づけを踏まえ、誘導施設を設定します。

表 中心都市拠点(袖ヶ江・御祓)及び広域交流拠点(和倉)の位置づけ

拠点	位置づけ（将来都市構造）	
中心都市拠点 （袖ヶ江・御祓）	<u>能登地域の広域的な役割を持つ都市拠点として都市機能の集積や観光客集客</u>	七尾市の中心市街地である七尾駅周辺を中心都市拠点に位置付け、 <u>市内の利用者が訪れる都市機能や生活利便施設等が集積するとともに、まちなか居住の生活利便性が高い</u> 中心市街地の形成を図ります。
広域交流拠点 （和倉）	<u>などの重点的な役割を担う都市の形成を図ります。</u>	多くの観光客が訪れる和倉温泉街周辺を広域交流拠点に位置付け、温泉街を訪れる観光客や <u>市民が癒され、楽しむことができる観光交流の拠点形成を図ります。</u> また、多くの利用者が訪れるポテンシャルを活かして、 <u>市民の生活利便性に資する都市機能の集積を図るとともに、地域住民にとって生活利便性が高い環境形成を図ります。</u>

また、本市における都市機能を広域機能（市全域から多くの市民等が利用）と生活機能（日常生活の中で市民・地域住民が利用）に区分したうえで、誘導施設の設定を検討します。誘導施設の設定にあたり、地区ごとに配置される施設や市内に広く分布する施設については、都市機能誘導区域に誘導するのではなく、その分布を維持し、生活利便性を確保すべきであるため、誘導施設には設定しません。

表 都市機能の分類

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市全域からの市民等による利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	市役所	地区コミュニティセンター
介護福祉機能	福祉センター	介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	子育て支援センター	認定こども園、保育所
商業機能	ショッピングセンター	スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア
医療機能	病院	診療所
金融機能	—	銀行・信用金庫、郵便局 農協、漁協
教育・文化機能	大学、専門学校、高等学校 博物館・美術館 文化ホール 図書館	小中学校

②各拠点における誘導施設の設定

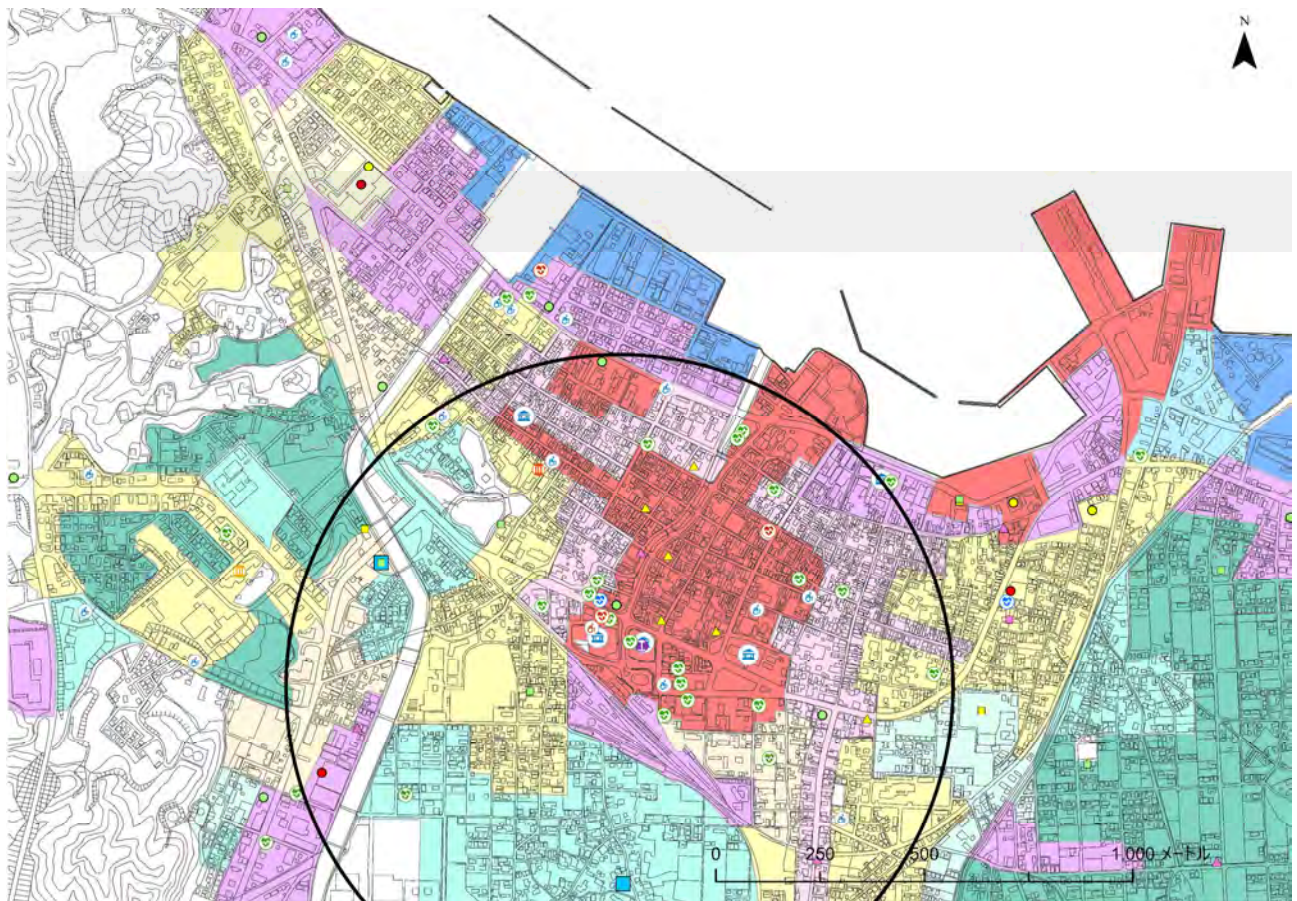
■七尾駅周辺(中心都市拠点(袖ヶ江・御祓))

中心都市拠点（袖ヶ江・御祓）に位置付けられた七尾駅周辺は、本市の中心市街地として市内外からの利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。また、まちなか居住の生活利便性に資する生活機能を有する施設についても設定します。

表 誘導施設:七尾駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	○市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	○福祉センター	×介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	○ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	○病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	—	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	○大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館 ○文化ホール ○図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない

○：誘導施設に設定 ×：誘導施設に設定しない



※都市機能の分布は令和8年3月末現在

- | | |
|---------------|--------------|
| 行政機能 | 博物館 |
| 介護施設 | 文化ホール |
| 福祉センター | 美術館 |
| 子育て支援センター | 鉄道駅800m圏域 |
| 放課後児童クラブ | 用途地域 |
| 認可公立保育所 | 第1種低層住居専用地域 |
| 認可外保育所 | 第1種中高層住居専用地域 |
| 認可私立保育所 | 第2種中高層住居専用地域 |
| 認定こども園(幼保連携型) | 第1種住居地域 |
| スーパー | 第2種住居地域 |
| ドラッグストア | 準住居地域 |
| コンビニ | 近隣商業地域 |
| 有床診療所 | 商業地域 |
| 無床診療所 | 準工業地域 |
| 病院 | 工業地域 |
| 銀行、信用金庫 | 工業専用地域 |
| 郵便局 | |
| 図書館 | |

図 都市機能分布(七尾駅周辺)

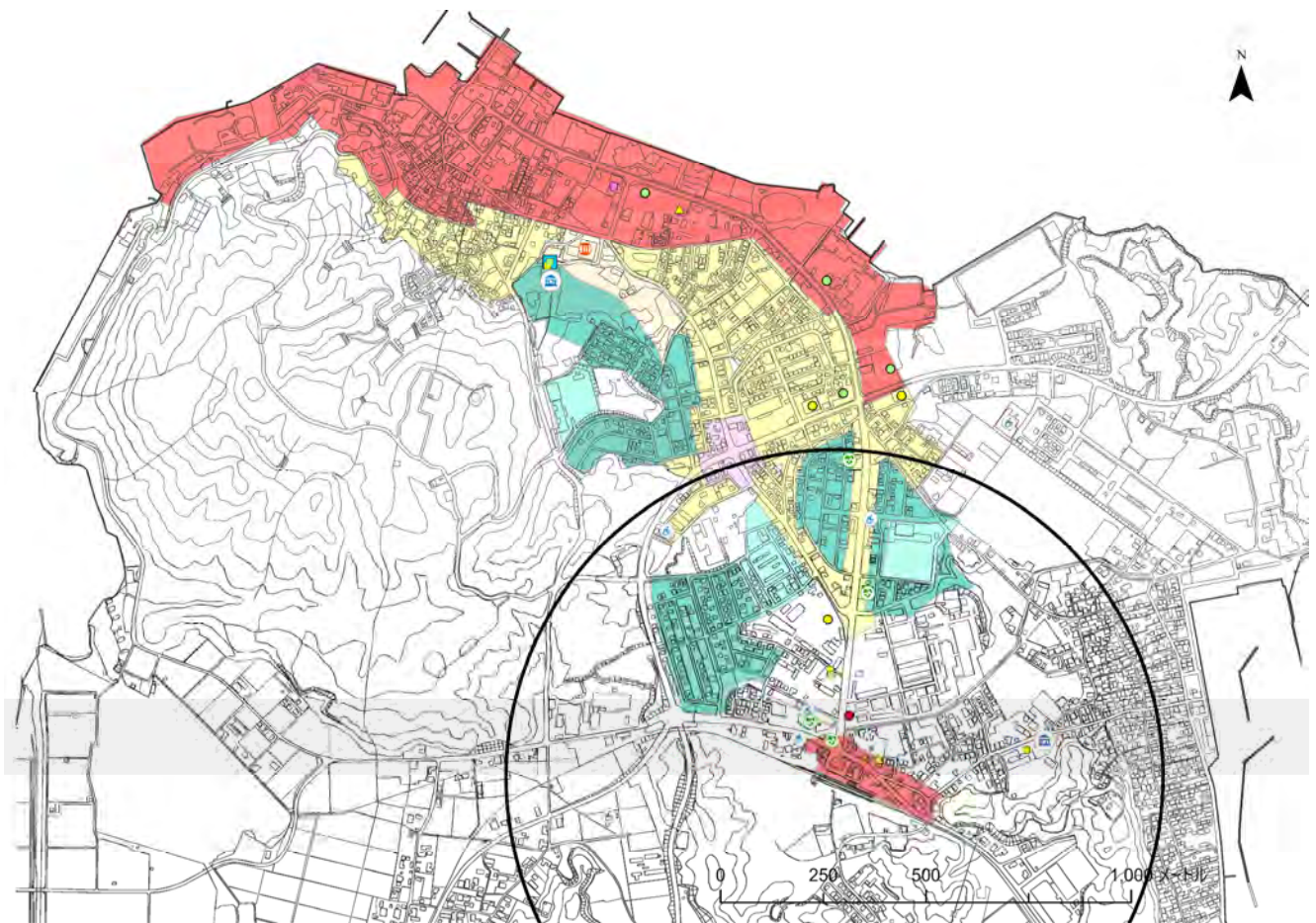
■和倉温泉周辺(広域交流拠点(和倉))

広域交流拠点（和倉）に位置付けられた和倉温泉周辺は、観光客が訪れるとともに市民が交流する拠点として利用が想定される広域機能を有する施設を設定します。また、和倉温泉街周辺の地域住民の生活を支えるとともに、温泉街の宿泊客等が利用することで成り立つ生活機能を有した施設についても設定します。なお、その他の機能分類として、和倉温泉の歴史とともに存続し、多くの市民や観光客が訪れる総湯は、広域交流拠点の形成に重要な施設であり、今後も立地を維持していくため、本市独自の誘導施設（法定外）として定めることとします。

表 誘導施設:和倉温泉駅周辺

機能分類	広域機能 多くの人が訪れ、市内外の広域からの利用を想定する機能	生活機能 市全域に立地し市民が日常生活で利用する身近な機能
行政機能	×市役所	×地区コミュニティセンター ※各地区に配置するものであるため設定しない
介護福祉機能	×福祉センター	×介護施設（通所型・訪問型）
子育て機能	×子育て支援センター ※各地区に配置するものであるため設定しない	×認定こども園、保育所 ※各地区に配置するものであるため設定しない
商業機能	×ショッピングセンター	○スーパーマーケット ×ドラッグストア、コンビニエンスストア ※市全域に立地しているため設定しない
医療機能	×病院	×診療所 ※市全域に立地しているため設定しない
金融機能	—	○銀行・信用金庫、郵便局 ×農協、漁協 ※利用者が限定される施設のため設定しない
教育・文化機能	×大学、専門学校、高等学校 ○博物館・美術館（※お祭り会館含む） ○文化ホール ×図書館	×小中学校 ※各地区に配置するものであるため設定しない
その他	○総湯 ※本市独自の誘導施設（法定外）として設定	—

○：誘導施設に設定 ×：誘導施設に設定しない



※都市機能の分布は令和8年3月末現在

- | | |
|---------------|--------------|
| 行政機能 | 博物館 |
| 介護施設 | 文化ホール |
| 福祉センター | 美術館 |
| 子育て支援センター | 鉄道駅800m圏域 |
| 放課後児童クラブ | 用途地域 |
| 認可公立保育所 | 第1種低層住居専用地域 |
| 認可外保育所 | 第1種中高層住居専用地域 |
| 認可私立保育所 | 第2種中高層住居専用地域 |
| 認定こども園(幼保連携型) | 第1種住居地域 |
| スーパー | 第2種住居地域 |
| ドラッグストア | 準住居地域 |
| コンビニ | 近隣商業地域 |
| 有床診療所 | 商業地域 |
| 無床診療所 | 準工業地域 |
| 病院 | 工業地域 |
| 銀行、信用金庫 | 工業専用地域 |
| 郵便局 | |
| 図書館 | |

図 都市機能分布(和倉温泉駅周辺)

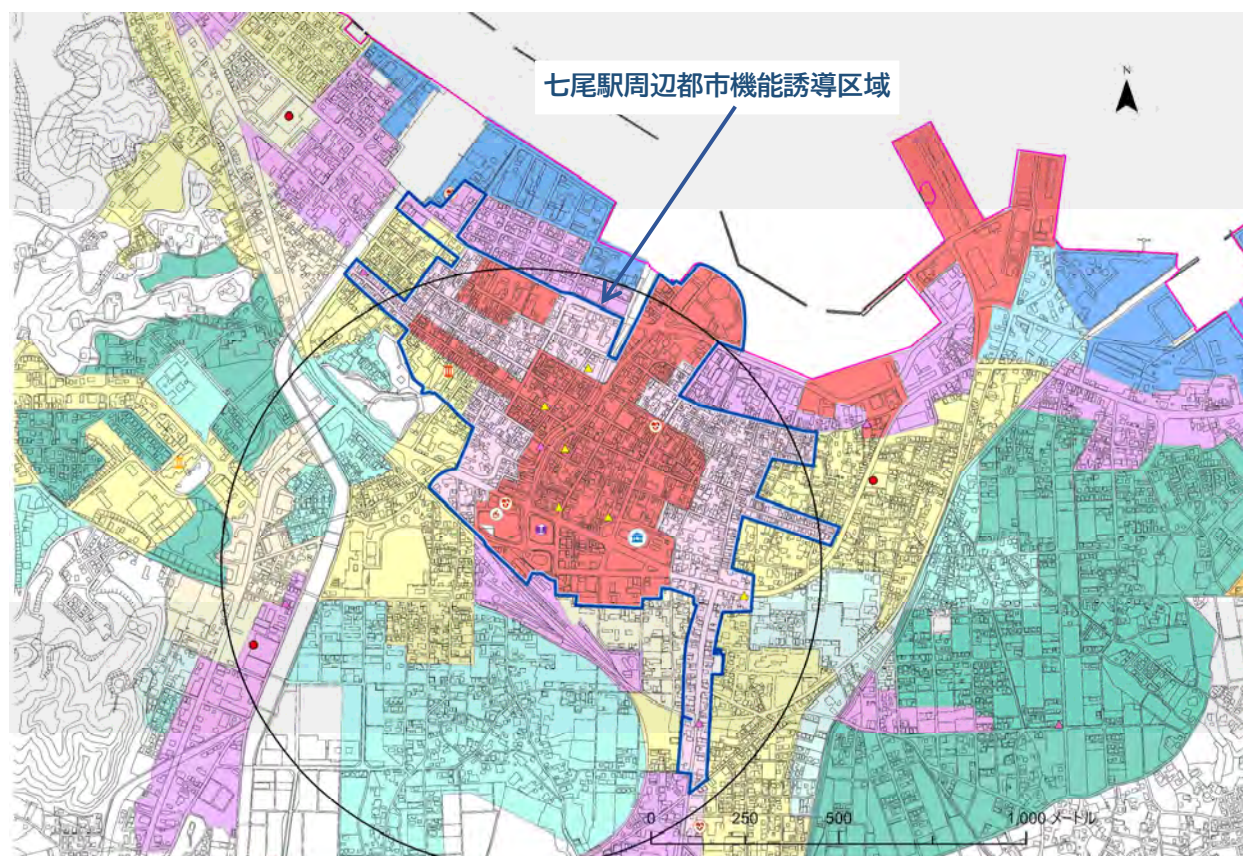
4. 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定基準を基に都市機能誘導区域を設定します。設定基準に該当する区域に隣接する場所に誘導施設が立地している場合は、局所的に都市機能誘導区域に含めることとします。

七尾駅周辺：恵寿総合病院が立地する準工業地域の一部を含めて設定

和倉：お祭り会館が立地する第2種住居地域とスーパーマーケットが立地する箇所を含めて設定

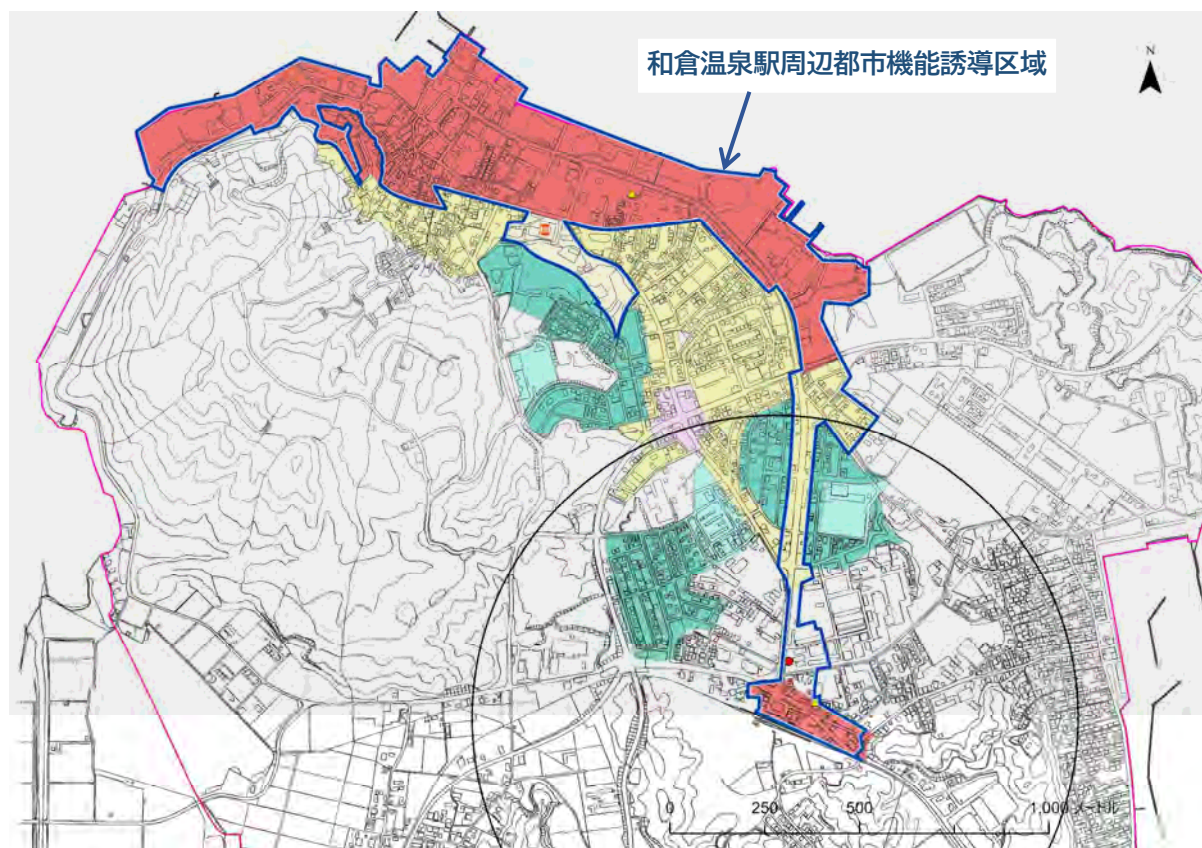
なお、区域設定にあたっては、地形地物や用途地域界により区域境界を設定します。この際、「4章. 居住誘導区域」の除外基準と整合し、土砂災害(特別)警戒区域等は除外します。



※都市機能の分布は令和8年3月末現在



図 都市機能区域(七尾駅周辺)



※都市機能の分布は令和8年3月末現在

- | | |
|---|--|
| 都市機能誘導区域 | 鉄道駅800m圏域 |
|  行政機能 | 用途地域 |
|  介護施設 |  第1種低層住居専用地域 |
|  福祉センター |  第1種中高層住居専用地域 |
|  スーパー |  第2種中高層住居専用地域 |
|  有床診療所 |  第1種住居地域 |
|  無床診療所 |  第2種住居地域 |
|  病院 |  準住居地域 |
|  銀行、信用金庫 |  近隣商業地域 |
|  郵便局 |  商業地域 |
|  図書館 |  準工業地域 |
|  博物館 |  工業地域 |
|  文化ホール |  工業専用地域 |
|  美術館 | |

図 都市機能誘導区域(和倉温泉駅周辺)

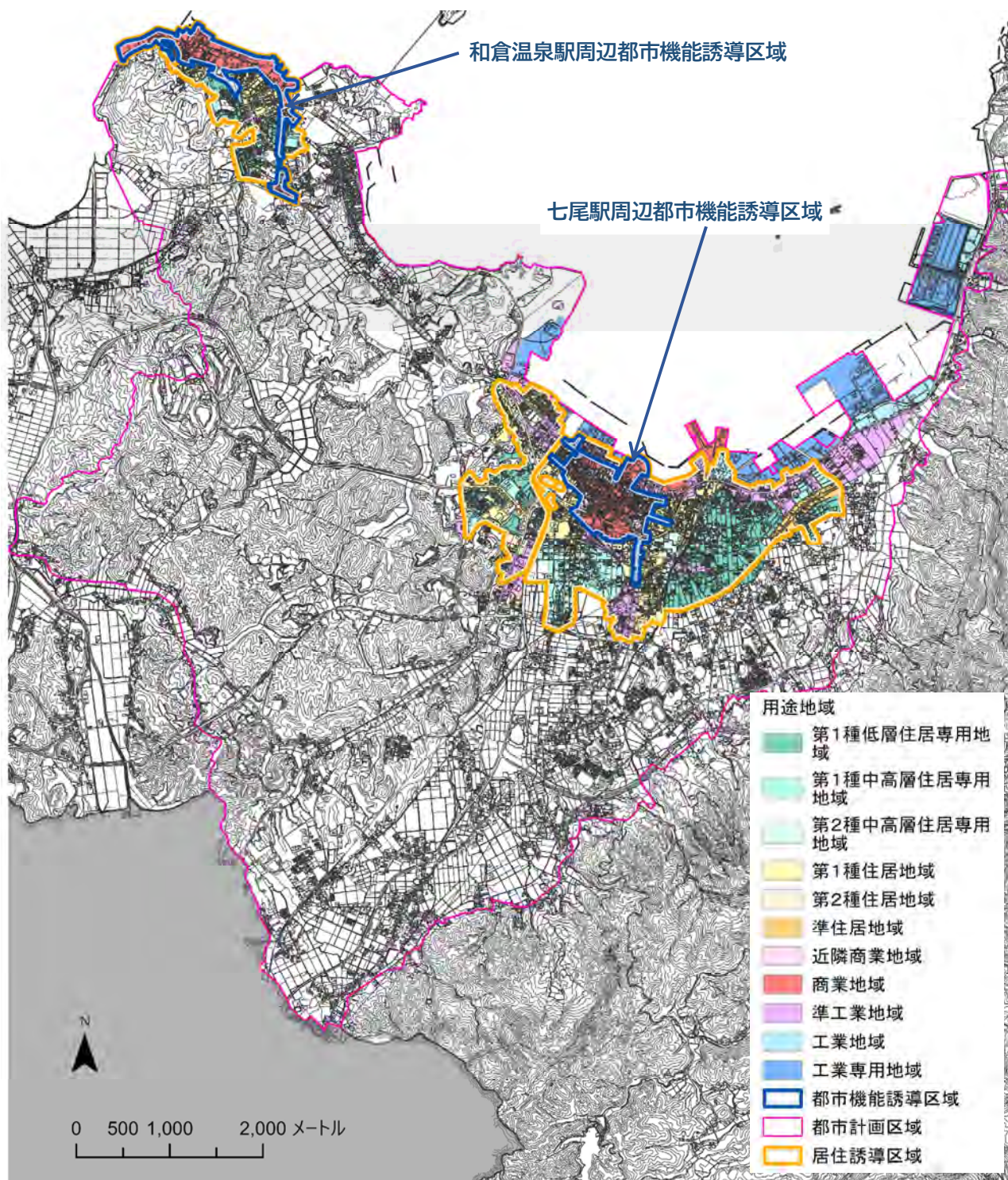


図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の位置

6章. 誘導施策

誘導施策は、まちづくり方針（ターゲット）に対応するとともに、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」「市全体・交通ネットワーク形成」ごとに整理します。ただし、まちづくり方針④については、防災に関する方針であるため、「7章. 防災指針」の具体的な取り組みの中で整理することとします。

1. 居住誘導区域に係る誘導施策

居住誘導区域においては、区域内における移住・定住を促進する施策を検討するとともに、居住環境の維持・充実に向けた適切な土地利用誘導や都市基盤整備に係る施策の実施を図ります。

具体的には、以下のような誘導施策の展開を図ります。

表 誘導施策(居住誘導区域)

まちづくり方針（ターゲット）	誘導施策（居住誘導区域）
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	・ 転入者及び転居者に対する補助制度導入の検討
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	・ 公共下水道または合併浄化槽の整備 ・ 都市基盤の計画的な維持管理 ・ 狭あい道路の解消 ・ 用途地域の見直し ・ 地区計画制度の活用 ・ 幹線道路沿道への商業施設の立地促進（沿道系用途地域の指定継続） ・ 届け出制度の運用（居住誘導区域に係る届出）
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	—

2. 都市機能誘導区域における誘導施策

都市機能誘導区域においては、区域における中心市街地や温泉街の活性化に向けた地域の取り組みを支援するとともに、にぎわい創出に資する公共施設整備や関連する施策の展開を図ります。

具体的には、以下のような誘導施策の実施を図ります。

表 誘導施策(都市機能誘導区域)

まちづくり方針（ターゲット）	誘導施策（都市機能誘導区域）
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	・ (旧)シーサイドパーク、湯っ足りパークの再整備 ・ 景観計画による景観誘導 ・ 都市再生整備計画制度の活用 ・ まちにわ事業（空き地の地域活用促進制度）の導入 ・ 交流施設の整備検討 ・ 都市再生推進法人制度の活用 ・ 空き家を活用した創業支援

まちづくり方針（ターゲット）	誘導施策（都市機能誘導区域）
	・子育て支援関連施設の立地誘導 ・道の駅能登食祭市場の機能強化
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	・都市再生整備計画制度の活用 ・低未利用土地権利設定等促進計画の活用 ・立地誘導促進施設協定（通称：コモンズ協定）の活用 ・空き家バンク制度の拡充 ・届け出制度の運用（都市機能誘導区域に係る届出）
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	—

3. 市全体・交通ネットワークに係る誘導施策

市全体では、都市機能誘導区域・居住誘導区域と各地域を連携するネットワーク形成に向けた交通施策を検討するとともに、車に過度に頼らず歩きやすい環境の整備等を図ります。

具体的には、以下のような誘導施策の実施を図ります。

表 誘導施策(市全体・交通ネットワーク)

まちづくり方針（ターゲット）	誘導施策（市全体・交通ネットワーク）
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	・次世代交通導入の検討
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	・歩道の整備 ・コミュニティセンターの機能強化
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	・都市計画道路の整備 ・買い物支援サービスの充実 ・コミュニティバスの運行形態の見直し ・地域住民が主体となった予約制交通サービスの維持拡大 ・DXを活用した新たな公共交通の検討 ・市内循環バスのルート見直し

4. 届出制度

届出制度とは、都市再生特別措置法に基づき、住宅や誘導施設の立地動向を把握し、必要に応じて住宅や都市機能の集約に向けた施策検討や市が実施する支援策の情報提供を行うための制度です。以下の開発・建築等行為などを行う場合は届出を行う必要があります。

①居住誘導区域に係る届出

居住誘導区域外で下表に該当する一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合は届出が必要です。なお、住宅の立地動向を把握することが主な目的であり、居住誘導区域外の住宅立地を制限するものではありません。

表 届け出対象行為(居住誘導区域)

種類	居住誘導区域外の行為
開発行為	1. 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 2. 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1000平方メートル以上のもの
建築等行為	1. 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 2. 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
その他	上記の届出内容を変更する場合

②都市機能誘導区域に係る届出

都市機能誘導区域外で下表に該当する誘導施設の開発行為、建築等行為や、誘導施設の休廃止を行う場合は、届け出が必要です。なお、都市機能誘導区域外の施設立地を制限するものではありません。

表 届け出対象行為(都市機能誘導区域)

種類	都市機能誘導区域外の行為	誘導施設の休廃止
開発行為	誘導施設を有す建築物の建築を目的とする開発行為	—
建築等行為	1. 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 2. 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 3. 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	—
その他	上記の届出内容を変更する場合	誘導施設を休止又は廃止する場合

表 誘導施設の定義

誘導施設	都市機能誘導区域		定義
	七尾駅周辺	和倉温泉駅周辺	
市役所	○	—	・ 地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
福祉センター (地域包括支援センター)	○	—	・ 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定される「地域包括支援センター」
ショッピングセンター	○	—	・ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める床面積 3,000 m ² 以上の大規模小売店舗で衣食住にわたる各種商品を扱う施設
スーパーマーケット	○	○	・ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める床面積 1,000 m ² 以上の大規模小売店舗で生鮮食品を取り扱う施設
病院	○	—	・ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定される「病院」
銀行・信用金庫、郵便局	○	○	・ 銀行法第 2 条に規定する「銀行」 ・ 信用金庫法に規定する「信用金庫」 ・ 日本郵便株式会社法第 4 条の業務を行う「郵便局」
大学・専門学校、高等学校	○	—	・ 学校教育法第 83 条に規定される「大学」、また、「大学」のうち、学校教育法第 108 条に規定される「短期大学」 ・ 学校教育法第 124 条に規定される「専修学校」 ・ 学校教育法第 50 条に規定される「高等学校」
博物館・美術館	○	○	・ 博物館法第 2 条に規定される「博物館」
文化ホール	○	○	・ 建築基準法第 48 条に規定する「劇場、演芸場」の用途を有する施設
図書館	○	—	・ 図書館法第 2 条第 1 項に規定される「図書館」
総湯	—	○	・ 和倉温泉合資会社が運営する温浴施設「総湯」 ※法定外の独自施設のため届出対象外

7章. 防災指針

1. 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針とされており、居住誘導区域等における災害リスクを分析し、防災・減災まちづくりに向けた課題や取り組み方針を整理するものです。

2. 災害ハザード情報の整理

本市においては、下表のような洪水、津波等の浸水や土砂災害、地震による災害ハザード情報が公表されています。

表 災害ハザード情報

種別	災害ハザード情報	備考
洪水	想定最大規模・計画規模：水位周知河川 ・浸水想定区域（浸水深） 想定最大規模：水位周知河川以外の小規模河川 ・浸水想定区域（浸水深） ・浸水想定区域（浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	計画規模は水位周知河川（熊木川、御祓川、二宮川）の浸水想定区域（R1.9 指定） 想定最大規模の浸水想定区域（浸水深）は、水位周知河川（熊木川、御祓川、二宮川）の浸水想定区域（R1.9 指定）に、水位周知河川以外（御祓川・鷹合川・大谷川・赤浦川・崎山川・熊淵川・小川内川・水上川・二宮川・吉田川・伊久留川・石塚川・三引川・深見川・大津川・日用川・笠師川・塩津川・小牧川・熊木川・西谷内川・鳥越川・河内川・衣川）の浸水想定区域を追加（R5.5 指定） ※浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、水位周知河川以外の河川は未公表
津波	津波災害警戒区域	最大クラス（レベル 2：現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすとされる津波）を想定（R5.3 指定）
内水	内水浸水想定区域	想定最大規模降雨（短時間で降る集中豪雨などの想定し得る最大規模の降雨：1 時間降雨量 130mm）が発生した場合の浸水状況を想定（R8.3 公表）
ため池	ため池浸水想定区域	ため池の堤体が決壊した場合の浸水を想定（H27 公表）
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害(特別)警戒区域は R4、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は R3 時点
地震	液状化危険度	石川県内の液状化しやすさマップを引用

3. 災害リスク分析の方針

各種災害ハザードの状況を踏まえ、分析の視点を設定し、それを基に災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせを整理した上で、災害リスク分析方針を設定します。なお、災害リスク分析は、都市情報の整備状況の実態に合わせて市全域と市街地において実施します。

なお、分析にあたっては、以下の内容を目安とします。

<浸水深の目安（洪水、内水、ため池）>

- ・浸水深 3.0m以上が想定される 2 階建て住宅では垂直避難が困難になるとされています。

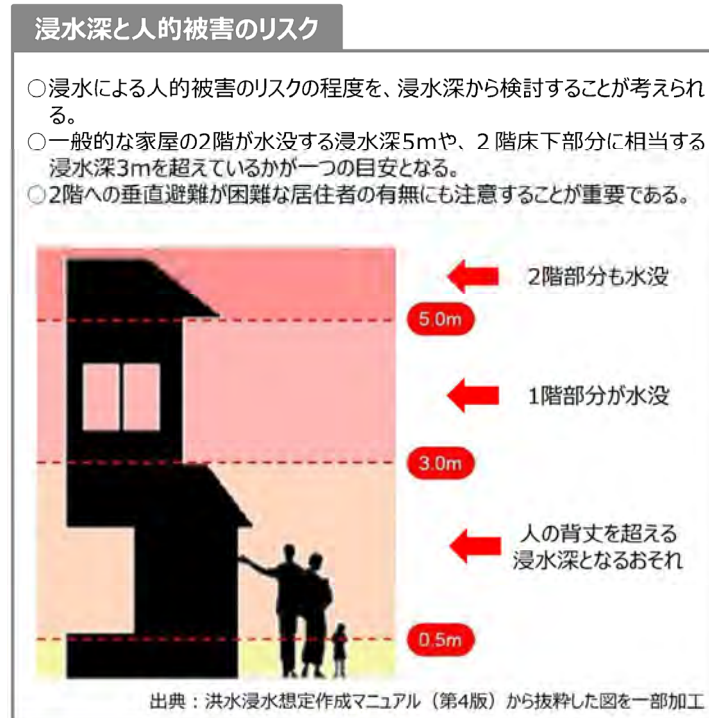


図 浸水深と人的被害のリスク

【資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き【資料編】（令和6（2024）年4月改訂）」から抜粋】

<浸水深の目安（津波）>

- ・津波については、「東日本大震災による被災現況調査結果（第1次報告）（平成23（2011）年8月）」で、浸水深 2.0m で被災状況に大きな差が生じ、浸水深 2.0m 以上で建物が全壊になる割合が大きいことが示されています。

<指定緊急避難場所・指定避難所までの距離>

- ・緊急避難場所・指定避難所への避難については、国土交通省「都市構造評価に関するハンドブック」に示された一般的な高齢者の徒歩圏 500m を参考とします。
- ・本市では、緊急避難場所・指定避難所の定義を下表のように整理しています。
- ・なお、緊急避難場所・指定避難所については、七尾市地域防災計画に記載されています。

表 緊急避難場所・指定避難所の定義

区分	定義
指定緊急避難場所	津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設

【洪水】

災害ハザード状況 ※想定最大規模

- ・ 想定最大規模の降雨による洪水では、広い範囲で浸水が想定されています。
- ・ 2階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m 以上の浸水が一部で見られます。
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋への被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域が河川沿線を中心に指定されています。
- ・ 浸水が3日以上継続する箇所は想定されていません。

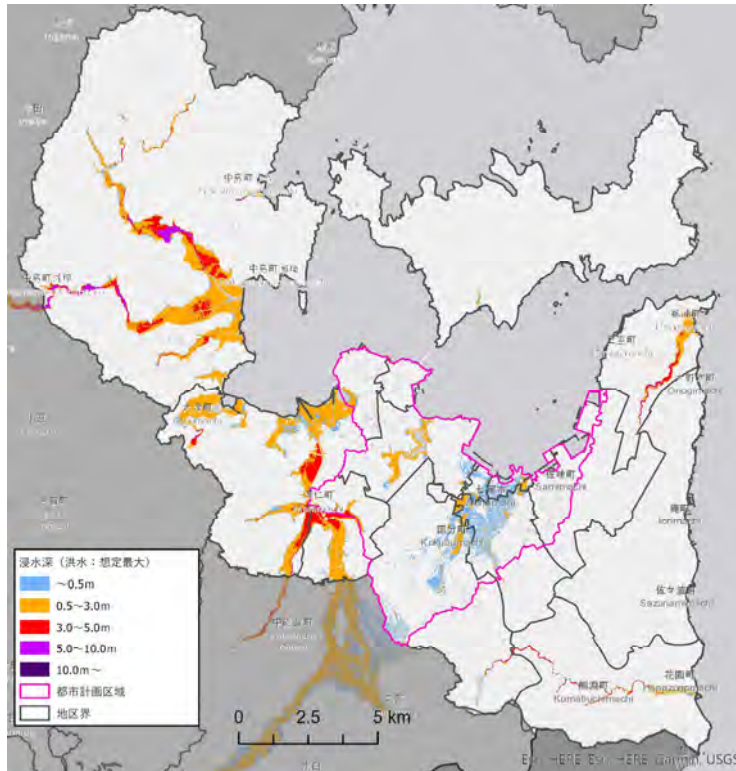


図 洪水浸水想定区域(浸水深)



資料：石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ

図 洪水浸水想定区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)

災害リスク分析の方針

- ・ 災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定します。

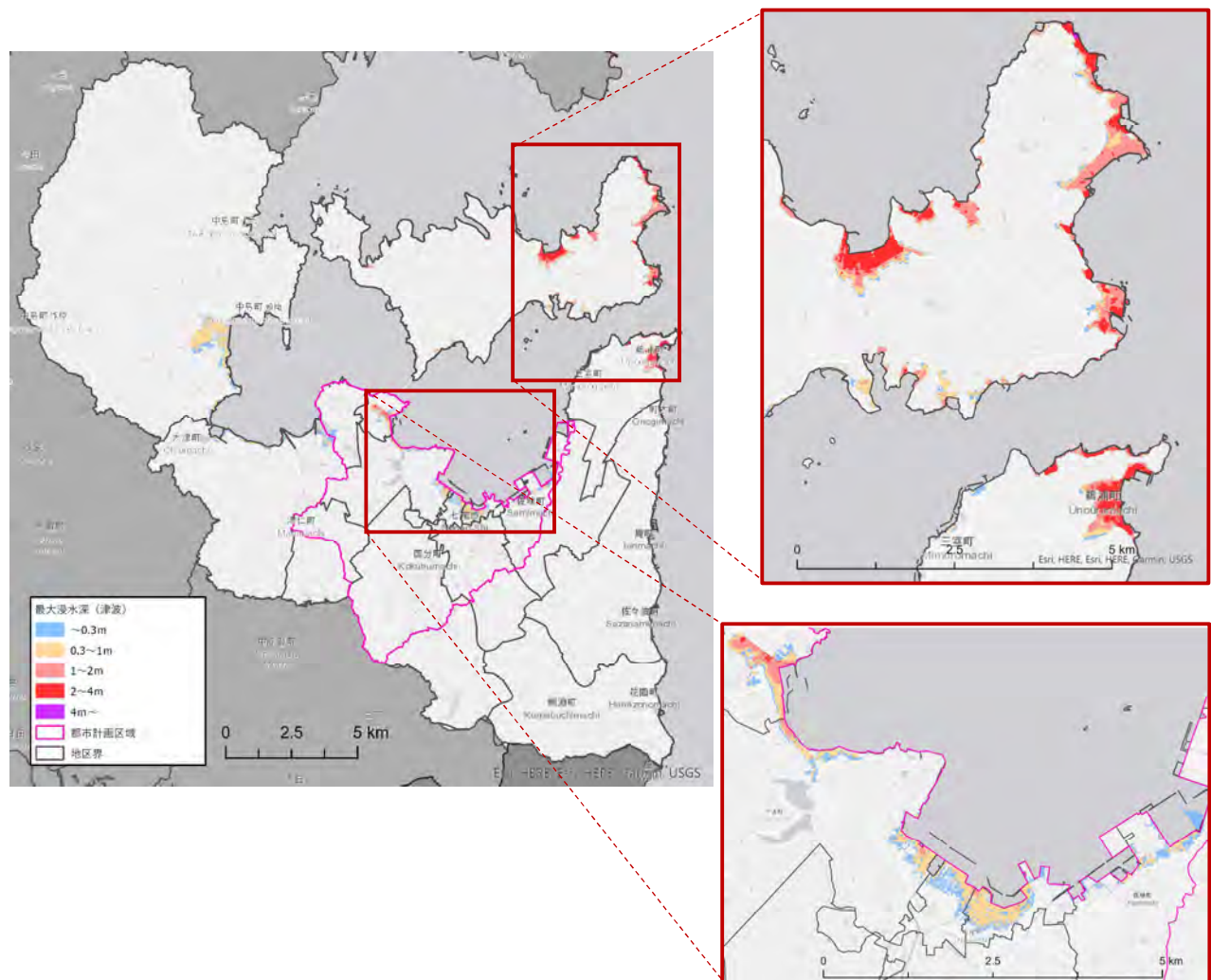
表 分析の方針(洪水)

分析の視点	データ重ね合わせ
洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・ 浸水想定区域×人口（250m メッシュ）
垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	・ 浸水想定区域（浸水深 3.0m 以上）×建物
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	・ 浸水想定区域×指定避難所（500m 圏域）
河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認	・ 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）×建物

【津波】

災害ハザード状況

- ・沿岸部の市街地や集落地で浸水が想定されています。
- ・木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m 以上の浸水が想定される地区がみられます。



資料：石川県津波災害警戒区域(令和 5 年 3 月)

図 津波浸水想定区域(浸水深)

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定します。

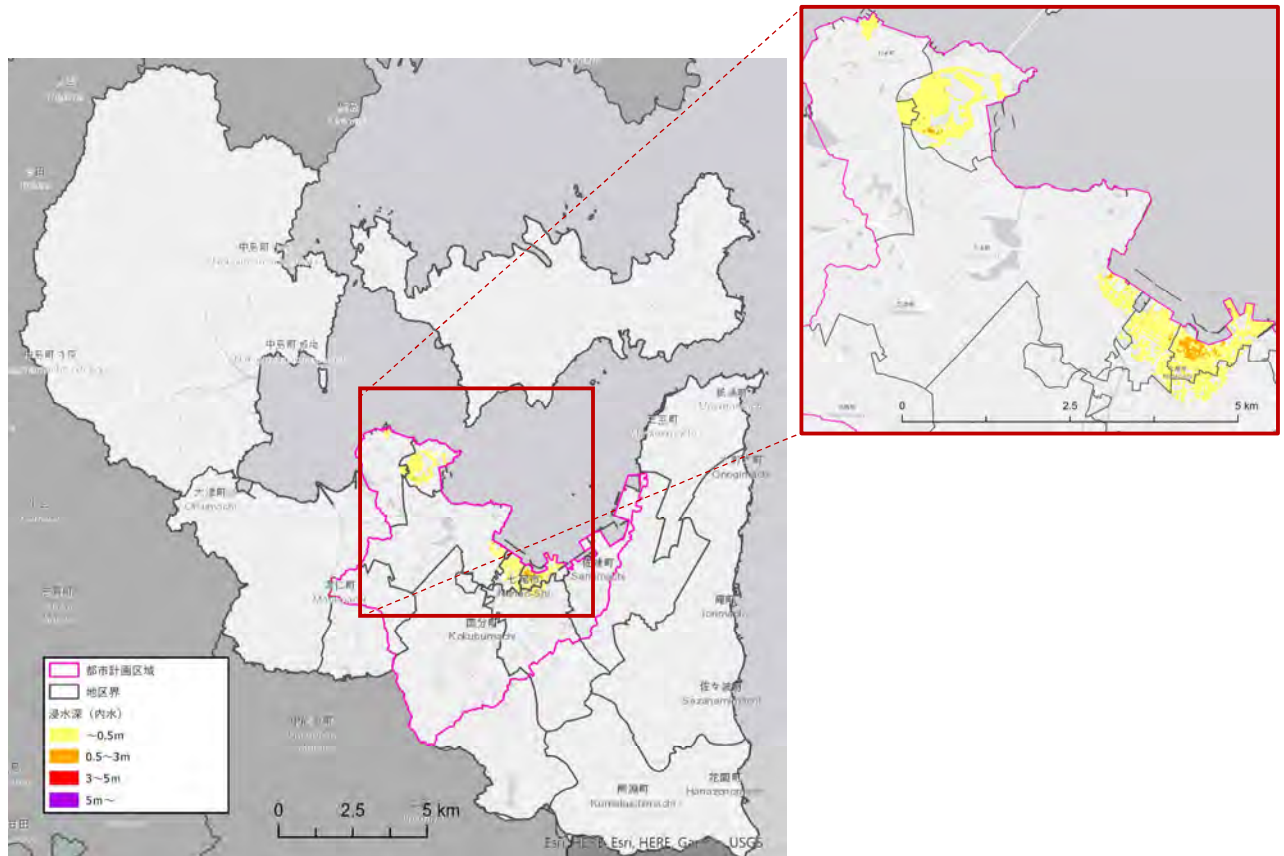
表 分析の方針(津波)

分析の視点	データ重ね合わせ
津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・ 津波浸水想定区域×人口（250m メッシュ）
津波による被害が懸念される建物があるか確認	・ 津波浸水想定区域（浸水深 2.0m 以上）×建物
浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認	・ 浸水想定区域×緊急避難場所・指定避難所（500m 圏域）

【内水】

災害ハザード状況

- ・七尾港沿岸部の市街地や和倉温泉駅北側地域で浸水が想定されています。
- ・床下浸水相当とされる浸水深 0.5m が浸水想定区域内のほとんどを占めるものの、一部で床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の箇所がみられます。



資料：七尾市内水ハザードマップ(令和 8 年 3 月版)

図 内水浸水想定区域(浸水深)

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定します。

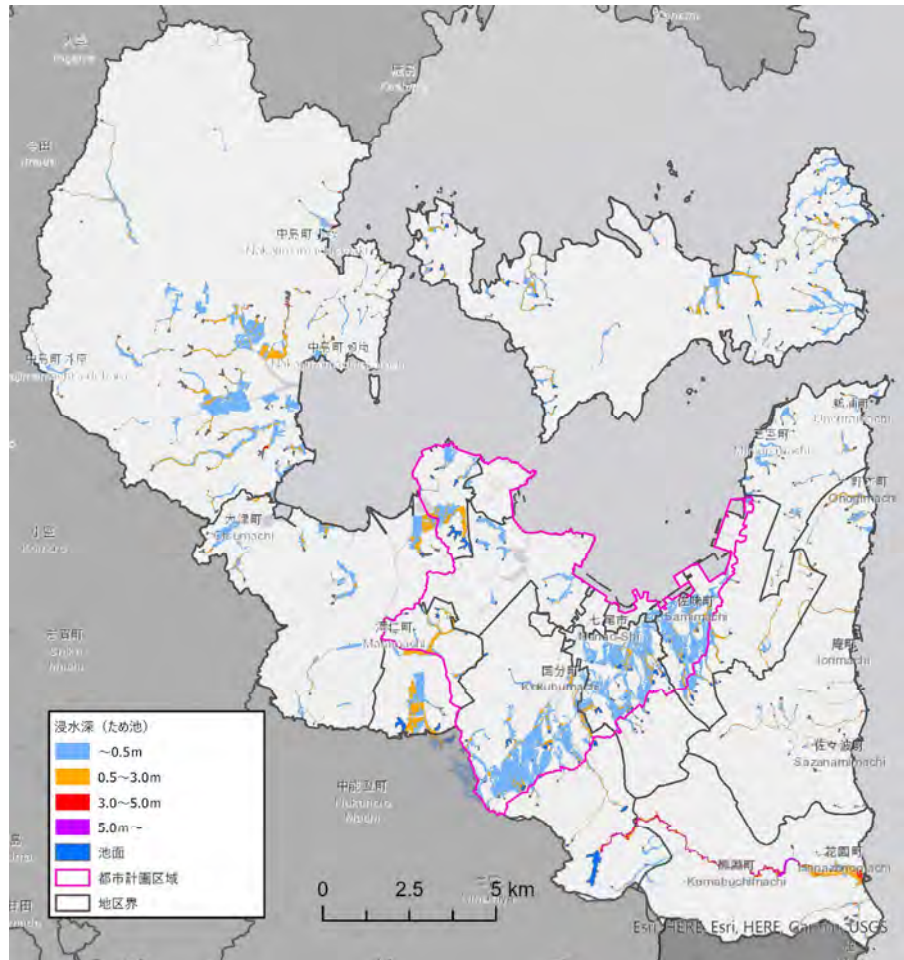
表 分析の方針(内水)

分析の視点	データ重ね合わせ
内水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・ 内水浸水想定区域×人口（250m メッシュ）
事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	・ 内水浸水想定区域（浸水深 0.5m 以上）×建物
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	・ 内水浸水想定区域×指定避難所（500m 圏域）

【ため池】

災害ハザード状況

- ・本市には 300 以上の多くのため池が分布し、ため池の堤体が決壊した場合の浸水が想定されています。
- ・0.5m未滿の浸水が市全域で見られるものの、浸水深 3.0m以上の浸水はほとんど想定されていません。



資料：七尾市資料

図 ため池浸水想定区域(浸水深)

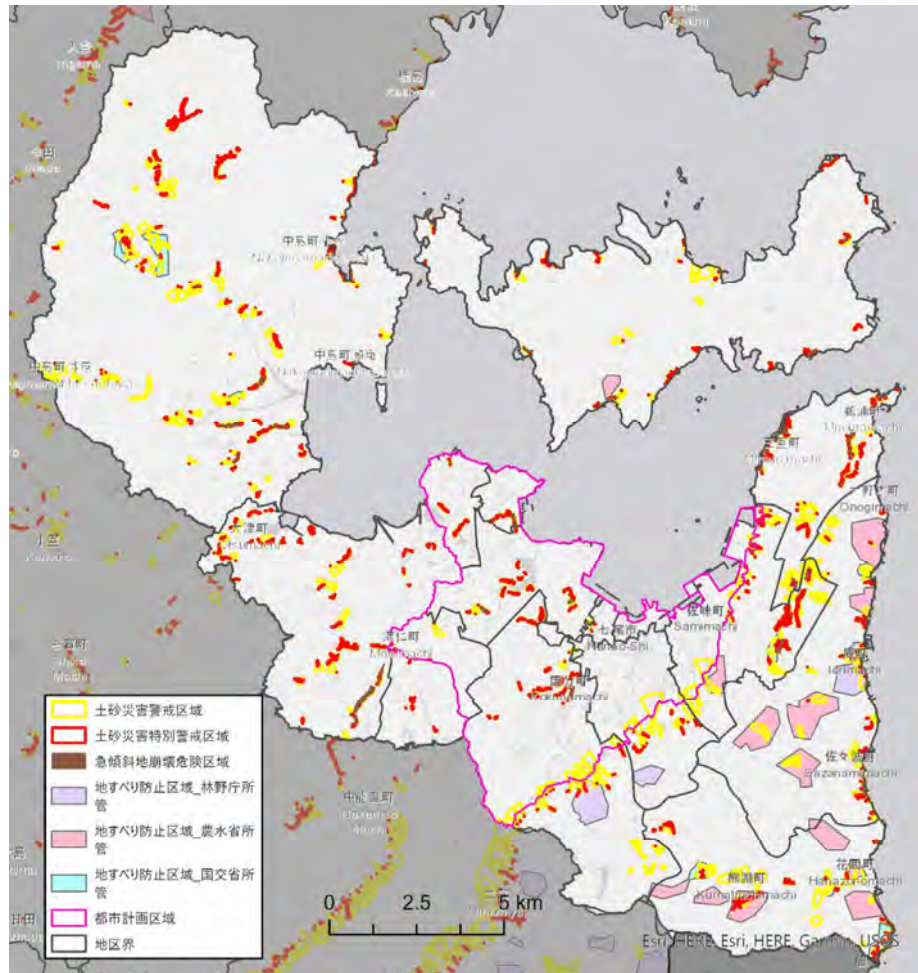
災害リスク分析の方針

- ・浸水深 3.0m以上の地区がほとんどみられず、400 のため池の堤体が同時に破堤することも現実的ではないため、各ため池を統合した浸水想定区域での分析は行いません。
- ・災害リスク分析は行いませんが、ため池の老朽化が進行していることを踏まえた取り組みを検討します。

【土砂災害】

災害ハザード状況

- ・土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が市全域で指定され、土砂災害のリスクが高い地区が分布しています。
- ・一部区間が、土砂災害(特別)警戒区域等の土砂災害の危険性が高い地域を通る国県道がみられます。



資料：石川県資料

図 土砂災害のリスクが高い地区(土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地警戒区域・地すべり防止区域)

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定します。

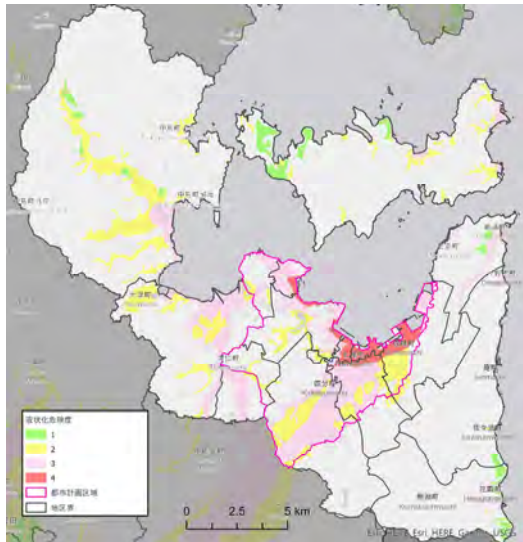
表 分析の方針(土砂災害)

分析の視点	データ重ね合わせ
土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・土砂災害のリスクが高い地区（土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地警戒区域・地すべり防止区域）×人口(250mメッシュ)
土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認	・土砂災害のリスクが高い地区（土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地警戒区域・地すべり防止区域）×建物

【地震】

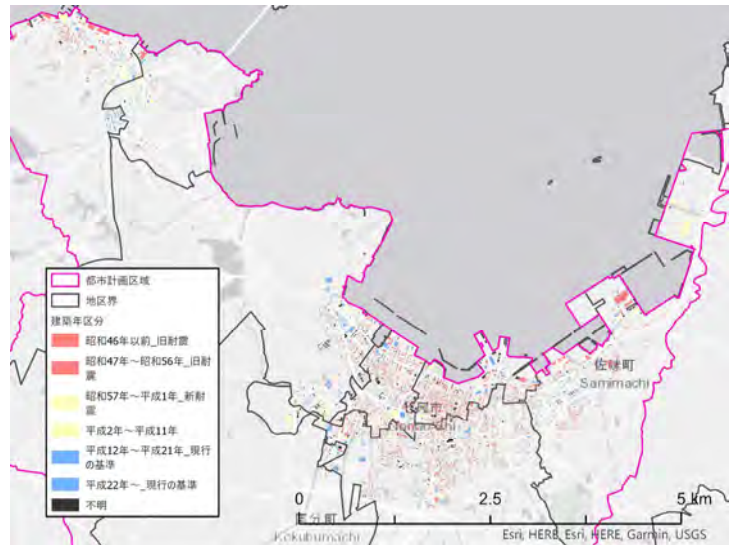
災害ハザード状況

- ・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が市街地（用途地域）全域に多く分布し、大規模地震発生の際に倒壊等の被害が懸念されます。
- ・七尾駅周辺の市街地では、木造家屋が密に立地しており、火災が発生した際の延焼が懸念されます。
- ・液状化の危険性が高い地域が、七尾港周辺にみられます。



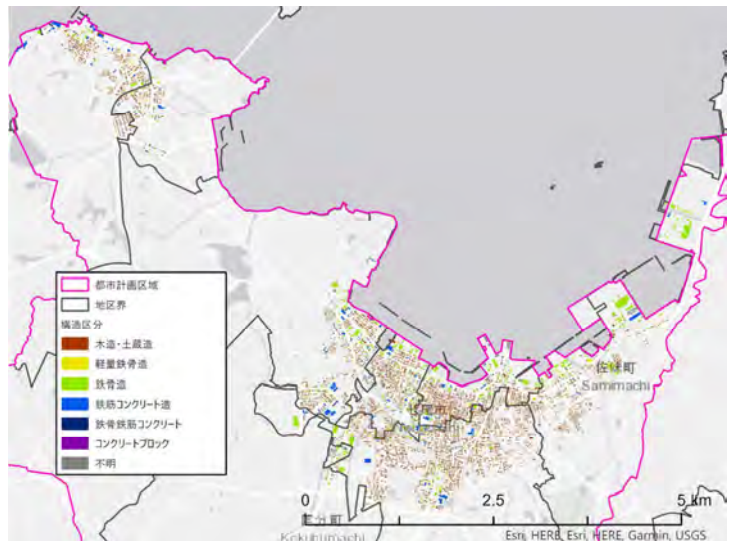
資料：石川県内の液状化しやすいマップ

図 液状化危険度



資料：令和 7 年度都市計画基礎調査

図 建築年別建物現況



資料：令和 7 年度都市計画基礎調査

図 構造別建物現況

災害リスク分析の方針

- ・災害ハザード状況を踏まえて災害リスク分析の方針を設定します。

表 分析の方針(地震)

分析の視点	データ重ね合わせ
昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認	・ 建築年別建物分布（昭和 56 年以前）
木造家屋が密に分布している地域を確認	・ 構造別建物分布（木造家屋）
液状化危険度が高い地域における公共公益施設の立地状況を確認	・ 液状化危険度 × 公共公益施設

4. 災害リスク分析

【洪水】

災害リスク分析の方針に基づき実施した洪水に関する災害リスク分析結果は、下表のとおりです。

表 災害リスク分析結果(洪水)

分析の視点	分析結果
洪水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・洪水浸水想定区域に約 24 千人（高齢者約 9 千人）が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計） ・人口が集積する七尾駅周辺の市街地や田鶴浜地区、中島地区においても浸水が想定される。
垂直避難が困難で事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	・七尾駅周辺の市街地では広い範囲で浸水が想定されるものの、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物は一部にとどまり、2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物はみられない。 ・田鶴浜地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布し、一部では2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物もみられる。 ・中島地区では、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物が多く分布するとともに、2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の建物についても熊木川周辺で多く立地している。
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	・建物への浸水が想定されている地域で、指定避難・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる。
河岸侵食や氾濫流により被害が懸念される建物があるか確認	・御祓川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。 ・二宮川沿いの一部区間で河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。 ・熊木川沿いで河岸侵食が想定され、被害を受けることが懸念される建物が分布している。また、河道が蛇行している地域周辺において、氾濫流による木造家屋の被害が想定されている。

【津波】

災害リスク分析の方針に基づき実施した津波に関する災害リスク分析結果は、下表のとおりです。

表 災害リスク分析結果(津波)

分析の視点	分析結果
津波の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・津波浸水想定区域に約 13 千人（高齢者約 6 千人）が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計） ・人口が集積する七尾港周辺の市街地や石崎地区においても浸水が想定される。
津波による被害が懸念される建物があるか確認	・七尾港周辺の市街地では浸水深 1.0m未滿の浸水が想定されが、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上の建物はほとんどみられない。 ・石崎地区では、石崎漁港周辺で浸水深 2.0 未滿の浸水が想定される建物がみられるが、全壊するとされる浸水深 2.0 m以上の建物はみられない。 ・中島地区では、西岸駅周辺の沿岸部で木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上の建物がみられる。 ・富山湾に面する崎山地区、北大吞地区、南大吞地区では、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0m以上が想定される集落がみられる。 ・能登島地区では、木造家屋が全壊するとされる浸水深 2.0 m以上が想定される集落が外海に面する地域を中心にみられる。
浸水が想定される地区における緊急避難場所の有無を確認	・七尾港周辺の津波による浸水が想定される地域では、指定緊急避難場所がおおむね配置されている傾向にある。 ・石崎地区における津波による浸水が想定される漁港周辺では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。 ・中島地区における津波による浸水が想定される西岸駅周辺の集落では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があるものの、浸水範囲が限定的なため浸水想定区域外への避難が可能である。 ・崎山地区、北大吞地区、南大吞地区、能登島地区では、指定緊急避難場所・指定避難所まで一定以上の距離があり、後背地が山地となっているため、高齢者等にとって浸水想定区域外への徒歩での避難が困難な場合が想定される。

【内水】

災害リスク分析の方針に基づき実施した内水に関する災害リスク分析結果は、下表のとおりです。

表 災害リスク分析結果(内水)

分析の視点	分析結果
内水の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・内水浸水想定区域に約 12 千人（高齢者約 4.5 千人）が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計） ・人口が集積する七尾港沿岸及び和倉温泉駅周辺の市街地において浸水が想定される。
事前に水平避難が必要な建物や地区を確認	・浸水が想定される市街地では広い範囲で浸水が想定されるものの、床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の建物は一部にとどまり、2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上の建物はみられない。
水平避難が必要な地区に指定避難所が分布しているか確認	・建物への浸水が想定されている地域で、指定避難・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる。

【土砂災害】

災害リスク分析の方針に基づき実施した土砂災害に関する災害リスク分析結果は、下表のとおりです。

表 災害リスク分析結果(土砂災害)

分析の視点	分析結果
土砂災害の影響を受ける人口規模・人口分布を確認	・土砂災害の危険性が高い地域に約 14 千人（高齢者約 6 千人）が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。（※人口は浸水想定区域と重複する国勢調査 250mメッシュ人口を集計） ・人口が集積する市街地に隣接する地域で土砂災害が想定される。
土砂災害による被害が懸念される建物があるか確認	・都市計画区域内の市街地では市全体と比べて土砂災害の危険性が高い地域は少ない傾向にあるものの、市街地に隣接する地域等では土砂災害による被害が懸念される建物がみられる。 ・都市計画区域外は、山地が占める割合が高い地理的条件もあり、土砂災害の危険性が高い地域が多く、被害が懸念される建物や集落がみられる。

【地震】

災害リスク分析の方針に基づき実施した地震に関する災害リスク分析結果は、下表のとおりです。

表 災害リスク分析結果(地震)

分析の視点	分析結果
昭和 56 年以前に建築された建物の分布を確認 ※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認	・旧耐震基準に基づき建築されたと想定される昭和 56 年以前の建物が、七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地で広く分布しており、能登半島地震では昭和 56 年以前の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。
木造家屋が密に分布している地域を確認 ※都市計画基礎調査が実施されている用途地域内のみ確認	・七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地の建物の多くが木造・土蔵造であり、能登半島地震では木造・土蔵造の建物の被害が多い傾向にあったことから、大きな地震が今後発生した際の被害が懸念される。
液状化危険度が高い地域における公共公益施設の立地状況を確認	・七尾港周辺の液状化危険度が相対的に高くなっており、各建物での対策が必要な状況にある。

5. 防災上の課題

災害リスク分析の結果を踏まえ、防災上の課題を以下のように整理します。

課題① 都市計画区域内の市街地において浸水や土砂災害が想定されており暮らしの場を継承していくための取り組みが必要

- ・都市計画区域内の七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の人口や都市機能の集積する市街地においても、洪水や津波等の浸水が想定されていますが、都市計画区域外と比較すると災害リスクは低い状況
- ・災害リスクが低い傾向にある状況を活かし、既成市街地を今後も暮らしの場として継承していくために、想定される災害を踏まえた取り組みが必要

課題② 都市計画区域外の集落をはじめとする大きな被害が想定される地域では命を守るための取り組みが必要

- ・都市計画域外では、洪水に対して2階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m以上が想定される建物・集落や津波により木造家屋が全壊するとされる津波浸水深 2.0m以上の建物・集落がみられる状況
- ・山地が多くを占める都市計画区域外では、土砂災害の危険性が高い地域が多い傾向にあり、建物・集落への被害が懸念
- ・上記のような命の危険を回避することが最優先で求められる地域における事前に避難することを徹底する等の命を守るための取り組みが必要

課題③ 広い範囲で浸水や土砂災害が想定される中、能登半島地震により防災施設が被災しており、防災性向上に向けた取り組みが必要

- ・市内の広い範囲で洪水・津波等の浸水や土砂災害が想定されている中、能登半島地震で海岸施設や河川堤防、排水施設等の防災関連施設が被災しており、防災性が一時的に低下している状況
- ・防災性が一時的に低下している中では、想定以上の災害リスクが懸念されたため、早急な防災関連施設の防災性向上に向けた取り組みが必要

6. 防災まちづくりの方針

防災上の課題に対応する防災まちづくりの方針を以下のように定めます。

方針① 七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地を定住する場として選んでもらえる防災・減災まちづくり

- ・災害リスクが低いことを活かし、七尾市内での定住を促進するため、安心して暮らしの場として選んでもらえるよう七尾駅周辺や和倉温泉街周辺の市街地における防災・減災のまちづくりを進めます。

方針② 一人ひとりが災害時に行動し、助け合うことのできる防災・減災まちづくり

- ・七尾市内において命にかかわるような洪水・津波の浸水や土砂災害が想定される地域もあることから、一人ひとりが自分事として想定される災害リスクを理解し、日ごろから災害への準備をするとともに、災害発生時には各自が行動し、助け合うことができるよう地域での防災・減災のまちづくりを進めます。

方針③ ハード・ソフト両面から取り組みを行う総合的な防災・減災まちづくり

- ・想定される災害に対して、ハード対策での対応は期間が長期化し経済的にも行政に大きな負担がかかるため、長期的にハード対策を随時進めながら、短期・中期的にはソフト対策を講じることで、ハード・ソフト両面から総合的な防災・減災のまちづくりを進めます。



防災まちづくりの方針及び災害リスク分析を踏まえ、災害種別ごとにハード・ソフト対策の方針を整理

種別	ハード対策（長期）	ソフト対策（短期・中期）	
洪水	・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る ・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取り組みを支援	・浸水深 3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討
津波	・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る		・浸水深 2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
内水	・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る		・浸水深 0.5m以上をはじめとする地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討
ため池	・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る		—
土砂災害	・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る		・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る
地震	・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る		—

【洪水】

市全体

【災害リスク】

- ・洪水浸水想定区域に約 24 千人が居住しており、多くの市民が洪水による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

・

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保
- ・活用できる避難場所の検討

【災害リスク】

- ・2階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0 m以上の浸水が想定され、建物内での避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・河川沿いで河岸侵食が想定され、建物に被害が生じる可能性がある
- ・氾濫流により木造家屋に被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域の情報を発信
- ・事前の余裕を持った水平避難の促進

【災害リスク】

- ・崎山川周辺で建物の浸水が想定

【対応方針】

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・熊淵川周辺で建物の浸水が想定

【対応方針】

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・床上浸水相当の浸水深 0.5m以上の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

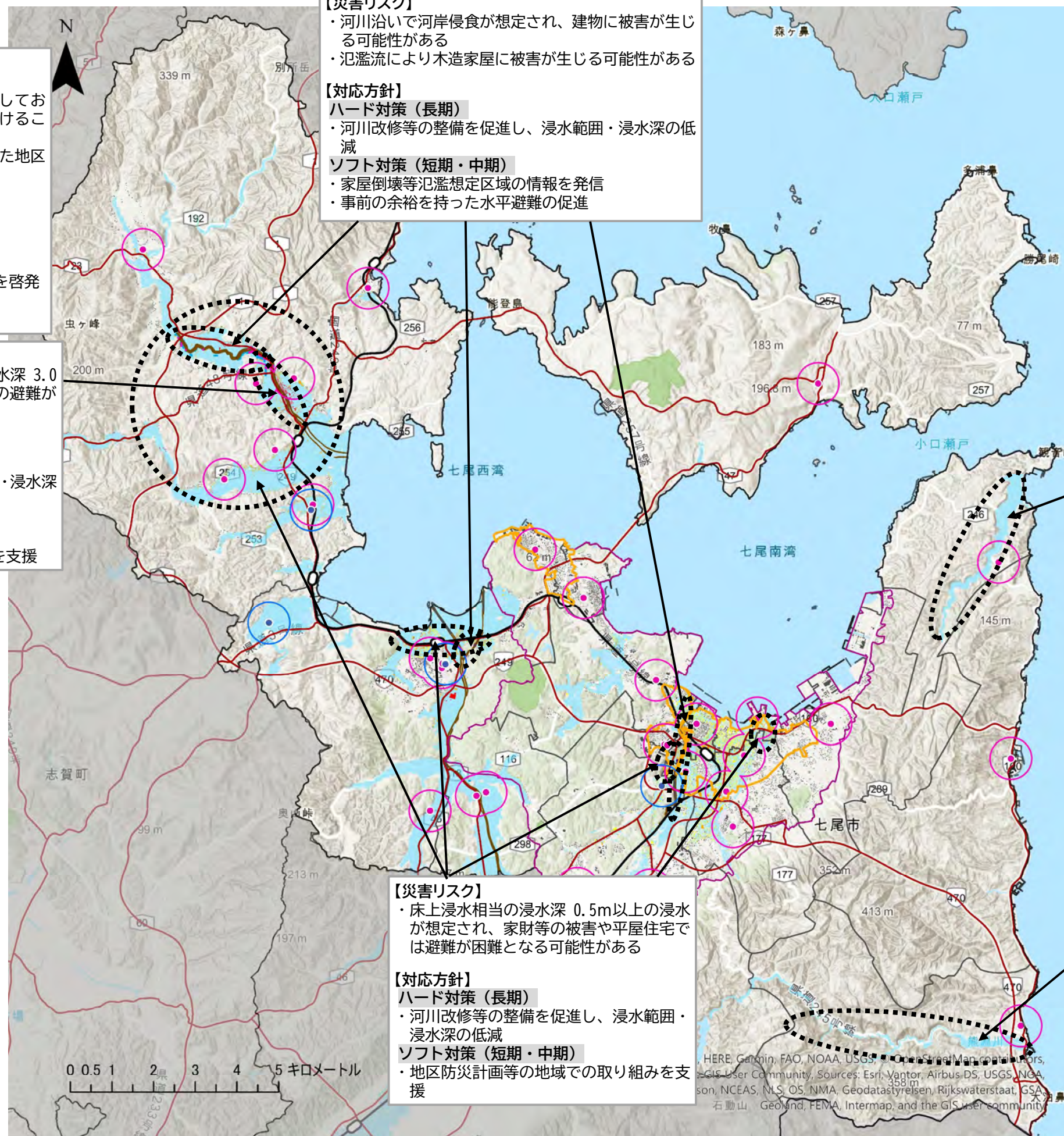
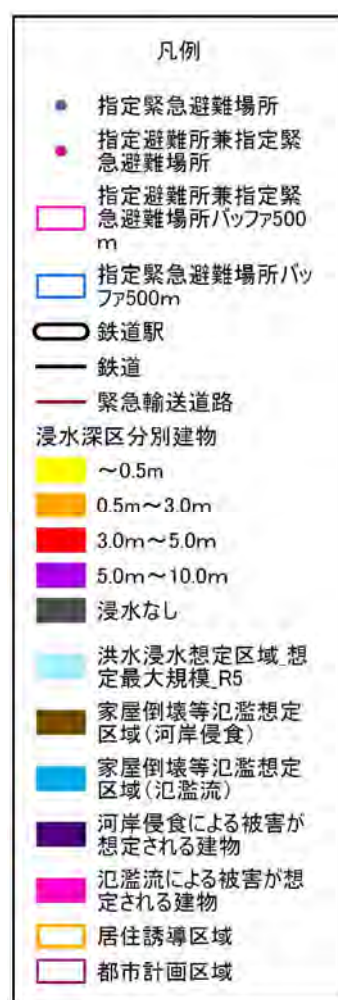


図 防災まちづくりの方針(洪水)

資料：石川県洪水浸水想定区域図オープンデータ

【津波】

市全体

【災害リスク】

- ・津波浸水想定区域に約 13 千人が居住しており、多くの市民が津波による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・－

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m 以上 2.0m 未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m 以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m 以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・浸水深 0.3m 以上 2.0m 未満の浸水が想定され、家財等の被害や平屋住宅では避難が困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・浸水深 2.0m 以上の浸水が想定され、家屋に大きな被害が生じ、その場での避難も困難となる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

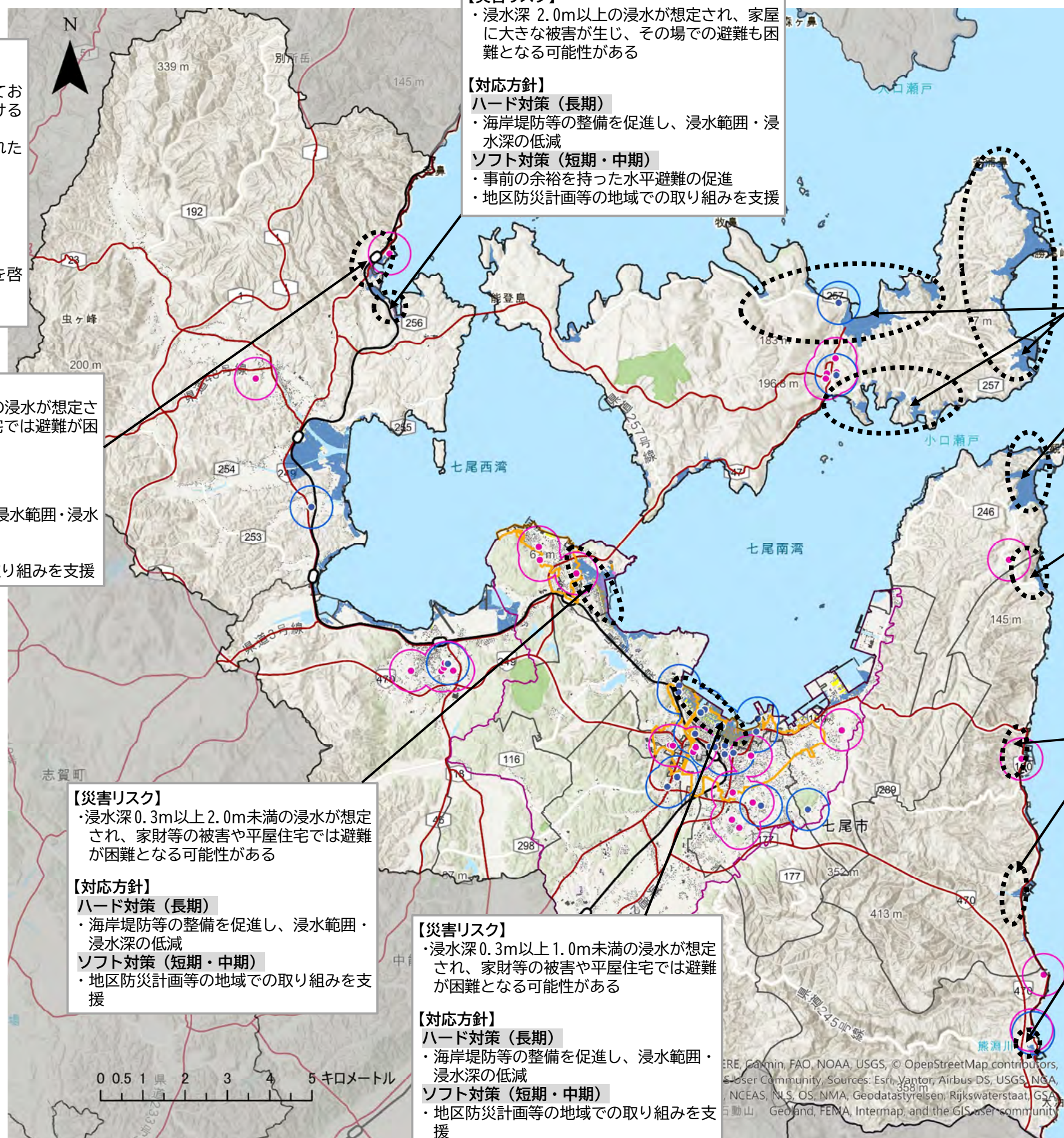


図 防災まちづくりの方針(津波)

資料：石川県津波災害警戒区域(令和5年3月)

【内水】

市全体

【災害リスク】

- ・洪水浸水想定区域に約 12 千人が居住しており、多くの市民が内水による影響を受けることが想定される
- ・指定避難所・指定緊急避難場所から離れた地区がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・高齢者や要配慮者等の避難体制の確保
- ・活用できる避難場所の検討

【災害リスク】

- ・広い範囲で床下浸水相当の浸水深 0.5m 未満の浸水が想定され、袖ヶ江地区の七尾港沿岸では床上浸水相当の浸水深 0.5m ～3.0m の浸水がみられる

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・地区防災計画等の地域での取り組みを支援

【災害リスク】

- ・床上浸水相当の浸水深 0.5m～3.0m の浸水が想定されるが、指定避難所・緊急避難場所から距離が離れている

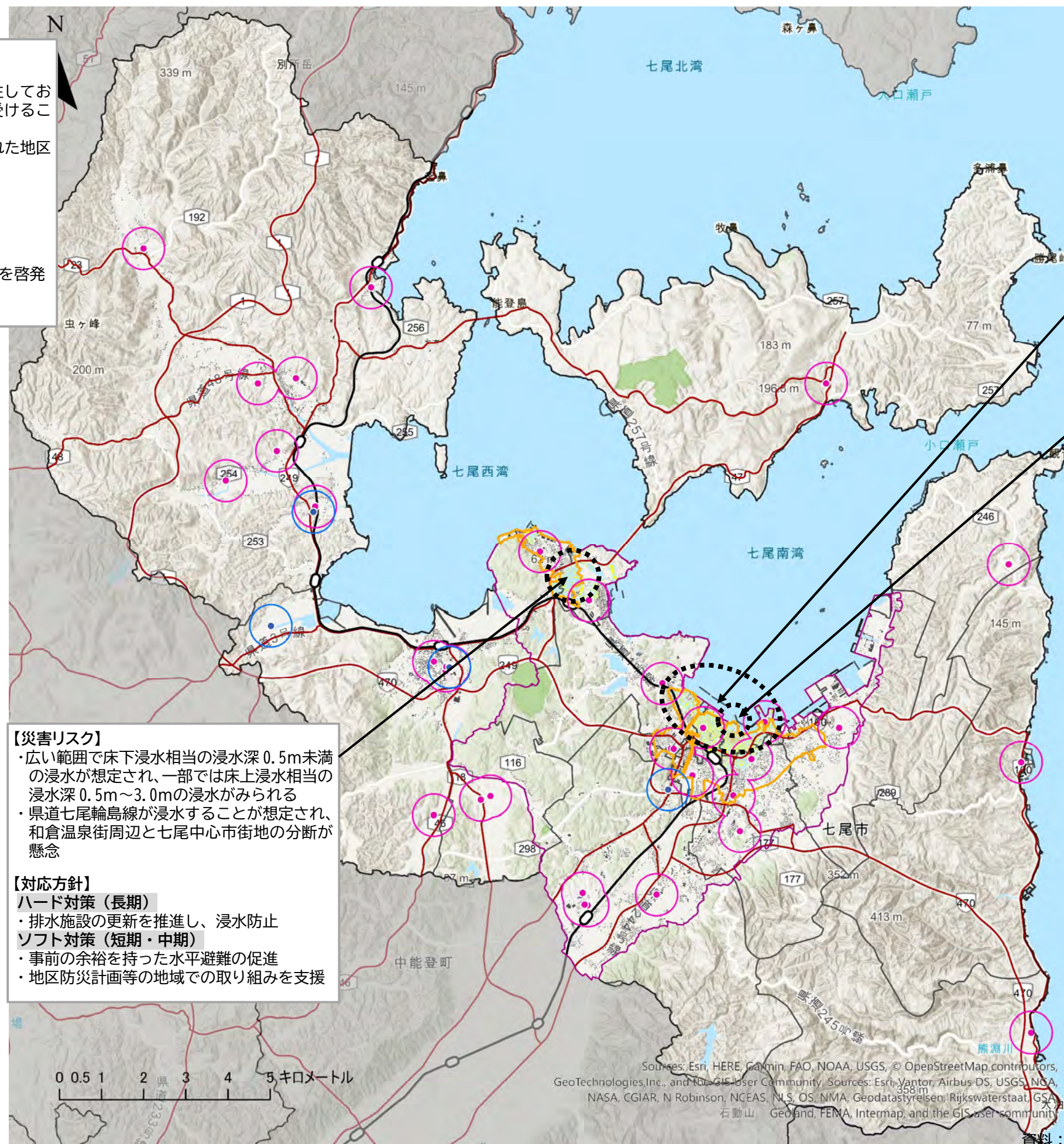
【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・排水施設の更新を推進し、浸水防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・事前の余裕を持った水平避難の促進
- ・活用できる避難場所の検討



資料：七尾市内水ハザードマップ(令和8年3月版)

【土砂災害】

市全体

【災害リスク】

- ・土砂災害の危険性が高い地域に約 14 千人が居住しており、土砂災害による影響を受けることが想定される。
- ・土砂災害の危険性が高い地域に建物の分布がみられ被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害を防止

ソフト対策（短期・中期）

- ・災害リスクの情報を発信し、防災意識を啓発
- ・事前の余裕を持った水平避難の促進

【災害リスク】

- ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（鉾打農林漁家高齢者センター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

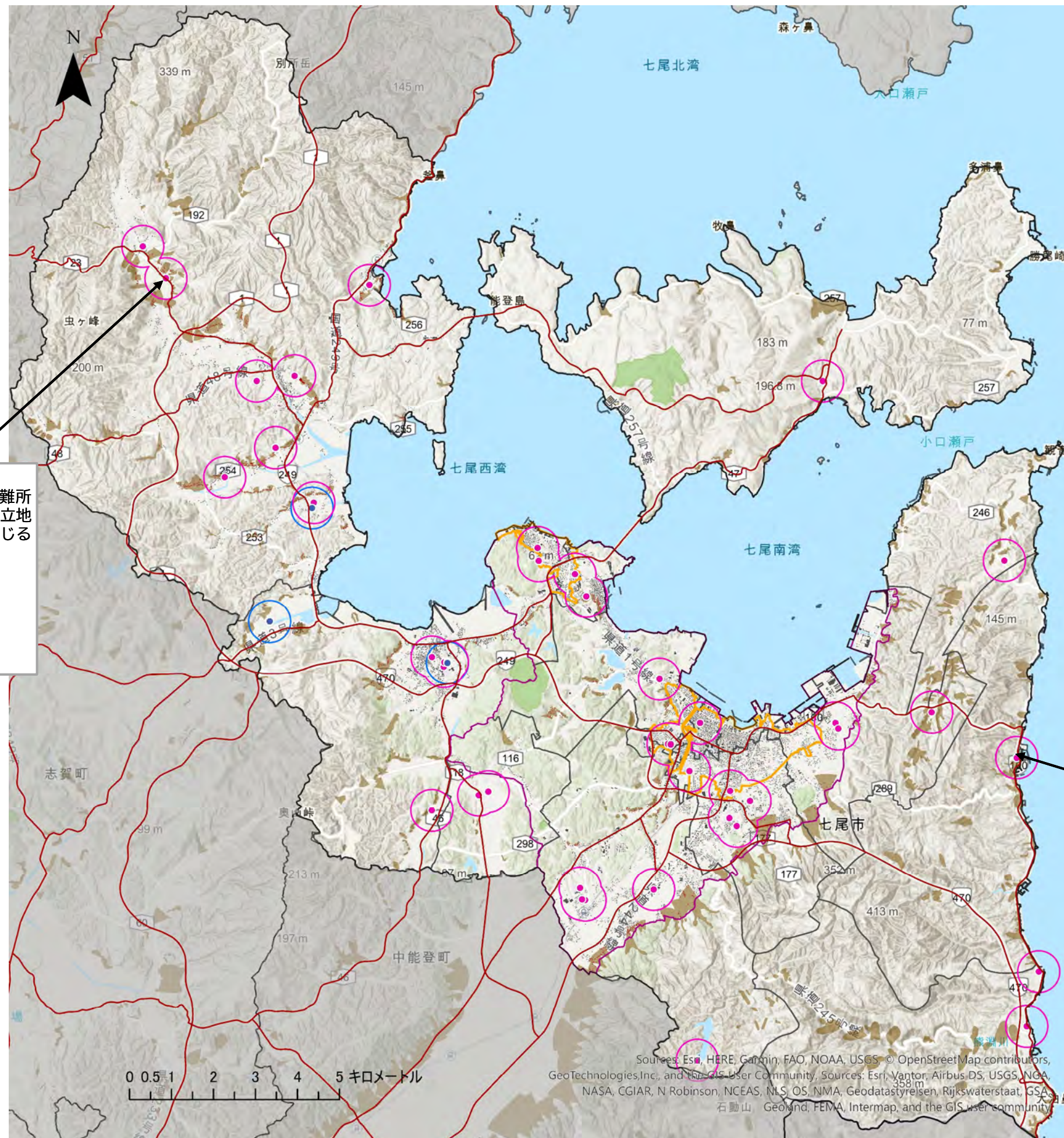
- ・指定避難所の強化を検討

ソフト対策（短期・中期）

- ・土砂災害のハザード情報の発信

凡例

- 指定緊急避難場所
- 指定避難所兼指定緊急避難場所
- 緊急輸送道路
- 土砂災害リスク
- 土砂災害の危険性が高い建物
- なし
- 土砂災害のリスクが高い地域
- 指定避難所兼指定緊急避難場所バッファ500m_土砂
- 指定緊急避難場所バッファ500m_土砂
- 居住誘導区域
- 都市計画区域



【災害リスク】

- ・地滑り防止区域の範囲内に指定避難所（北大吞地区コミュニティセンター）が立地しており、発災時に施設に被害が生じる可能性がある

【対応方針】

ハード対策（長期）

- ・指定避難所の強化を検討

ソフト対策（短期・中期）

- ・土砂災害のハザード情報の発信

図 防災まちづくりの方針(土砂)

資料：七尾市資料

7. 具体的な取り組み

防災の方針に対応するハード対策・ソフト対策に対応する具体的な取り組みについて、居住誘導区域を対象に定めます。具体的な取り組みは、防災に関する関連計画である地域防災計画・国土強靱化地域計画と整合するため、主にこれら計画に位置付けられた施策から抽出・整理します。

表 具体的な取り組み(ハード対策)

種別	ハード対策	主体	期間	具体的な取組
洪水	・河川改修等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	県・市 県・市 県・市 県・市 県・市	継続 継続 継続 継続 継続	○河川改修事業の推進 ○河川関連施設等の適正管理や耐震化 ■河川施設の改築、補強 ■樋門等の改築 ■河川の堆積土砂除去
津波	・海岸堤防等の整備を促進し、浸水範囲・浸水深の低減を図る	県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市	継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	○沖合施設等の整備 ○港湾施設の機能強化・維持管理 ■港湾の耐波性能の照査や既存施設の補強 ○漁港施設の機能強化・維持管理（漁港施設機能保全計画の改訂） ■漁港港湾の岸壁・道路等の耐震性強化 ○海岸保全施設の耐震化 ■海岸保全施設等の整備 ○海岸保全施設の長寿命化計画改訂
内水	・排水施設の更新を推進し、浸水防止を図る	市 市 市	継続 継続 継続	○雨水調整池又は雨水浸透性枳等の設置指導 ○治水関連施設等の適正管理や耐震化 ■下水道の主要な管路等の補強、整備
ため池	・ため池の耐震性を強化し、堤体の決壊による浸水防止を図る	県・市	継続	○ため池堤体の耐震補強
土砂災害	・土砂災害防止対策を促進し、土砂災害の防止を図る	県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市	継続 継続 継続 継続 継続 継続	○砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備 ■地すべり防止工事 ■急傾斜地崩壊防止工事 ○砂防関連施設の老朽化対策 ○砂防関連施設等の適正管理や耐震化
地震	・住宅等の耐震対策を支援し、建物の倒壊防止を図る	市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 県・市 市 市 県・市 市	継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 短期	○耐震診断・改修費の助成等の制度周知 ○緊急輸送道路や重要物流道路等の無電柱化推進 ○緊急輸送道路等の耐震性強化 ■落橋防止対策や橋脚の補強 ○緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備 ■代替路を確保する道路ネットワークの整備 ○緊急輸送道路等の点検 ■トンネルの安全点検、補強対策の実施 ・避難路となる生活道路の拡幅及び沿道の建物・工作物の耐震化 ・空き家解体による防災空地の確保 ・耐震性の高い建築物への更新 ・復興公営住宅の整備

※「短期」は概ね5年、「継続」は期間によらず適宜実施

○：国土強靱化地域計画 ■：地域防災計画 ・：左記以外に追加した施策

表 具体的な取り組み(ソフト対策)

種別	ソフト対策	主体	期間	具体的な取組
共通	・各種災害リスクの情報を発信し、防災意識の啓発を図る ・地区防災計画等の地域での事前の防災・減災の取り組みを支援	県・市 県・市 県・市 市 市 市・事業者・住民 市	継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続	○防災士の育成 ■防災リーダー等の育成、強化 ■自主防災組織リーダー育成研修会の実施 ■自主防災組織活動マニュアルの作成 ○自主防災組織の訓練の推進 ■実践的な防災訓練の実施
		県・市 市 県・市 県・市	短期 継続 継続 継続 継続	○緊急速報メール等を活用した災害情報や伝達体制の強化 ○ICTを活用した情報伝達手段の整備 ■多様な情報伝達手段の整備 ■衛星電話等の災害に強い通信機器の配備 ○災害危険性や早期避難の重要性に関する啓発（ハザードマップの情報発信） ■防災知識の普及 ■地区防災マップの作成 ○要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施について指導 ■避難行動要支援者避難支援マップの作成
		市 市・住民 市	継続 継続 継続	○地籍調査の推進 ・防災協定締結の促進
		市 市 市	継続 継続 継続	○地籍調査の推進 ・防災協定締結の促進
洪水	・浸水深 3.0m以上の地域、家屋倒壊等氾濫想定区域をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討	市	継続	・公共施設等が整備された際に指定避難所又は指定緊急避難場所の指定を検討
土砂災害	・土砂災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る	市	継続	■防災マップ作りや避難訓練を地域毎で実施
地震	－	市	継続	■住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報の提供
津波	・浸水深 2.0m以上をはじめとする災害リスクが高い地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る	住民	継続	○自主防災組織等による実践的な津波避難訓練の実施
内水	・浸水深 0.5m以上をはじめとする地域における事前の余裕を持った水平避難の促進を図る ・活用できる避難場所の検討	市	継続	・公共施設等が整備された際に指定避難所又は指定緊急避難場所の指定を検討
ため池	－			－

※「短期」は概ね5年、「継続」は期間によらず適宜実施

○：国土強靱化地域計画 ■：地域防災計画 ・：左記以外に追加した施策

8章. 評価指標・目標値

1. 評価指標設定の考え方

立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要があります。そのため、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能する計画とするため、評価指標及びその目標値を設定することが重要です。

評価指標には、立地適正化計画の取り組みを通じて期待される直接的な効果を測る「直接指標」と、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを通じて、公共交通の利便性の向上や防災性の向上、財政の健全化、土地利用の適正化等の施策効果の発現を測る「間接指標」があります。

本市において、おおむね5年ごとに立地適正化計画を無理なく円滑に評価を実施していくため、全国一律で把握される指標や関連計画に定められた指標を活用するなど、今後も継続的に把握できる指標を採用することとします。その上で、本計画の進捗状況や効果を測る観点から、「まちづくり方針（ターゲット）」に対応した評価指標を設定します。

2. 評価指標の設定

前項の評価指標設定の考え方を踏まえ、まちづくり方針（ターゲット）ごとに評価指標を設定します。

表 評価指標

まちづくり方針（ターゲット）	評価指標
まちづくり方針① 次の居住地として選ばれるまちづくり	➡都市機能誘導区域内の魅力化や利便性向上の進捗を評価 ☐ 都市機能誘導区域内の誘導施設数【直接指標】 ※誘導施設に設定した都市機能の立地状況を把握 ☐ 都市機能誘導区域内の誘導施設数の割合【直接指標】 ※誘導施設に設定した都市機能の立地状況を把握し、区域内に立地する施設数の割合を算出
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	➡居住誘導区域における人口集積が維持されているかを評価 ☐ 居住誘導区域の人口密度【直接指標】 ※5年ごと調査が実施される都市計画基礎調査により継続的に把握 ☐ 居住誘導区域人口の割合【直接指標】 ※5年ごと調査が実施される都市計画基礎調査により継続的に把握 ➡誘導施策等の展開により地価が改善しているかを評価 ☐ 居住誘導区域内の平均地価【間接指標】 ※毎年実施される地価公示により継続的に把握
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	➡公共交通の利用者数が増加しているかを評価 ☐ 市内公共交通利用者数【間接指標】 ※七尾市地域公共交通計画の目標指標を活用 ※地域公共交通計画の目標年度は令和9年度までとなっているため、目標値は随時更新する

まちづくり方針（ターゲット）	評価指標
まちづくり方針④ 定住できる安全・安心なまちづくり	➡防災に関わる施策が進捗しているかを評価 □災害時相互応援協定の締結数【間接指標】 ※大規模災害時に迅速・的確に安全確保を把握ため、各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について民間事業者や関係機関と締結する災害応援協定数の状況を把握 □地区防災計画の策定数【間接指標】 ※各地区で自発的な防災活動に関する計画を共同して作成する地区防災計画の策定状況を把握 □復興公営住宅の整備戸数【直接指標】 ※復興公営住宅の整備戸数を把握

3. 目標値の設定

本計画に定める各評価指標に対する目標値を以下のように設定します。これら評価指標の状況を概ね5年毎に把握し、計画の進捗状況を評価します。また、必要に応じて計画の見直しを検討します。

表 評価指標及び目標値

まちづくり方針 (ターゲット)	評価指標	現状値
		目標値
まちづくり方針① 次の居住地として 選ばれるまちづくり	□都市機能誘導区域内の誘導施設数 【直接指標】	現状値 (R8) : 19 施設【七尾駅周辺】 5 施設【和倉温泉周辺】
		目標値 (R28) : 19 施設以上【七尾駅周辺】 5 施設以上【和倉温泉周辺】
	□都市機能誘導区域内の誘導施設数の割合【直接指標】	現状値 (R8) : 46.2%
		目標値 (R28) : 現状値以上
まちづくり方針② 既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり	□居住誘導区域の人口密度 【直接指標】	現状値 (R2) : 27.9 人/ha ※策定時点で最新の現状値(国勢調査)を記載していますが、震災前の値のため、令和7年国勢調査のメッシュ別人口が公表された際は、改めて現状値を更新する予定
		目標値 (R27) : 22.3 人/ha ※居住誘導を図らない場合 18.8 人/ha まで低下することが想定 ※社人研推計値と復興プラン目標値の差(約 2.8 百人)をすべて居住誘導区域内に誘導するのは、市街化区域を定めていない本市では現実的ではないことを踏まえ、約8割を居住誘導区域に誘導することを想定 ※国勢調査を活用して達成状況を確認するため、目標値は国勢調査実施年を設定
	□居住誘導区域人口の割合 【直接指標】	現状値 (R2) : 34.9%
		※策定時点で最新の現状値(国勢調査)を記載していますが、震災前の値のため、令和7年国勢調査のメッシュ別人口が公表された際は、改めて現状値を更新する予定 目標値 (R27) : 45.6% ※国勢調査を活用して達成状況を確認するため、目標値は国勢調査実施年を設定
	□居住誘導区域内の平均地価【関節指標】	現状値 (R8) : 28,180 円/㎡
		※市内の地価公示による5地点(居住誘導区域内)における地価の平均値 目標値 (R27) : 現状値以上 ※過去と同じ傾向で推移する場合は、R27 までに約 11,000 円/㎡まで減少することが想定

まちづくり方針 (ターゲット)	評価指標	現状値
		目標値
まちづくり方針③ 都市機能のサービスをだれもが享受できる移動手段が確保されたまちづくり	□市内公共交通利用者数 【間接指標】	現状値 (R3) : 171.7 万人 ※地域公共交通計画の現状値を転記
		目標値 (R9) : 172.0 万人 ※地域公共交通計画の目標値と整合 (計画が改定された際は、新たな目標値を採用する)
まちづくり方針④ 定住できる安全・安心なまちづくり	□災害時相互応援協定の締結数【間接指標】	現状値 (R8) : 45 件
		目標値 (R28) : 現状値以上
	□地区防災計画の策定数 【間接指標】	現状値 (R8) : 0 地区
		目標値 (R28) : 1 地区以上
	□復興公営住宅の整備戸数 【直接指標】	現状値 (R8) : - 戸
		目標値 (R28) : 394 戸

4. 評価スケジュール

本計画の評価は、概ね5年ごとの分析・評価を基本とし、評価指標に用いる国勢調査、都市計画基礎調査の調査時期や関連計画の改定時期と整合を図りながら実施します。

また、評価結果や、施策の進捗や社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて、計画内容の見直しを検討します。

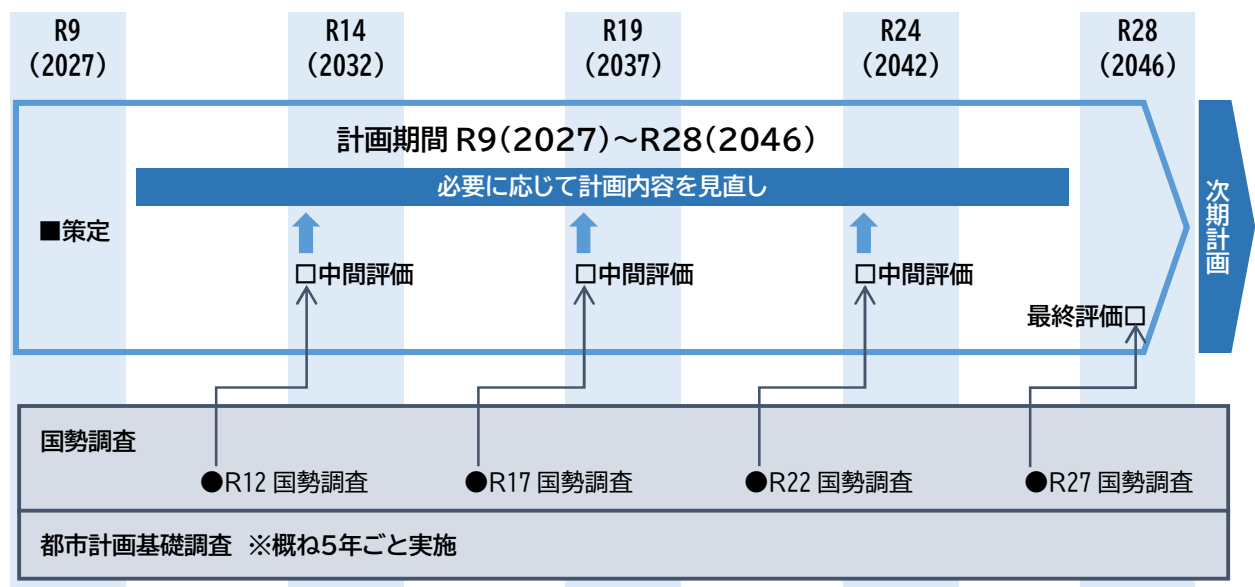


図 評価スケジュールのイメージ